

參考資料集

令和 6 年 7 月 4 日版

目次

○平成30年答申以降の社会教育に関する議論について <P. 2～23>

- ・平成30年以降の社会教育関連の議論の概観
- ・人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について（答申、概要）
- ・第11期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理（概要）
- ・今後の生涯学習・社会教育の振興方策（重点事項）について
- ・第4期教育振興基本計画（概要）
- ・第12期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理について（概要）
- ・社会教育人材の養成及び活躍促進の在り方について（最終まとめ）概要

○社会教育関連データ <P.24～69>

- ・社会教育について
- ・社会教育法制定以降の主な社会教育施策
関連の動向
- ・社会教育費の推移とその内訳
- ・社会教育関係職員数の状況
- ・社会教育施設について
- ・社会教育の裾野の広がりと、社会教育人材が
果たすべき役割
- ・地域コミュニティに着目した他府省の施策例
- ・障害者の生涯学習等について
- ・国内の日本語学習について
- ・社会教育主事・社会教育士について
- ・コミュニティ・スクールと地域学校協働活動について

- ・国立教育政策研究所社会教育実践研究センターの概要
- ・社会教育主事・司書・公民館職員に関する研修事業
- ・令和6年度 博物館に関する学芸員等の研修体系
- ・独立行政法人国立青少年教育振興機構について
- ・体験活動について

○社会教育を取り巻く状況 <P.70～78>

- ・人口の推移と将来推計
- ・DX（デジタルトランスフォーメーション）について
- ・地域の繋がりの希薄化
- ・障害者の状況
- ・外国人の推移について

○平成30年答申以降の社会教育に関する議論について

社会教育についてのこれまでの議論について①

人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について(平成30年12月21日中央教育審議会答申)

P.5参照

- 人口減少、高齢化、グローバル化、貧困、つながりの希薄化、社会的孤立、地方財政の悪化等の多様化し複雑化する課題と社会変化に対応するためにも、今後の我が国にとって「社会教育」を基盤とした人づくり・つながりづくり・地域づくり」が一層重要
- 地域における新時代の社会教育の方向性として「開かれ、つながる社会教育」を提示し、住民の主体的な参加のためのきっかけづくり、ネットワーク型行政の実質化、地域の学びと活動を活性化する人材の活躍の3つの観点が必要
- 社会教育施設には学習と活動の拠点としてのみならず、住民主体の地域づくり、持続可能な共生社会の構築に向けた取組の拠点としての役割も求められる
- 地方公共団体からの意見も踏まえ、地方公共団体の長が公立社会教育施設を所管できることとする特例について、社会教育の適切な実施の確保に関する制度的担保が行われることを条件に可とすべき

第11期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理

P.6～7参照

～全ての人のウェルビーイングを実現する、共に学び支えあう生涯学習・社会教育に向けて～(令和4年8月)

- 一人として取り残すことのない社会的包摂の実現や、誰もがデジタル化の恩恵を受けられるような社会の実現が大きな課題
- 生涯学習・社会教育に関わる多種多様な関係機関・関係者が、あらゆる人の身近に学びの機会がある社会の重要性についての共通認識を持ち、生涯学習・社会教育の振興に係る取組を積み重ね、多様なニーズを持つそれぞれの人の学習機会を保障し、学習の当事者としての個人の自主的・積極的な学びを支えることで、個人や集団、ひいては地域コミュニティにおけるウェルビーイングを高める
- 住民自治を支える社会教育は、持続的な地域コミュニティを形成する、社会全体の基盤

今後の生涯学習・社会教育の振興方策(重点事項・具体策)について

P.8～16参照

(令和5年3月8日第134回中央教育審議会総会 文部科学省報告資料)

- 一人一人の生活と地域づくりを支える「学びと実践」の機会と場を提供する「地域の学びと実践プラットフォーム」を打ち出し、「地域の学びと実践プラットフォーム」としての役割を、社会教育人材・社会教育施設が連携して担う
- 社会教育人材に関する事項について、中央教育審議会生涯学習分科会において継続して専門的に議論・検討



社会教育についてのこれまでの議論について②

第4期教育振興基本計画(令和5年6月16日閣議決定)

P.17~19参照

- 「2040年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成」、「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」の2つがコンセプト
- 基本的な方針3:地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進
 - ・地域において人々の関係を共感的・協調的なものとするためには、社会教育による「学び」を通じて人々の「つながり」や「かかわり」を作り出し、協力し合える関係としての土壤を耕しておくことが求められ、こうして形成された地域の人々の関係は持続的な地域コミュニティの基盤となり、ひいては社会全体の基盤となる
 - ・コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進など、社会教育の充実による地域の教育力の向上や地域コミュニティの基盤強化
 - ・公民館等の社会教育施設の機能強化、社会教育人材の養成と活躍機会の拡充
 - ・国や地方公共団体において、障害者の生涯学習の推進を生涯学習・社会教育推進施策として明確に位置付けるとともに、その担い手の**人材育成・確保**や**理解促進**のための取組を促進

第12期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理(令和6年6月)

P.20~21参照

- リカレント教育:多忙な社会人にも情報をわかりやすく提供することや、学び直しのための費用、時間、社会的評価等の課題の解決が必要であり、高等教育機関では地域社会の基盤として地方公共団体や地元企業などと連携し、企業等からの人的成長投資ニーズをとらえた魅力的な教育プログラムを開発するとともに、社会人が学びやすい教育環境を整備することで、学びの成果が適切に評価され、個人のキャリアアップが促進される「学びと成長のエコシステム」の構築を図るなど、地域の**人材拠点**となることが必要。
- 障害者の生涯学習:多様な主体が連携し、人生のあらゆる段階における多様な学びづくり、特に、学校に通う段階を終えて社会への本格的な参画へ移行する段階で困難に直面することが多いため、学校段階から生涯学習への意欲の向上、社会教育その他、様々な学習機会に関する情報提供が必要
- 外国人の日本語教育:我が国に在留する外国人が急激に増加しており、地域社会の国際化が進む中で、共生社会を構築し、地域社会の**コミュニティ**をより緊密で強固なものとするため、日本語学習・文化理解とともに多文化共生の考え方を育むこと等は重要
- 社会教育人材:学びを基盤とした社会教育活動をオーガナイズできる社会教育人材の質的な向上・量的な拡大を図るため、社会教育人材の養成、活躍促進に係る方策等に取り組む
- 社会教育を必要とする社会情勢は、社会教育法が制定された昭和24年から大きく様変わりし、新たな在り方を展望し、社会教育が果たすべき役割、若者を含めた担い手である人材の養成やその活躍の在り方、国としての推進方策等についてさらなる検討が進むことを期待

社会教育人材の養成及び活躍促進の在り方について(最終まとめ)(令和6年6月中央教育審議会生涯学習分科会社会教育人材部会) P.22~23参照

- 社会教育の裾野が拡大する中、地域コミュニティにおける学びを基盤とした社会教育活動をオーガナイズできる社会教育人材が果たす役割は大きく、**質的な向上・量的な拡大が重要**
- 社会教育主事、社会教育士の役割はそれぞれ「地域全体の学びのオーガナイザー」、「各分野の専門性を様々な場に活かす学びのオーガナイザー」
- 地域の実情を踏まえつつも、講習・養成課程の修了(社会教育士の称号取得)は、あくまで社会教育人材のエントリー条件であり、その後の**段階的な人材養成**を経て、社会教育主事として任用していくことが望ましい方向性の一つであること、また任用後も**実務経験や研修等**によって必要な知見を適切に補完し、総合的な資質の向上を図ることが期待されること
- 社会教育人材の**裾野の拡大**に伴う**量的拡大・質的向上**に向けた対応方策
- 社会教育人材の活躍促進に向けた対応方策(社会教育人材のネットワーク化等)
- 社会教育主事と社会教育士の関係や位置付け、それらを踏まえた社会教育人材の養成の在り方や活躍方策については、様々な観点から議論を継続していくことを期待

中央教育審議会「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について（答申）」 (平成30年12月21日)について

- 今後の我が国において、「『社会教育』を基盤とした人づくり・つながりづくり・地域づくり」を推進していくことが一層重要。
- その実現のためには、より多くの住民の主体的な参加を得て、多様な主体の連携・協働と幅広い人材の支援により行われる社会教育、すなわち、「開かれ、つながる社会教育」へと進化を図る必要がある。

今後の地域における社会教育の在り方

- 人口減少、高齢化、グローバル化、つながりの希薄化、地方財政の悪化、SDGsに向けた取組 等
⇒ 住民自らも地域運営に主体的に関わっていくことが重要
- 人生100年時代の到来、Society5.0実現の提唱 等
⇒ 誰もが生涯にわたって学び、その成果を生かすことのできる生涯学習社会の実現へ向けた取組が必要



個人の成長と地域社会の発展の双方に寄与しうる社会教育に大きな期待

「社会教育」を基盤とした、人づくり・つながりづくり・地域づくり

人づくり

自主的・自発的な学びによる知的欲求の充足、自己実現・成長

つながりづくり

住民の相互学習を通じ、つながり意識や住民同士の絆の強化

学びと活動の好循環

地域づくり

地域に対する愛着や帰属意識、地域の将来像を考え取り組む意欲の喚起
住民の主体的参画による地域課題解決



住民の主体的な参加のためのきっかけづくり

社会的に孤立しがちな人々も含め、より多くの住民の主体的な参加を得られるような方策を工夫し強化

ネットワーク型行政の実質化

社会教育行政担当部局で完結させず、総合教育会議の活用や地域学校協働活動の推進等を通じた首長、NPO、学校、企業等といった多様な主体の幅広い連携・協働

地域の学びと活動を活性化する人材の活躍

学びや活動と参加者をつなぎ、地域の学びと活動を活性化する多様な人材の活躍を後押し

「開かれ、つながる社会教育」へ

今後の社会教育施設の在り方

＜今後の社会教育施設に求められる役割＞ 各施設には、地域の学習拠点としての役割に加え、以下のような役割も期待。

公民館

地域エコティの維持と持続的な発展を推進するセンター的役割、地域の防災拠点

図書館

他部局に転換した個人のスキルアップや就業等の支援、住民のニーズに対応できる情報拠点

博物館

学校における学習内容に即した展示・教育事業の実施、観光振興や国際交流の拠点

今後の社会教育施設の所管の在り方

- 地方の実情等を踏まえ、より効果的と判断される場合には、地方公共団体の判断により地方公共団体の長が公立社会教育施設を所管できる特例を設けることについて、社会教育の適切な実施の確保に関する制度的担保が行われることを条件に、可とすべき。

⇒上記を踏まえ、公立社会教育施設（公民館、図書館、博物館等）の所管の特例を認める制度改正を実施（第9次地方分権一括法の一部として社会教育法等を改正）

。

第11期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理【概要】

～全ての人のウェルビーイングを実現する、共に学び支えあう生涯学習・社会教育に向けて～

1. 生涯学習・社会教育をめぐる現状・課題

- 社会やライフスタイルの変化等により、人ととの「つながり」の希薄化、困難な立場にある人々（貧困の状況にある子供、障害者、高齢者、孤独・孤立の状態にある者、外国人等）などに関する課題が顕在化・深刻化
⇒ 社会的包摂と、その実現を支える地域コミュニティが一層重要に
- 「新しい資本主義」に向けた人への投資の充実、デジタル社会の進展への対応の必要性が増大
⇒ 社会人の学び直しをはじめとする生涯学習が一層重要に
特に、デジタルデバイド解消や、国民全体のデジタルリテラシー向上が喫緊の課題に（デジタル田園都市国家構想の実現）

2. 生涯学習・社会教育が果たしうる役割

- 生涯学習：職業や生活に必要な知識を身につけ自己実現を図るためにもの。他者との学び合い・教え合いにより豊かな学びにつながるもの
- 社会教育：学びを通じて「人づくり・つながりづくり・地域づくり」の循環を生み、持続的な地域コミュニティを支える基盤となるもの

人生100年時代・VUCAの時代においては、こうした従来の役割に加え、下記の役割がより重要な

ウェルビーイングの実現

ウェルビーイング：「個人」の幸せ + 周囲の「場」のよい状態

＜生涯学習＞
「個人」の生涯にわたる
自己実現を図る学習

＜社会教育＞
学びを通じた「人づくり・
つながりづくり・地域づくり」

生涯学習を通じた個人の成長と、持続的な地域コミュニティを
支える社会教育は、ウェルビーイングの実現に密接不可分

デジタル社会に対応

デジタルデバイド解消を含め、デジタルによる格差や分断のないデジタル化を実現する社会的要請

国民全体のデジタルリテラシーの向上を目指す

社会的包摂の実現

貧困の状況にある子供、障害者、高齢者、孤独・孤立の状態にある者、外国人、女性など、それぞれに学習ニーズがある

誰一人として取り残すことなく、学習機会を提供する

地域コミュニティの基盤

リアル・オンラインの双方で、地域住民がつながる「場」として社会教育施設を活用し、共に学びあう社会教育

+
コミュニティ・スクールや地域学校協働活動への地域住民の参画（学校と地域の連携）

「学び」を通じた、人ととのつながり・絆の深まりが、
地域コミュニティの基盤を安定させる

3. 今後の生涯学習・社会教育の振興方策

公民館等の社会教育施設の機能強化

- ・公民館等の役割を明確化（社会的包摂の実現、地域コミュニティづくり、子供の居場所としての役割等）
- ・リアルとオンラインの双方で、住民が相互に「つながり」を持つ共同学習・交流を促進⇒ 地域コミュニティの基盤に
- ・公民館等のデジタル基盤を強化（PC等の機器導入、Wi-fi環境整備等）
- ・デジタルデバイドの解消やデジタル・シティズンシップの育成のための教育⇒ 国民全体のデジタルリテラシー向上へ
- ・他機関との連携（自前主義からの脱却）や、住民の意向を反映できる運営や評価の在り方の見直し等による運営改善

社会教育人材の養成、活躍機会の拡充

- ・社会教育主事の配置を促進⇒ 地域課題に応じた関連部局・施策と社会教育との連携・調整を推進
- ・社会教育士の公民館等への配置促進、社会教育士のネットワーク化等による活躍機会の拡大
- ・多様な分野の施策と連携しつつ、つながりづくり・地域づくりを担えるよう、社会教育士に係る制度の在り方を検討（例：社会教育士の役割や称号付与要件の見直し等）
- ・社会教育人材の継続的な学習機会の確保も検討（デジタルに関するスキルアップ・現代的課題への対応等）

地域と学校の連携・協働の推進

- ・コミュニティ・スクールについて、十分な理解の下で全国的に導入を加速
- ・地域学校協働活動推進員の常駐化や、学校運営協議会の運営等に係る支援員の新たな配置の促進
- ・保護者、PTA活動の経験者、N P Oや企業関係者などの多様な地域住民の参加を推進
- ・部活動の地域移行の推進に向け、地域の実情に応じ、社会教育関係団体等と積極的に連携

リカレント教育の推進

- ・時間的・経済的な制約の中で学び直しを希望する女性や就業者、求職者など個々人のニーズに応じたりカレント教育を充実
- ・①大学・専門学校におけるリカレント教育プログラムの充実、②社会人が受講しやすい時間帯・期間・授業形態等の工夫、③情報発信の充実（公民館や民間等によるものを含む）④学習履歴の可視化（オープンバッジ等のデジタル技術の活用）等を推進

多様な障害に対応した生涯学習の推進

- ・障害者の生涯学習を、国・各地方公共団体の生涯学習・社会教育推進施策として明確に位置付ける
- ・障害者の生涯学習推進を担う人材育成・確保や、共生社会についての理解を促進

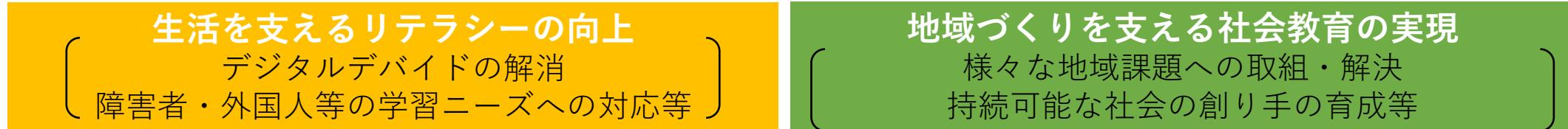
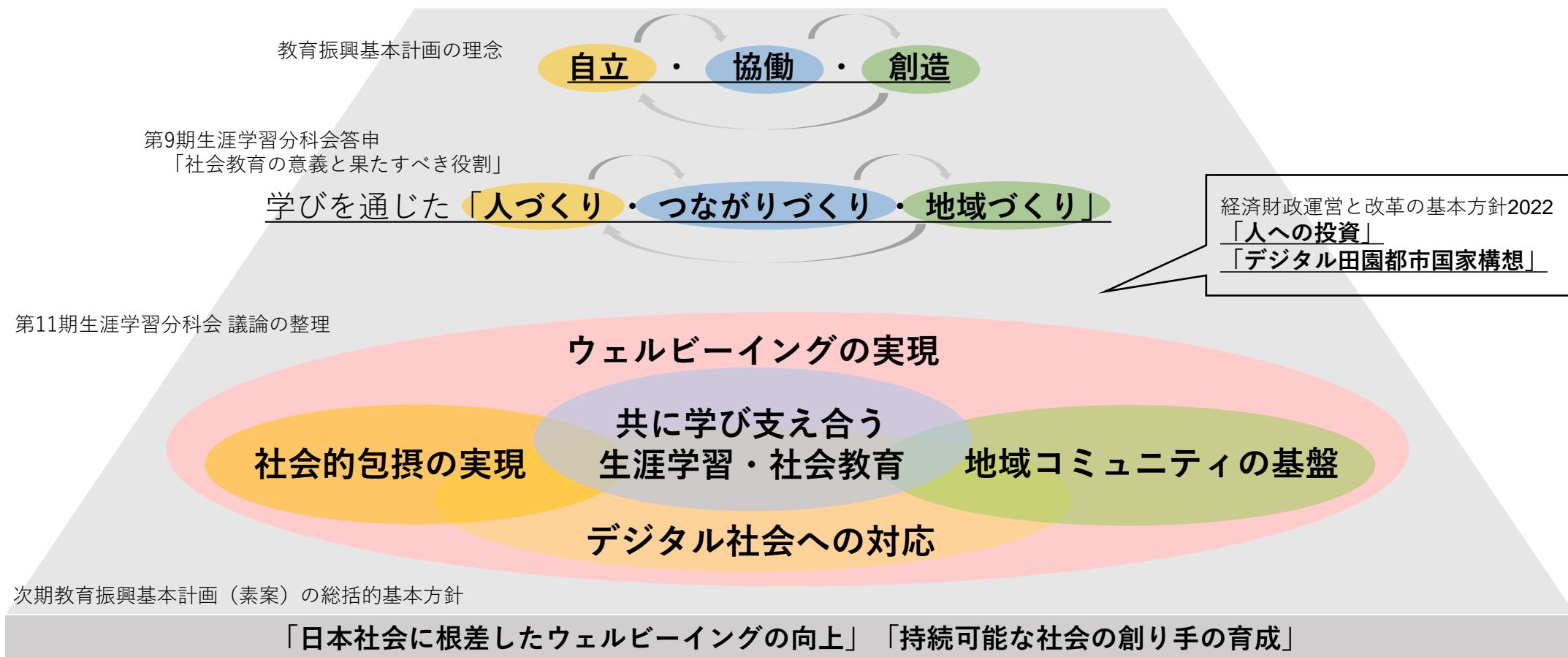
- ・国は、生涯学習・社会教育が、社会的包摂の実現や地域コミュニティ構築の役割を果たせるよう、振興方策の全体像を明確化
- ・国及び地方公共団体は、国民全体のデジタルリテラシーの向上に向けた取組をこれまで以上に推進
- ・地方公共団体は、社会教育主事の配置や社会教育士の活躍機会の拡充を積極的に検討。また、社会的包摂の実現や地域コミュニティ構築に関連する部局やNPO等民間団体との連携・協力を促進（教育委員会は総合教育会議等を活用して首長部局と積極的に連携）

今後の生涯学習・社会教育の振興方策 (重点事項)について



文部科学省

ウェルビーイングの実現に向けた生涯学習・社会教育の推進 ～これまでの議論を踏まえた施策の方向性～



一人一人の生活と地域づくりを支える「学びと実践」の機会と場を提供する
「地域の学びと実践プラットフォーム」としての役割を、社会教育人材・施設が連携して担う

「地域の学びと実践プラットフォーム」のねらいと効果

生活を支えるリテラシーの向上

- デジタルリテラシーの学習機会を公民館で提供することで、オンラインでの学習やSNSでのつながり作りなどを可能に。
(デジタルのコンテンツ・ネットワーク等の活用に加え、仲間・地域とリアルに繋がる場（公民館等）も提供)
- 社会教育主事等のコーディネートにより、公民館等の社会教育施設において、高齢者・障害者・外国人等の個々のニーズに応じた生活に必要な学び・学び合いを支援

地域づくりを支える社会教育の実現

- 公民館活動への地域住民の参加を促進し、コミュニティ施策や地域づくり部局とのタイアップを推進
- 社会教育士のネットワーク化や公民館等への配置を促進し、社会教育士の得意分野を活かして住民による地域づくりを組織的に支援
- 住民の主体的参画を重視し、他の地域活動との協働やコミュニティ・スクールとの連携等により、多世代の参画を推進。

「地域の学びと実践プラットフォーム」

一人一人の生活と地域づくりの双方を支える役割を、社会教育人材・施設がその専門性を生かし、連携して担う体制を構築

期待される効果

①：高齢者等を含め、日本に暮らす全ての人が当たり前にデジタルの恩恵（行政・民間サービス）を享受。
(肝心な時はリアルなつながりも大切)



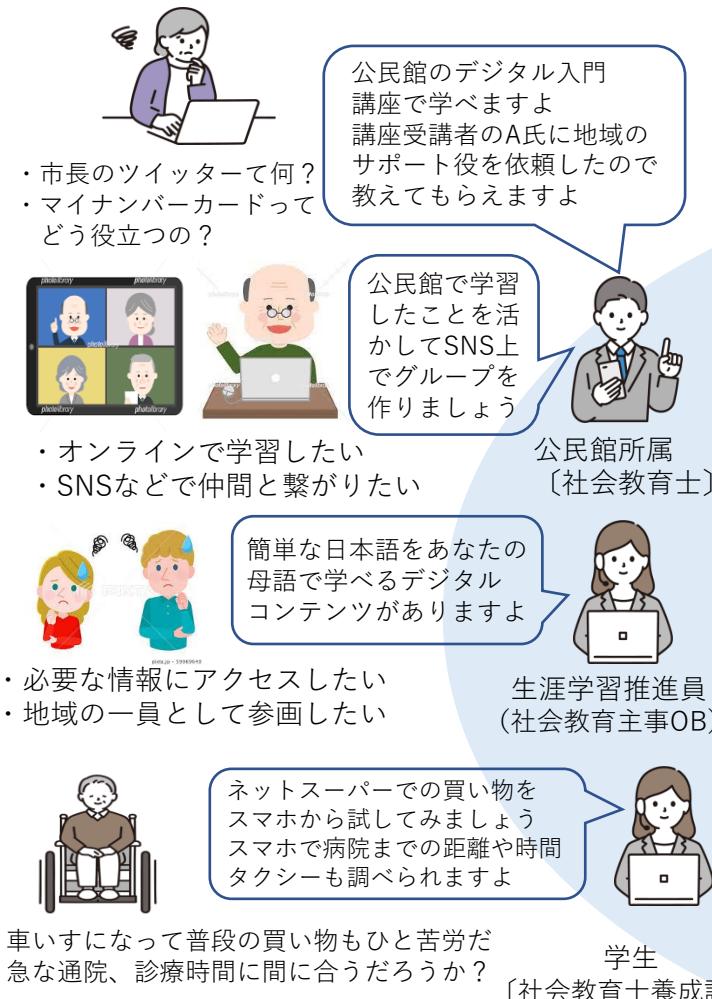
②：子供・若者を含む主体的な住民参画とそれを支援する行政の相乗効果で、地域住民の健康・住みやすさ・住民満足度等のウェルビーイングが向上



③：まちづくりや福祉・防災等の地域課題に関する行政も、地域の協力あってこそ。行政の施策効果やコスト面でも好影響。

地域の学びと実践プラットフォーム（イメージ図：地域づくりに役立つ社会教育）

生活を支えるリテラシーの向上



生 活 地 域

学びと実践

地域づくりを支える社会教育の実現



- ・地域を担う後継人材が育たない
- ・行政主導の地域振興イベントの効果は一時的なものになりがち

イベント運営参画を機に継続的な地域づくりに資する人材が育つよう、社会教育士研修で学んだ地域住民を巻き込むワークショップ的手法を社会教育担当の協力を得て取り入れてみよう



地域づくり担当部局
〔社会教育士〕



防災訓練は、児童生徒に対する防災体験学習や非常食の試食も取り入れて、楽しく多世代で学べる場にしたら、参加率が上がるぞ



町内メンバー
〔社会教育士〕



地域学校協働活動、PTA、子ども会の活動に携わっていた方と社会教育士ネットワークの研修で知り合ったから協力を依頼してみよう



企業人
〔社会教育士〕

社会や地域に貢献したいと思っている知り合いの企業・団体にも、地域活動への協力を依頼できますよ

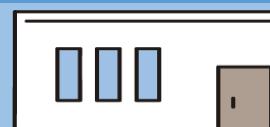
社会教育人材ネットワーク

社会教育主事・
社会教育士

(地域における学びと実践
のコーディネーター)

地域の学びと実践プラットフォーム

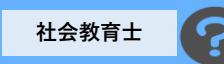
公民館等



- デジタルリテラシーの学習機会を保証
- 仲間・地域とリアルで繋がる場も提供
- デジタルの活用で多様な学び・学び合いの機会を充実
- 公民館の運営自体も住民の参画の場に

学生
〔社会教育士養成課程〕

社会教育人材の活用に関する現状の課題と重点事項（重点的に取り組むべき事項）

行政職員（地方公務員、教育公務員）				一般企業・地域等	課題①②⑥関係
組織的活用に関する課題	教育委員会	公民館・学校等	首長部局(地域振興課等)	企業・団体(NPO)など	重点事項(1)
	課題① 社会教育人材について、どこに、どんな人(経験・得意分野等)がいるのかわからない				社会教育人材ネットワークの構築による組織的な活用
	課題② 社会教育主事・社会教育士になった後、継続的な研修や繋がり維持の機会がない				課題②⑧関係
配置・活用に関する課題	課題③ 社会教育主事の配置率が低い  社会教育主事	課題④ 公民館職員の専門性の向上も重要  社会教育士	課題⑤ 社会教育は地域振興等にも役立つとの認識が浸透していない  社会教育士	課題⑥ 社会教育士の専門性を生かせる活躍の場が少ない  社会教育士	重点事項(2) 社会教育士等の講習・研修の充実（継続的な学習・交流を支援。現代的ニーズを踏まえて内容を見直し。）
裾野の拡大に関する課題	課題⑦ 社会教育主事・社会教育士になるための講習は、仕事をしながらの受講が困難 	課題⑧ 講習内容について、現代的課題に対応した見直しも必要 			課題③④関係 重点事項(3) 社会教育分野での人材確保（社会教育主事の配置、社会教育士の配置・登用の促進、公民館主事等の講習受講の促進等）
					課題⑤⑥関係 重点事項(4) 地域振興分野での人材確保（地域振興部局担当者、町内会・まちづくり協議会関係者等の講習の受講促進等）
					課題⑦関係 重点事項(5) 講習の受講機会の拡大等（受講者枠拡大・オンライン化等）

「地域の学びと実践プラットフォーム」構築に向けた重点事項（社会教育人材関係）

重点事項(1)

社会教育人材ネットワークの構築・展開による組織的な活用

- 社会教育主事・社会教育士に対し、研修情報の周知、イベントや個別相談対応への協力依頼等を組織的に行えるよう、社会教育主事講習・養成課程の実施機関である大学等の協力も得ながらネットワークを構築・展開。
- 対象者、活用方法等の詳細は、集約する情報の種類（氏名や属性等）や、集約の主体・手法等とあわせて検討。また、ネットワークの自主的な活用や人材の確保の観点から、社会教育主事OBや社会教育主事養成課程の学生等の活用も検討。
- 社会教育士が地域で活動しやすくなるよう、社会教育士であることを証する修了証書やデジタルバッジ等の導入を検討。

重点事項(3)

社会教育分野での人材確保（社会教育主事の配置促進、公民館等への社会教育士の配置・登用の促進、公民館主事等の講習受講の促進等）

- 社会教育主事の配置状況を分析し、自治体に必要な働きかけの実施。
- 社会教育士の公民館や地域学校協働活動推進員への配置・登用を促進する。また、公民館主事や地域学校協働活動推進員、PTA、子ども会等の社会教育関係者等の専門性の向上に向け、社会教育主事講習の受講を推奨する。

重点事項(5)

講習の受講機会の拡大等（受講者枠の拡大・オンライン化等）

- 働きながらでも社会教育主事講習を受講したいというニーズに応えるため、社会教育主事講習のオンライン化や夜間・休日中心の講座を含む多様な社会教育主事講習を展開。社会教育主事講習の定員の増加等に向け、講習実施機関へ働きかけ。
- 民間資格等による科目代替の検討など社会教育士の資格取得の促進策を検討。

重点事項(2)

社会教育士等の講習・研修の充実

（講習のアップデート、継続的な学習・交流への支援）

- 社会教育主事・社会教育士に必要とされる専門性に関する内容や、デジタル活用、多様なニーズへの対応に関する内容について、社会教育主事講習等に反映。
- 社会教育士等が継続的に学習できるよう、公開可能な研修をオンデマンド配信。その際、継続的な学習の機会が、相互に協力しあえる人的つながりづくりの機会となるよう、社会教育人材ネットワークの活用も検討する。

重点事項(4)

地域振興分野等での人材確保（地域振興部局担当者、町内会・まちづくり協議会関係者等の講習の受講促進等）

- 首長部局の地域振興担当等における社会教育士の活用が進むよう、当該部局の職員の講習受講を促進。
- 社会教育人材ネットワークを活用し、社会教育人材の地域振興施策への協力を促進。

横断的事項

- 生涯学習分科会において、社会教育教育人材に関する取組の実施状況を踏まえ、さらに専門的な議論・検討を行う。
(議論・検討にあたっては、社会教育主事・社会教育士の制度的な位置づけを踏まえ、社会教育主事講習の名称変更も含めて検討。)
- 国で社会教育を一層推進するための体制の検討・整備を進めるとともに、実際の課題解決事例を参考に、各自治体の取組が進むようアドバイスする体制を検討。その一環として、社会教育マイスター（仮称）を創設。
- 社会教育におけるEBPMの推進。

地域の学びと実践プラットフォーム（イメージ図：関係組織や住民等との連携）

地 域

他の行政施策・部局と連携し
多様な住民ニーズに対応
(地域振興、多世代交流、福祉等)

- 地域づくり（地域振興）をはじめ、多様な世代を対象とする他の行政施策や担当部局とのタイアップを推進し、多世代交流による地域コミュニティづくりを支援
- 住民の自主的な学びや参画を促し、行政施策の効果を高め、持続性やコストも改善

（連携の例）

【放課後児童健全育成事業】
放課後児童クラブ等を
公民館で実施

【地域運営組織】

公民館活動を母体とした地域運営組織の取組（子育て交流、学習支援等）や支援措置等を周知

【農村型地域運営組織（農村RMO）】
中山間地域における農地保全や
生活の支え合い等の活動を公民館と連携して実施

【重層的支援体制整備事業】
相談支援や交流の場など
社会福祉分野における協働

生 活

社会教育施設の複合化や
PFIの活用による官民連携の推進



社会教育人材ネットワークとの連携

- 首長部局や地域にいる社会教育士と連携し、それぞれの強みを活かした協力を得て、多様な課題に対応・解決

社会教育主事・社会教育士

地域の学びと実践プラットフォーム



公民館等

デジタルとリアル双方の教育機会の提供による 「つながりづくり」

- デジタルリテラシーの学習機会を保証
- 仲間・地域とリアルに繋がる場も提供
- デジタル技術の活用等、公民館のデジタル化を推進

社会的包摶の実現に向けた学習支援

- 公民館等の社会教育施設を拠点とし、社会教育人材のコーディネートにより、ICTやデジタルコンテンツ等も活用しながら、高齢者・障害者・外国人等の個々のニーズに応じて生活に必要な学び・学び合いを支援（福祉部局等とも連携）
- 不登校、貧困等の課題を抱える子供たちの学びを支援（地域学校協働活動や家庭教育支援チーム等と連携）
- 社会教育での学びに加えて更に学びたい者が、大学等が提供する学習コンテンツの情報を得られるよう、リカレント教育の検索サイト「マナパス」等とも連携

地域住民による公民館運営への参画

- 身近な公民館の運営への住民の参画を促すことで、住民が行政に主体的に関わるようになる機会を提供
- 特に、若い世代の公民館に対する声の把握に努め、子供や若者も集う地域コミュニティの拠点に。



民間企業やNPO等との連携

- 民間企業やNPO、町内会、PTA、子ども会等との協働により、公民館が多様な属性をもつ者の活動が重なりあう場となることで、地域コミュニティの繋がりを強める。
- 企業と連携してリアルな体験活動等を推進し、リアルな体験や繋がりの良さを実感できる場に。



地域と学校等の連携・協働の推進

- コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に推進し、子供を中心として、幅広い地域住民等が地域で繋がる機会を提供。



社会教育施設に関する現状の課題と重点事項

社会教育施設をめぐる課題

課題①

地域住民のニーズが多様化し、従来の取組だけでは、多様な住民の期待・ニーズへの対応が困難に。

課題②

様々な行政分野で、地域との関係性が重視され、地域づくりや自主的取組みに資する社会教育的な学びとの連携が求められている。

課題③

地域コミュニティにおける住民同士の関係性が希薄化。地域における様々な活動間(町内会や学校等の活動と公民館活動など)で、必ずしも連携が十分ではない。

課題④

様々な活動の際に集まれる場としての強みを地域コミュニティづくりに十分生かせていない。

課題⑤

公民館の運営や評価等について、地域住民の参画や意向の反映が必ずしも十分ではないことも。

課題⑥

公民館等での学びが、住民同士の繋がりづくりや地域づくりをはじめとした、地域における実践に十分に結びついていない。

重点的に取組むべき事項を明確化



重点事項(1)

他の行政施策・部局と連携し
多様な住民ニーズに対応
(地域振興、多世代交流、福祉等)



重点事項(2)

地域との連携推進による
地域づくりの主導
(地域住民、NPO、社会教育
関係団体、学校等)



重点事項(3) 学びと実践の場としての機能強化



「地域の学びと実践プラットフォーム」構築に向けた重点事項(社会教育施設関係)

重点事項(1)

他の行政部局・施策と連携し、多様な住民ニーズに対応

(地域振興、多世代交流、福祉等)

○地域づくり（地域振興）を始めとする他の行政施策・部局とのタイアップを推進

(連携の例)

【放課後児童健全育成事業】放課後児童クラブ等を公民館で実施。

【地域運営組織】公民館活動を母体とした地域運営組織の取組(子育て交流、学習支援等)や支援措置等を周知。

【農村型地域運営組織（農村RMO）】中山間地域における農地保全や生活の支え合い等の活動を公民館と連携して実施。

【重層的支援体制整備事業】相談支援や交流の場など福祉分野における協働。

○社会教育人材ネットワークとの連携

- ・社会教育との連携が重要な部局の職員に社会教育主事講習の受講を推奨。
- ・公民館等で活用する社会教育士も、地域づくり施策への協力に努める。

○社会教育施設の複合化やPFIの活用による官民連携の推進

重点事項(2)

地域との連携推進による地域づくりの主導（地域住民、NPO、社会教育関係団体、学校等）

○地域住民による公民館運営への参画

- ・公民館運営における地域住民の意向を反映するため手引きの作成を検討。
- ・特に、若い世代の公民館に対する声の把握に努め、運営に反映。

○民間企業やNPO等との連携

- ・民間企業やNPO、町内会、PTA、子ども会等との協働により、公民館活動への多世代の参画を推進。
- ・企業と連携してリアルな体験活動等を推進。
- ・企業等との円滑な連携に向けて、営利的な活動との関係について具体的な事例を整理・周知。

○地域と学校等の連携・協働の推進

- ・コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に推進し、子供を中心として、幅広い地域住民等が地域で繋がる機会を提供。

重点事項(3)

学びと実践の場としての機能強化

○社会的包摂の実現に向けた学習支援

- ・公民館等の社会教育施設を拠点とした、社会教育人材のコーディネートにより、ICTやデジタルコンテンツ等も活用しながら、高齢者・障害者・外国人等のニーズに応じて生活に必要な学びを支援（福祉部局とも連携）。
- ・不登校や貧困等の課題をかかえる子供たちへの支援（地域学校協働活動や家庭教育支援チーム等と連携）。

○子供や若者の社会教育への参加促進

- ・若い世代の声を公民館の運営に反映するとともに、社会教育施設が子供や若者の学び合う場となり、子どもの居場所としての役割も果たせるよう、具体的な事例を周知。

○リカレント教育の検索サイト「マナパス」との連携

- ・社会教育での学びに加えて更に学びたい者が、大学等が提供する学習コンテンツの情報を得られるよう、リカレント教育の検索サイト「マナパス」等とも連携。

○デジタルとリアル双方の教育機会の提供による「つながりづくり」

- ・デジタル技術の活用等、公民館等のデジタル化を推進。
- ・デジタルリテラシーの学習機会を提供。
- ・地域住民同士がリアルに繋がる場も提供。

○社会教育人材ネットワークとの連携

- ・社会教育士の公民館等への配置や公民館主事等の専門性向上（資格取得促進）。
- ・社会教育士それぞれの強みを活かせる協力を要請。

横断的事項

○重点事項(1)～(3)について「公民館の設置及び運営に関する基準」において明示することを検討。

○「優良公民館表彰」に年度毎の重点分野を設定し、その優良取組事例を収集・横展開。

○国で社会教育を一層推進するための体制の検討・整備を進めるとともに、実際の課題解決事例を参考に、各自治体の取組が進むようアドバイスする体制を検討。その一環として、社会教育マイスター(仮称)を創設(再掲)。

○社会教育におけるEBPMの推進（再掲）。

我が国の教育をめぐる現状・課題・展望

教育の普遍的な使命：学制150年、教育基本法の理念・目的・目標（不易）の実現のための、社会や時代の変化への対応（流行）

【社会の現状や変化】

- ・新型コロナウイルス感染症の拡大
- ・ロシアのウクライナ侵略による国際情勢の不安定化
- ・VUCAの時代（変動性、不確実性、複雑性、曖昧性）
- ・少子化・人口減少や高齢化
- ・グローバル化・地球規模課題
- ・DXの進展、AI・ロボット・グリーン（脱炭素）
- ・共生社会・社会的包摶
- ・精神的豊かさの重視（ウェルビーイング）
- ・18歳成年・こども基本法 等

第3期計画期間中の成果

- ・（初等中等教育）国際的に高い学力水準の維持、GIGAスクール構想、教職員定数改善
- ・（高等教育）教学マネジメントや質保証システムの確立、連携・統合のための体制整備
- ・（学校段階横断）教育費負担軽減による進学率向上、教育研究環境整備や耐震化 等

第3期計画期間中の課題

- ・コロナ禍でのグローバルな交流や体験活動の停滞
- ・不登校・いじめ重大事態等の増加
- ・学校の長時間勤務や教師不足
- ・地域の教育力の低下、家庭を取り巻く環境の変化
- ・高度専門人材の不足や労働生産性の低迷
- ・博士課程進学率の低さ 等

計画のコンセプト

2040年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成

- ・将来の予測が困難な時代において、未来に向けて自らが社会の創り手となり、課題解決などを通じて、持続可能な社会を維持・発展させていく
- ・社会課題の解決を、経済成長と結び付けてイノベーションにつなげる取組や、一人一人の生産性向上等による、活力ある社会の実現に向けて「人への投資」が必要
- ・Society5.0で活躍する、主体性、リーダーシップ、創造力、課題発見・解決力、論理的思考力、表現力、チームワークなどを備えた人材の育成

日本社会に根差したウェルビーイング（※）の向上

- ・多様な個人それが幸せや生きがいを感じるとともに、地域や社会が幸せや豊かさを感じられるものとなるための教育の在り方
- ・幸福感、学校や地域でのつながり、利他性、協働性、自己肯定感、自己実現等が含まれ、協調的幸福と獲得的幸福のバランスを重視
- ・日本発の調和と協調（Balance and Harmony）に基づくウェルビーイングを発信

※身体的・精神的・社会的に良い状態にあること。短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念。

今後の教育政策に関する基本的な方針

①グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成

- ・主体的に社会の形成に参画、持続的社会の発展に寄与
- ・「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善、大学教育の質保証
- ・探究・STEAM教育、文理横断・文理融合教育等を推進
- ・グローバル化の中で留学等国際交流や大学等国際化、外国語教育の充実、SDGsの実現に貢献するESD等を推進
- ・リカレント教育を通じた高度人材育成

②誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進

- ・子供が抱える困難が多様化・複雑化する中で、個別最適・協働的学びの一体的充実やインクルーシブ教育システムの推進による多様な教育ニーズへの対応
- ・支援を必要とする子供の長所・強みに着目する視点の重視、地域社会の国際化への対応、多様性、公平・公正、包摶性（DE&I）ある共生社会の実現に向けた教育を推進
- ・ICT等の活用による学び・交流機会、アクセシビリティの向上

人生100年時代に複線化する生涯にわたって学び続ける学習者

③地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進

- ・持続的な地域コミュニティの基盤形成に向けて、公民館等の社会教育施設の機能強化や社会教育人材の養成と活躍機会の拡充
- ・コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進、家庭教育支援の充実による学校・家庭・地域の連携強化
- ・生涯学習を通じた自己実現、地域や社会への貢献等により、当事者として地域社会の担い手となる

④教育デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進

DXに至る3段階（電子化→最適化→新たな価値（DX））において、第3段階を見据えた、第1段階から第2段階への移行の着実な推進

GIGAスクール構想、情報活用能力の育成、校務DXを通じた働き方改革、教師のICT活用指導力の向上等、DX人材の育成等を推進

教育データの標準化、基盤的ツールの開発・活用、教育データの分析・利活用の推進

デジタルの活用と併せてリアル（対面）活動も不可欠、学習場面等に応じた最適な組合せ

学校における働き方改革、処遇改善、指導・運営体制の充実の一體的推進、ICT環境の整備、経済状況等によらない学び確保

NPO・企業等多様な担い手との連携・協働、安全・安心で質の高い教育研究環境等の整備、児童生徒等の安全確保

各関係団体・関係者（子供を含む）との対話を通じた計画の策定等

今後の教育政策の遂行に当たっての評価・投資等の在り方

教育政策の持続的改善のための評価・指標の在り方

- ・客観的な根拠を重視した教育政策のPDCAサイクルの推進
- ・調査結果（定量・定性調査）に基づく多様な関係者の対話を通じた政策・実践の改善

- ・データ等を分析し、企画立案等を行うことのできる行政職員の育成
- ・教育データ（ビッグデータ）の分析に基づいた政策の評価・改善の促進

教育投資の在り方

「人への投資」は成長の源泉であり、成長と分配の好循環を生み出すため、教育への効果的投資を図る必要。未来への投資としての教育投資を社会全体で確保。
公教育の再生は少子化対策と経済成長実現にとっても重要であり、取組を推進する。

①教育費負担軽減の着実な実施及び更なる推進

- ・幼稚教育・保育の無償化、高等学校等就学支援金による授業料支援、高等教育の修学支援新制度等による教育費負担軽減を着実に実施
- ・高等教育の給付型奨学金等の多子世帯や理工農系の学生等の中間層への拡大 等

②各教育段階における教育の質の向上に向けた環境整備

- ・GIGAスクール構想の推進、学校における働き方改革、待遇改善、指導・運営体制の充実、教師の育成支援の一体的推進
- ・国立大学法人運営費交付金・私学助成の適切な措置、成長分野への転換支援の基金創設
- ・リカレント教育の環境整備、学校施設・大学キャンパスの教育研究環境向上と老朽化対策 等

OECD諸国など諸外国における公財政支出など教育投資の状況を参考とし、必要な予算について財源を措置し、真に必要な教育投資を確保

今後5年間の教育政策の目標と基本施策

教育政策の目標	基本施策（例）	指標（例）
1. 確かな学力の育成、幅広い知識と教養・専門的能力・職業実践力の育成	<ul style="list-style-type: none">○個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実○新しい時代に求められる資質・能力を育む学習指導要領の実施○幼児教育の質の向上 ○高等学校教育改革 ○大学入学者選抜改革○学修者本位の教育の推進 ○文理横断・文理融合教育の推進○キャリア教育・職業教育の推進 ○学校段階間・学校と社会の接続の推進	<ul style="list-style-type: none">・OECDのPISAにおける世界トップレベル水準の維持・到達・授業の内容がよく分かる、勉強は好きと思う児童生徒の割合・将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合・高校生・大学生の授業外学修時間・PBL（課題解決型学習）を行う大学等の割合・職業実践力育成プログラム（BP）の認定課程数
2. 豊かな心の育成	<ul style="list-style-type: none">○道徳教育の推進 ○発達支持的生徒指導の推進 ○いじめ等への対応、人権教育○児童生徒の自殺対策の推進 ○体験・交流活動の充実 ○読書活動の充実○伝統や文化等に関する教育の推進 ○文化芸術による子供の豊かな心の推進	<ul style="list-style-type: none">・自分にはよいところがあると思う児童生徒の割合・人が困っている時は進んで助けていると考える児童生徒の割合・自然体験活動に関する行事に参加した青少年の割合
3. 健やかな体の育成、スポーツを通じた豊かな心身の育成	<ul style="list-style-type: none">○学校保健、学校給食・食育の充実 ○生活習慣の確立、学校体育の充実・高度化○運動部活動改革の推進と身近な地域における子供のスポーツ環境の整備充実○アスリートの発掘・育成支援	<ul style="list-style-type: none">・朝食を欠食する児童生徒の割合・1週間の総運動時間が60分未満の児童生徒の割合・卒業後にもスポーツをしたいと思う児童生徒の割合
4. グローバル社会における人材育成	<ul style="list-style-type: none">○日本人学生・生徒の海外留学の推進 ○外国人留学生の受け入れの推進○高等学校・高等専門学校・大学等の国際化 ○外国語教育の充実	<ul style="list-style-type: none">・日本人学生派遣50万人、外国人留学生受け入れ40万人（2033まで）・英語力について、中・高卒業段階で一定水準を達成した割合
5. イノベーションを担う人材育成	<ul style="list-style-type: none">○探究・STEAM教育の充実 ○大学院教育改革 ○高等専門学校の高度化○理工系分野をはじめとした人材育成及び女性の活躍推進○起業家教育（アントレプレナーシップ教育）の推進 ○大学の共創拠点化	<ul style="list-style-type: none">・修士入学者数に対する博士入学者数の割合・自然科学（理系）分野を専攻する学生の割合・大学等における起業家教育の受講者数
6. 主体的に社会の形成に参画する態度の育成・規範意識の醸成	<ul style="list-style-type: none">○子供の意見表明 ○主権者教育の推進 ○消費者教育の推進○持続可能な開発のための教育（ESD）の推進 ○男女共同参画の推進○環境教育の推進 ○災害復興教育の推進	<ul style="list-style-type: none">・地域や社会をよくするために何かしてみたいと思う児童生徒の割合・学級生活をよりよくするために学級会で話し合い、互いの意見のよさを生かして解決方法を決めていくと答える児童生徒の割合

教育政策の目標	基本施策（例）	指標（例）
7. 多様な教育ニーズへの対応と社会的包摂	<ul style="list-style-type: none"> ○特別支援教育の推進 ○不登校児童生徒への支援の推進 ○ヤングケアラーの支援 ○子供の貧困対策 ○海外で学ぶ日本人・日本で学ぶ外国人等への教育の推進 ○特異な才能のある児童生徒に対する指導・支援 ○大学等における学生支援 ○夜間中学の設置・充実 ○高校定時制・通信制課程の質の確保・向上 ○高等専修学校の教育の推進 ○日本語教育の充実 ○障害者の生涯学習の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・個別の指導計画・個別の教育支援計画の作成状況 ・学校内外で相談・指導等を受けていない不登校児童生徒数の割合 ・不登校特例校の設置数 ・夜間中学の設置数 ・日本語指導が必要な児童生徒で指導を受けている者の割合 ・在留外国人数に占める日本語教育機関等の日本語学習者割合
8. 生涯学び、活躍できる環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ○大学等と産業界の連携等によるリカレント教育の充実 ○働きながら学べる環境整備 ○リカレント教育のための経済支援・情報提供 ○現代的・社会的課題に対応した学習 ○女性活躍に向けたリカレント教育の推進 ○高齢者の生涯学習の推進 ○リカレント教育の成果の適切な評価・活用 ○生涯を通じた文化芸術活動の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・この1年くらいの間に生涯学習をしたことがある者の割合 ・この1年くらいの間の学修を通じて得た成果を仕事や就職の上で生かしている等と回答した者の割合 ・国民の鑑賞、鑑賞以外の文化芸術活動への参加割合
9. 学校・家庭・地域の連携・協働の推進による地域の教育力の向上	<ul style="list-style-type: none"> ○コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進 ○家庭教育支援の充実 ○部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境の一体的な整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティ・スクールを導入している公立学校数 ・学校に対する保護者や地域の理解が深まると認識する学校割合 ・コミュニティ・スクールや地域学校協働活動の住民等参画状況
10. 地域コミュニティの基盤を支える社会教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○社会教育施設の機能強化 ○社会教育人材の養成・活躍機会拡充 ○地域課題の解決に向けた関係施設・施策との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・知識・経験等を地域や社会での活動に生かしている者の割合 ・社会教育士の称号付与数 ・公民館等における社会教育主事有資格者数
11. 教育DXの推進・デジタル人材の育成	<ul style="list-style-type: none"> ○1人1台端末の活用 ○児童生徒の情報活用能力の育成 ○教師の指導力向上 ○校務DXの推進 ○教育データの標準化 ○教育データ分析・利活用 ○デジタル人材育成の推進（高等教育） ○社会教育分野のデジタル活用推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の情報活用能力（情報活用能力調査能力値） ・教師のICT活用指導力 ・ICT機器を活用した授業頻度 ・数理・データサイエンス・AI教育プログラム受講対象学生数
12. 指導体制・ICT環境の整備、教育研究基盤の強化	<ul style="list-style-type: none"> ○学校における働き方改革、処遇改善、指導・運営体制の充実の一体的推進 ○教師の養成・採用・研修の一体的改革 ○ICT環境の充実 ○地方教育行政の充実 ○教育研究の質向上に向けた基盤の確立（高等教育段階） 	<ul style="list-style-type: none"> ・教師の在校等時間の短縮 ・特別免許状の授与件数 ・教員採用選考試験における優れた人材確保のための取組状況 ・児童生徒1人1台端末の整備状況 ・ICT支援員の配置人数 ・大学における外部資金獲得状況 ・大学間連携に取り組む大学数
13. 経済的状況、地理的条件によらない質の高い学びの確保	<ul style="list-style-type: none"> ○教育費負担の軽減に向けた経済的支援 ○へき地や過疎地域等における学びの支援 ○災害時における学びの支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・住民税非課税世帯等の子供の大学等進学率 ・経済的理由による高等学校・大学等の中退者数・割合 ・高等学校の学びの質向上のための遠隔教育における実施科目数
14. NPO・企業・地域団体等との連携・協働	<ul style="list-style-type: none"> ○NPOとの連携 ○企業との連携 ○スポーツ・文化芸術団体との連携 ○医療・保健機関との連携 ○福祉機関との連携 ○警察・司法との連携 ○関係省庁との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・職場見学・職業体験・就業体験活動の実施の割合 ・都道府県等の教育行政に係る法務相談体制の整備状況
15. 安全・安心で質の高い教育研究環境の整備、児童生徒等の安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ○学校施設の整備 ○学校における教材等の充実 ○私立学校の教育研究基盤の整備 ○文教施設の官民連携 ○学校安全の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・公立小中学校や国立大学等の施設の老朽化対策実施率 ・私立学校施設の耐震化率 ・学校管理下における障害や重度の負傷を伴う事故等の件数
16. 各ステークホルダーとの対話を通じた計画策定・フォローアップ	<ul style="list-style-type: none"> ○各ステークホルダー（子供含む）からの意見聴取・対話 	<ul style="list-style-type: none"> ・国・地方公共団体の教育振興基本計画策定における各ステークホルダー（子供含む）の意見の聴取・反映の状況の改善

第12期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理（概要）

～全世代の一人ひとりが主体的に学び続ける生涯学習とそれを支える社会教育の未来への展開；リカレント教育の推進と社会教育人材の養成・活躍のあり方～

はじめに

第11期分科会までの議論を基に、第4期教育振興基本計画（令和5年閣議決定）を踏まえ、「生涯学び続ける社会の実現及びすべての人のウェルビーイングを目指したリカレント教育」「すべての人のウェルビーイングにつながる地域コミュニティを支える社会教育人材のあり方」についてとりまとめ。

生涯学習・社会教育をめぐる状況と今後の方向性

＜生涯学習をめぐる状況と目指すべき姿＞

人生100年時代に、経済的豊かさのみならず精神的な豊かさから幸福や生きがいを捉える「ウェルビーイング」を目指し、誰もが生涯を通じて意欲的に楽しく学び続ける社会

＜デジタル社会への対応＞

デジタル化の恩恵を享受し、誰一人取り残されない社会の実現、デジタルデバイドの解消

＜社会的包摂への対応＞

社会的に制約のある方々の学習ニーズの把握、学びを提供する役割も担い、地域や社会へも貢献

＜生涯学習社会を実現するための社会教育人材の在り方＞

社会教育の連携分野や扱い手が多様化する中、社会教育行政が人々の学習活動の支援を通じて地域コミュニティの基盤を支えるうえで、社会教育人材には大きな役割が期待

＜生涯学習を進める上で、各学校教育段階で目指すべきもの＞

【初等中等教育】学ぶ楽しさを味わいつつ、自らの学びに主体的に取り組む力、最適な学習方法を選択する自己調整力を育む

【高等教育】自ら課題を設定し、その解決を発見できる自律性を伸ばし、学びを活かして社会を牽引できる人材を育成

【リカレント教育】職業経験から導かれた問題意識や仮説を自らの意で学び、成果を社会に還元するための仕事と学びの好循環

今期重点的に議論した事項

1.社会人のリカレント教育

企業 未来に向けた新たな価値を創造する人的成長投資を行い、キャリアと事業のマッチングを実施。高等教育機関等外部機関との協力の下、生涯を通じた学習及び成長の機会を提供する。また、社員の学び直しの成果に対し、より一層高い評価と待遇で対応

社会人 新しい分野に挑戦する越境経験や、年齢に応じたキャリアプランの設計、主体的にキャリアを形成・選択することが必要。学びそれ自体は目的ではなく手段であり、自らの成長を実感する精神的な豊かさから、幸福や生きがいにつなげることが必要

高等教育機関 企業ニーズをとらえた魅力的な教育プログラムの開発、社会人が学びやすい教育環境、企業において適切に評価される「学びと成長のエコシステム」を構築が急務

地域社会の知の基盤として、地方公共団体や地元企業などとの連携を強め、地方創生の拠点、学習者同士のコミュニティを創出が必要

今期重点的に議論した事項

放送大学 社会人が学び直すための壁となる「時間」や「場所」の課題に対応、様々な困難な状況にある若年者層への高等教育のセーフティネットや、誰もが遠隔で質の高い高等教育にアクセスできる高等教育機会の実現が必要

専門学校 専門職業人材を対象とした受講者のスキルをアップデートするリカレント教育プログラムの開発、専門学校における高等教育機関としての位置づけの明確化等の制度整備を受け、学修継続の機会確保、社会的評価の向上への対応が必要

学習歴のデジタル化 スキルの可視化や人材流動性向上等のため、NQFの検討や学校段階での修了証明のデジタル化などの取組が有効

2.障害者の生涯学習

多様な主体が連携し、人生のあらゆる段階における多様な学びづくり、特に、学校に通う段階を終えて社会への本格的な参画へ移行する段階で困難に直面することが多いため、学校段階から生涯学習への意欲の向上、社会教育その他、様々な学習機会に関する情報提供が必要

大学での履修証明プログラムを活用した学び、公民館・図書館・博物館、放送大学等、多様な主体が連携したライフワイドの視点での生涯学習機会の提供が必要

3.外国人の日本語の学習

我が国に在留する外国人が急激に増加しており、地域社会の国際化が進む中で、共生社会を構築し、地域社会のコミュニティをより緊密で強固なものとするため、日本語学習・文化理解とともに多文化共生の考え方を育むこと等は重要

日本語教育機関認定制度の着実な実施により、外国人に対する日本語教育の環境整備に取り組む

4.社会教育人材

社会教育の裾野の拡大を踏まえ、学びを基盤とした社会教育活動をオーガナイズできる社会教育人材の質的な向上・量的な拡大を図るため、社会教育人材の養成、活躍促進に係る以下の方策等に取り組む。

- ・社会教育主事講習の受講ニーズの増加を踏まえた講習の定員拡大
- ・多様で特色ある受講形態の促進（オンライン化やオンデマンド化等）
- ・地方公共団体における社会教育主事の配置促進（好事例等の周知、講習の開講促進・定員増加等）
- ・社会教育人材のネットワーク化 等に取組む

今後の展望

- ・社会教育を必要とする社会情勢は、社会教育法が制定された昭和24年から大きく様変わり。
- ・社会教育の新たな在り方を展望し、社会教育が果たすべき役割、若者を含めた担い手である人材の養成やその活躍の在り方、国としての推進方策等についてさらなる検討が進むことを期待。

1. 社会教育人材を取り巻く状況と社会教育人材が果たす役割への期待

（1）社会教育の裾野の拡大

社会教育人材をハブにした人づくり、つながりづくり、地域づくりの実現

- 学校教育と社会教育との連携による地域のつながりづくりや次世代育成の進展、福祉・防災・農山漁村振興等の分野における地域コミュニティ関連施策の社会教育との連携の重要性増大
- 社会教育の担い手は、社会教育施設、社会教育関係団体やNPOにとどまらず、首長部局や民間企業に広がるなど、多様化
⇒ **社会教育の裾野が拡大**する中、地域コミュニティにおける学びを基盤とした社会教育活動をオーガナイズできる**社会教育人材が果たす役割は大きく、質的な向上・量的な拡大が重要**

（2）社会教育主事・社会教育士の役割・期待

社会教育主事 「地域全体の学びのオーガナイザー」

学校教育（行政）をはじめ、首長部局が担う環境、福祉、防災、農山漁村振興、まちづくり等と社会教育（行政）をつなぐこと等により、社会教育行政及び実践の取組全体を牽引し、**地域全体の社会教育振興の中核**を担う

社会教育士 「各分野の専門性を様々な場に活かす学びのオーガナイザー」

現場レベルの活動において、**各分野の専門性を様々な場に活かす学びのオーガナイザー**として、各分野の活動を活性化させたり、その意義を深めたりする

- 社会教育の裾野が拡大する中、社会教育主事をはじめとする地域の社会教育人材が、各分野の専門性と相互のつながりを活かして活躍できるよう、**社会教育主事が、地域における社会教育全体を俯瞰し、地域の社会教育人材ネットワークを構築・活性化する役割を担うことが重要**

⇒各教育委員会における社会教育主事の配置により、地域における社会教育やその関連分野の実践をつなげ、各取組の充実に相乗効果が生まれるような体制の整備が望まれる

（3）社会教育人材の確保の必要性

- 社会教育が地域コミュニティを支える社会基盤としての役割を果たすには、教育委員会事務局や社会教育施設はもとより、環境、福祉・防災・農山漁村振興・まちづくり等、首長部局だけではなく、NPO等の多様な主体が担う幅広い領域において活躍する人材が、**社会教育の実践的な能力を身に付け、それらを生かして社会課題の解決に向けた自律的・持続的な活動を組織・展開できるようにしていくことが重要**　⇒ **幅広い人材にとって受講しやすい社会教育主事講習・社会教育主事養成課程の実現が極めて重要**

2. 社会教育人材の養成について

（1）社会教育人材に求められる能力・知見

- 全ての社会教育人材に必要な知識として、社会教育とは何かという基本的理解を深める内容に加え、**地域における学びと実践活動の循環を、効果的に進めるために必要なコーディネート能力、ファシリテーション能力、プレゼンテーション能力など、様々な活動において汎用的に活用し得る能力の習得**が求められる
- 関係行政機関やNPO、企業等の多様な主体との連携・協働が想定され得るため、社会教育行政に関する一定程度の基本的な知識を含め、**関係行政機関や多様な主体と連携・協働を図りながら学習成果を地域課題解決等につなげていくための知識や技能の習得を図ること**が必要

（2）社会教育人材の養成の在り方

- 社会教育主事講習・社会教育主事養成課程の修了は、**社会教育人材のエントリー条件**であり、ここでは、社会教育に関する基本的な理解も含め、**様々な実務経験を積むに当たって重要な基本的な能力・知見等を身に付けることに比重を置くこと**を基本とすることが適当
- 社会教育主事については、地域の実情を踏まえつつ、講習・養成課程修了後の実務経験や研修等による段階的な人材養成を経て任用することが望ましい方向性の一つ
- 講習・養成課程は、社会教育主事となる者が基本的な能力・知見等を身に付けるものであるとともに、地域の多様な活動における活躍が期待される社会教育士を輩出するものであることから、地域や受講者の様々なニーズに応じられるよう、**各教育機関の創意・工夫により、特色ある多様な内容が提供されることが望ましい**
- 講習・養成課程の修了後においても、**多様な研修機会等の確保や社会教育人材ネットワークの活用を通じて社会教育人材の資質の向上を図り、その活躍を促進していくことが必要**

3. 社会教育人材の養成に係る具体的な改善方策

社会教育主事講習の定員拡大

受講希望者の増加により、定員超過が継続⇒社会教育人材の量的拡大を図るために、**社会教育主事講習の定員の拡大が急務**

多様で特色ある受講形態の促進等による受講者の選択肢の拡大

【受講形態の多様化】オンライン・オンデマンドを含め、できる限り受講者のニーズに応じられるように**多様な受講形態で講習が提供されることが望まれる**

【柔軟な履修方法による選択肢の拡大】

- ・**複数機関によるカリキュラムの策定**により講習内容の維持・充実を図る
- ・現行でも可能な**分割履修**の円滑な実施に向け、国は**受講記録の保存期間を5年以上と設定**
- ・各講習実施機関は、**提供するカリキュラムのねらい、教育内容、学修方法、特色等の分かりやすい発信を通じて魅力化を図ることが期待される**

【講習科目の提供方法の弾力化】国は、大学等の判断により**1から4科目の開設を可能**とし、国の委託費を活用しない講習について、**複数年での開講**や、**受講料の徴収を認める**

養成課程における取組

教職課程を含めた他分野専攻の学生が履修しやすくなるような取組など、多様な社会教育人材の輩出に向けた取組の一層の推進を期待

講習等の質の更なる向上に向けた各機関の取組の共有

国は、**講習実施機関を対象とする意見交換会を定期的に開催**し、講習実施機関間の連携・協力を促進

講習の受講資格の明確化

国は**社会教育関係団体や地域学校協働活動等の一定の活動経験、海外大学卒を講習の受講資格要件に参入できる**旨を通知等で明確化

社会教育に関する民間資格等取得者一部科目代替

国は、**資格の内容等に応じて講習受講科目の一部を免除できるよう、科目代替を認める基準の検討**を進める必要

4. 社会教育人材の活躍促進に係る具体的な改善方策

社会教育主事の配置促進

- ・国は、市町村における社会教育主事の配置の**好事例等を周知**し、**社会教育主事の専門職としての有用性について改めて理解増進を図る**必要
- ・地方公共団体における社会教育人材の計画的な育成のため、国は**任用予定者の受講枠の確保、講習の受講促進、定員増加**等を進め、**社会教育主事の配置を促していく**必要

社会教育土の活躍事例の収集やロールモデルの提示

国は、**活躍事例の収集・分析、ロールモデルや活躍先の提示**等により社会教育土の活用イメージを広く周知する必要

社会教育土の認知度向上やその有用性の周知、活躍場所の拡大

・国は、**社会教育土の称号取得者等の地域学校協働活動推進員等としての登用**等を促す必要

- ・**指定管理の社会教育施設が、公募の際に社会教育主事の有資格者がいることを選択的条件**等とすることや、**社会教育土を称する際に自らの専門性を付記**することも有効（「**社会教育土（講習）×学校連携**」、「**社会教育土（養成課程）×まちづくり**」など）

社会教育人材のネットワーク化

- ・社会教育人材ネットワークは、全国規模、都道府県・市町村等の地域単位、自発的な「同窓会型」等、**機能毎に複層的に構築することが重要**
- ・**全国規模のネットワーク**は、国が中心となり、**都道府県・指定都市の社会教育主事が集まる場の充実を図る**とともに、持続的なネットワークの確立に向けた課題について検討
- ・**地域単位のネットワーク**は、地方公共団体等が行う社会教育に関する**研修などの機会を活用し、社会教育主事が、域内の社会教育土に関する情報を把握し、地域の幅広い社会教育人材のつながりの構築**に努め、専門的・技術的な助言と指導による活動支援に有用な取組として、**各地域の実情に応じて運営し、研修や交流を行う**ことが望ましい
- ・**「同窓会型」**（同じ講習・養成課程の修了者）**のネットワーク**は、顔の見える関係を活かした機動的な交流や、持続可能性の観点から他のネットワークとの連携に期待

旧制度における受講者の社会教育土の称号付与の促進

令和2年度以降の**新設2科目を受講しやすい環境の整備**など、旧制度下の修了者の社会教育土の称号取得を促進

修了証書の在り方

講習実施機関が発行する修了証書について、**社会教育土の称号が付与された旨を明確化**するとともに、養成課程についても同様の協力を求める必要

継続的な学習機会の確保等

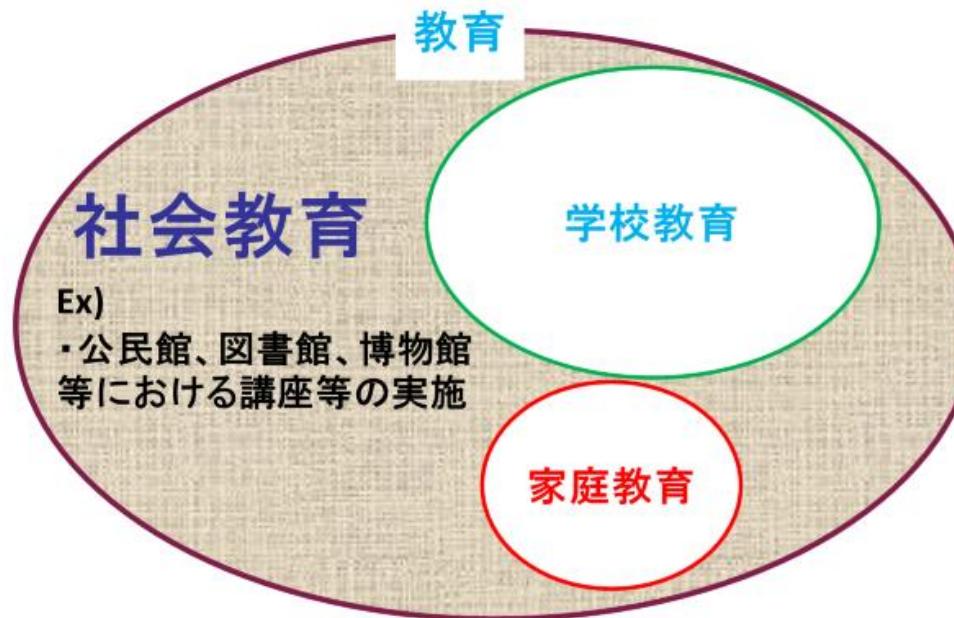
- ・**国・地方公共団体が行う研修のオンデマンド配信等の推進**など、社会教育人材に広く開かれた継続的な学習機会の確保や研修の充実が重要
- ・学習の成果や、専門性・得意分野を示すことにもつながりうる**デジタルバッジの活用について、具体的な調査検討を進める**必要

5. おわりに

社会教育主事と社会教育土の関係や位置付け、それらを踏まえた社会教育人材の養成の在り方や活躍方策について、様々な観点から議論の継続を期待

○社会教育関連データ

社会教育について



○教育基本法(平成十八年法律第二百二十号)(抄)

(社会教育)

第十二条 個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。

2 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。

(学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力)

第十三条 学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力に努めるものとする。

○社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)(抄)

(社会教育の定義)

第二条 この法律において「社会教育」とは、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動(体育及びレクリエーションの活動を含む。)をいう。

社会教育法制定以降の主な社会教育施策関連の動向①



※矢印 (→) 以降は上記の文書の概要等それに伴う動き、矢印 (➡) 以降は法令改正の内容

年代	社会教育関連の動向
昭和23年	社会教育振興方策について（教育刷新委員会建議）
昭和24年	社会教育法制定（以下法という。）
昭和25年	図書館法制定
昭和26年	博物館法制定 人 ➡ 法改正により都道府県の教育委員会に対し社会教育主事と社会教育主事補を置くことを義務付け
昭和28年	青年学級振興法の制定
昭和29年	施 ➡ 社会教育施設に対する運営費補助、建築費補助を増強
昭和34年	➡ 法改正により、社会教育主事講習実施者の範囲の拡大、社会教育関係団体への補助金支出を認める、公民館基準の制定、社会教育委員の役割の変化（青少年に対する助言・指導の追加）等が行われた 人 ➡ 法改正により市町村の教育委員会に対し、社会教育主事と社会教育主事補を置くことを義務付け（※人口1万人未満の町村においては当分の間猶予等） 施 「公民館の設置及び運営上必要な基準について」（社会教育審議会答申） ➡ 公民館の設置及び運営に関する基準を告示
昭和40年	国立社会教育研修所（現在の国立教育政策研究所社会教育実践研究センター）を設置

社会教育法制定以降の主な社会教育施策関連の動向②



文部科学省

※矢印 (→) 以降は上記の文書の概要等それに伴う動き、矢印 (➡) 以降は法令改正の内容

年代	社会教育関連の動向
昭和40年	国立社会教育研修所（現在の国立教育政策研究所社会教育実践研究センター）を設置
昭和46年	「急激な社会構造の変化に対処する社会教育のあり方について」（社会教育審議会答申） →急激な社会の変化の中での社会教育に対する期待に応じるため、これまでの社会教育の実績と問題点を明らかにしたうえで、今後における社会教育推進の基本方針を検討し、今後の社会教育のあり方を総合的、体系的に明らかにした
昭和49年	人 「市町村における社会教育指導者の充実強化のための施策について」（社会教育審議会答申） →派遣社会教育主事の国庫補助制度開始
昭和56年	生涯教育について（中央教育審議会答申） →生涯学習の考え方を初めて提示
昭和57年	人 ➡法改正により都道府県及び市町村に対する社会教育主事補の必置制が廃止、任意に
昭和60年	人 派遣社会教育主事の国庫補助制度を交付金制度に改正
昭和61年	特殊法人国立教育会館と国立社会教育研修所が統合し、国立教育会館社会教育研修所（現在の国立教育政策研究所社会教育実践研究センター）となった
昭和62年	「教育改革に関する第四次答申」（臨時教育審議会答申） →個性重視の原則の下、学校中心の考えを改め、生涯学習体系への移行を主軸とする教育体系の総合的再編成を図るべきとした。 ➡文部省組織令の改正により、社会教育局を生涯学習局（現在の総合教育政策局）に再編（昭和63年）

社会教育法制定以降の主な社会教育施策関連の動向③



※矢印 (→) 以降は上記の文書の概要等それに伴う動き、矢印 (➡) 以降は法令改正の内容

年代	社会教育関連の動向
平成2年	「生涯学習の基盤整備について」(中央教育審議会答申) →国と地方公共団体における連絡調整組織を法的に整備すること、都道府県に生涯学習推進センターを設置し、及び大学・短期大学には生涯学習センターの設置を期待すること、教育・スポーツ・文化等の生涯学習事業を地方の住民に集中的に提供できるようにするため、生涯学習活動重点地域を設置すること、そして、カルチャーセンターなど民間教育事業の振興のために国及び地方公共団体の間接的な支援が必要 ➡生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律の制定
平成9年	施 社会教育施設整備費補助事業を廃止し、平成10年から一般財源化し、地方交付税にて措置 人 派遣社会教育主事の交付金制度を廃止し、平成10年から一般財源化し、地方交付税にて措置
平成10年	「社会の変化に対応した今後の社会教育行政のあり方について」(生涯学習審議会答申) →地方分権等の推進や、社会の変化に伴う人々の多様化・高度化する学習ニーズ、生涯学習社会の進展等の新たな状況を踏まえ、社会教育施設の規制の大綱化・弾力化や社会教育行政における住民参加の促進等が必要であるとした ➡法改正により公民館運営審議会の任意設置化（平成11年）
平成11年	「青年学級振興法」の廃止
平成12年	「教育改革国民会議報告－教育を変える17の提案－」(教育改革国民会議) →21世紀の日本を担う創造性の高い人材の育成を目指し、教育の基本に遡って幅広く今後の教育のあり方について検討し、「教育の原点は家庭であることを自覚する」、「奉仕活動を全員が行うようとする」等の17の提案を行う。 ➡法改正により社会教育・学校教育・家庭教育の連携を国・地方自治体の任務に追加、家庭教育及び青少年の社会奉仕体験活動を教育委員会の事務に追加（平成13年）

社会教育法制定以降の主な社会教育施策関連の動向④



※矢印 (→) 以降は上記の文書の概要等それに伴う動き、矢印 (➡) 以降は法令改正の内容

年代	社会教育関連の動向
平成13年	国立教育会館が解散し、国立教育政策研究所に移管され、国立教育政策研究所社会教育実践研究センターとなる
平成18年	➡教育基本法の全部改正により、学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力に関する条文が新設された
平成20年	「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について～知の循環型社会の構築を目指して～」（中央教育審議会答申） →学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力をより一層進めるため、社会教育と学校教育が目標を共有し、地域の教育力向上のための方策の展開が必要とした。 ➡教育基本法を踏まえた法改正により「放課後子供教室」、「学校支援地域本部」等を教育委員会の事務に追加
平成25年	「第6期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理」 →社会教育行政の今後の方針性をネットワーク型行政の推進を通じた「社会教育行政の再構築」とした 「社会教育推進体制の在り方に関するワーキンググループにおける審議の整理」（中央教育審議会生涯学習分科会） →社会教育主事講習で学んだ知識や社会教育主事として得た知識・経験は、社会教育行政以外の社会教育に関連する様々な場面や、NPO やボランティア団体等の活動でも幅広く活用することが可能であることから、社会教育主事任用資格の有用性が社会教育に関する専門的な資質・能力を保障するものとして認知される仕組みについての検討が必要とした

社会教育法制定以降の主な社会教育施策関連の動向⑤



※矢印 (→) 以降は上記の文書の概要等それに伴う動き、矢印 (➡) 以降は法令改正の内容

年代	社会教育関連の動向
平成27年	<p>「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について」（中央教育審議会答申） →これからの学校と地域の目指すべき連携・協働の姿を整理し、コミュニティ・スクールと地域学校協働本部の一体的・効果的な推進が必要とし、制度的位置づけの検討が必要とした。 ➡法改正により「地域学校協働活動」に関する連携協力体制の整備、「地域学校協働活動推進員」に関する規定の整備（平成29年）</p>
平成30年	<p>施 「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について」（中央教育審議会答申） →「社会教育」を基盤とした人づくり・つながりづくり・地域づくりを目指すべきとし、また他行政分野との一体的な運営等により効果的と判断される場合の社会教育施設の所管に関する考え方をまとめ、地方公共団体の長が所管することができる特例が必要とした。 ➡地方教育行政の組織及び運営に関する法律などの法改正により、公民館、図書館、博物館等の社会教育施設を地方公共団体の長が所管することを可能とする（第9次地方分権一括法、令和元年） ➡文部科学省組織令の改正により、生涯学習政策局から総合教育政策局に再編、加えて社会教育課から地域学習推進課に再編され、博物館に関する業務は文化庁へ移管</p>
令和2年	<p>人 「社会教育主事養成の見直しに関する基本的な考え方について」（社会教育主事養成等の改善・充実に関する検討会） ➡社会教育主事講習等規程の改正により、社会教育士の創設</p>

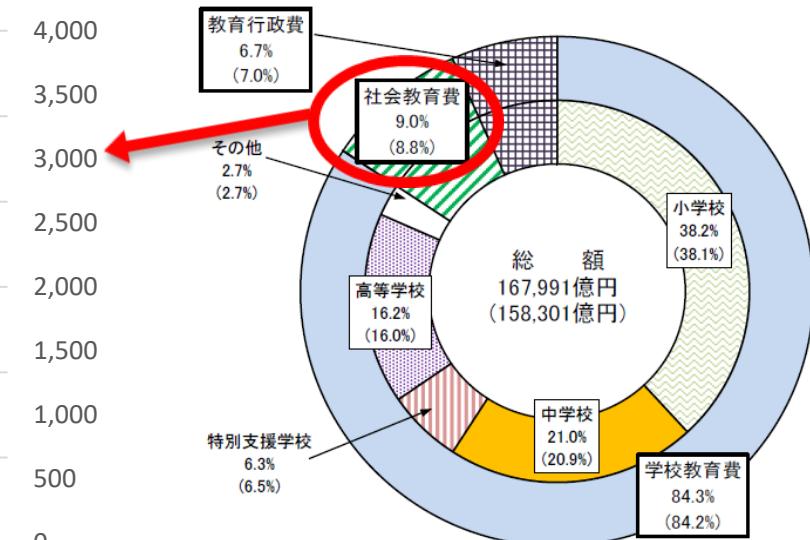
社会教育法制定以降の主な社会教育施策関連の動向⑥



※矢印 (→) 以降は上記の文書の概要等それに伴う動き、矢印 (➡) 以降は法令改正の内容

年代	社会教育関連の動向
令和5年	<p>第4期教育振興基本計画 →「2040年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成」、「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」を総括的な基本方針とし、将来の予測困難な時代における教育の方向性を示す総合計画を作成し、社会教育による「学び」を通じて人々の「つながり」や「かかわり」を作り出し、協力し合える関係づくりの土壤を耕しておくことで、持続的な地域コミュニティの基盤を形成することが求められ、社会教育の拠点として社会教育施設の機能強化や、社会教育主事・社会教育士等の社会教育人材の養成及び活躍促進等を通じた社会教育の充実を図る必要とした</p>
令和6年	<p>「第12期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理」 →社会人のリカレント教育、障害者の生涯学習、外国人の日本語学習、社会教育人材を重点的に議論、障害者や外国人などの社会的包摂の観点も含めた社会教育の提供が十分に確保されることが不可欠であり、社会教育の裾野が広がる中、地域コミュニティの基盤を支えるために社会教育人材は重要な役割を担つており、その質的向上・量的拡大に向けた養成及び活躍促進の在り方を提示</p> <p>人 「社会教育人材の養成及び活躍促進の在り方について(最終まとめ)」(中央教育審議会生涯学習分科会社会教育人材部会) →社会教育の裾野が拡大する中、地域コミュニティにおける学びを基盤とした社会教育活動をオーガナイズできる社会教育人材が果たす役割は大きく、質的な向上・量的な拡大が重要とした</p>

社会教育費の推移とその内訳



※ 1 令和2会計年度

2 ()内は債務償還費を控除した数値

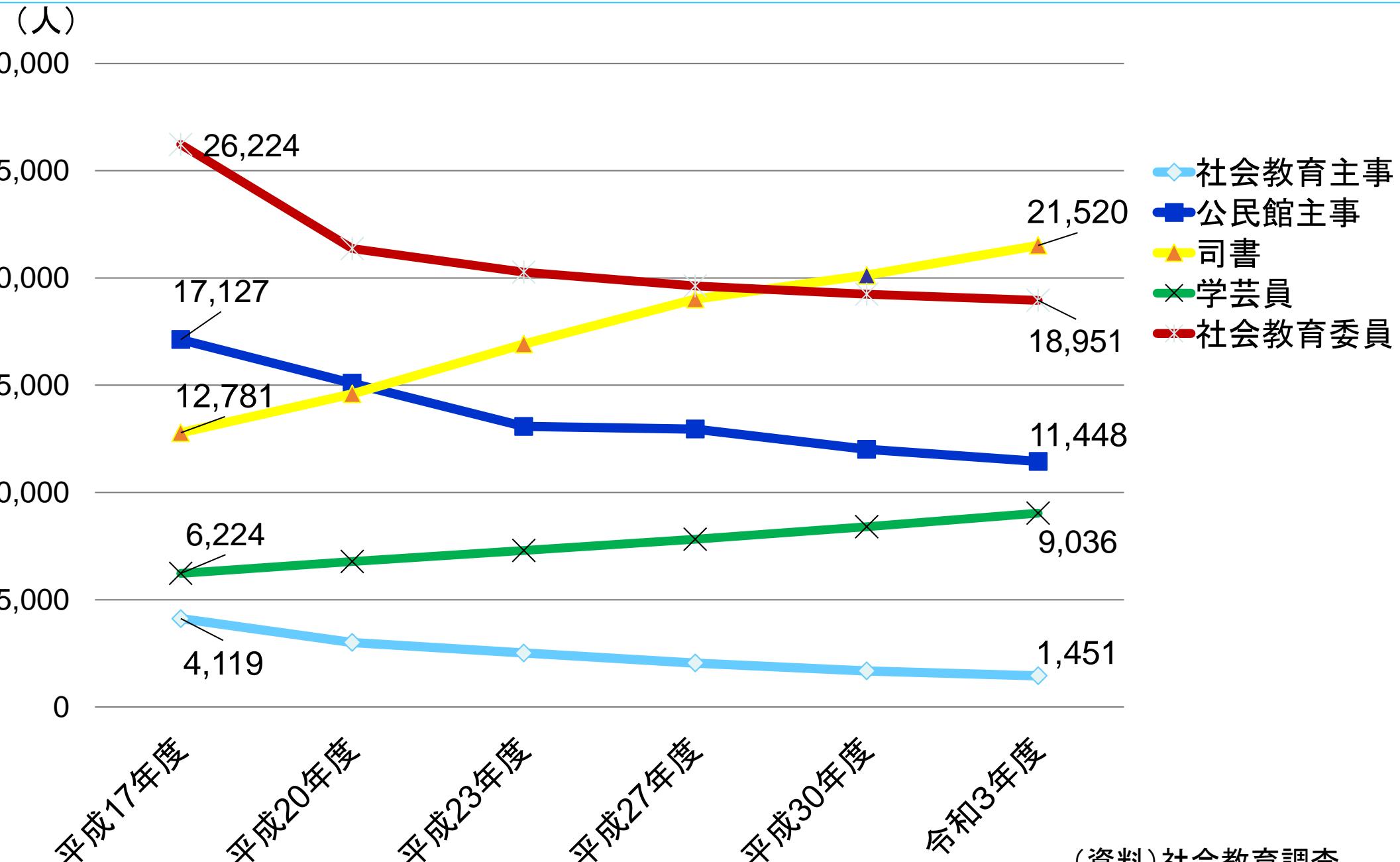
3「その他」は、幼稚園、幼保連携型認定こども園、義務教育学校、中等教育学校、専修学校、各種学校及び高等専門学校

単位: 億円

	平成6年	11年	16年	21年	26年	27年	28年	30年	令和元年	2年	3年	4年
社会教育費	27,103	25,609	21,383	17,291	16,298	16,141	16,046	15,267	15,591	15,143	15,073	15,507
うち公民館費	3,253	3,209	2,893	2,477	2,282	2,271	2,175	2,185	2,100	2,139	2,134	2,118
うち図書館費	3,502	3,601	3,368	2,922	2,850	2,837	2,797	2,799	2,892	2,934	2,894	3,014
うち博物館費	3,203	2,792	2,136	1,732	1,342	1,475	1,439	1,389	1,474	1,472	1,560	1,618

(出典)地方教育費調査

社会教育関係職員数の状況

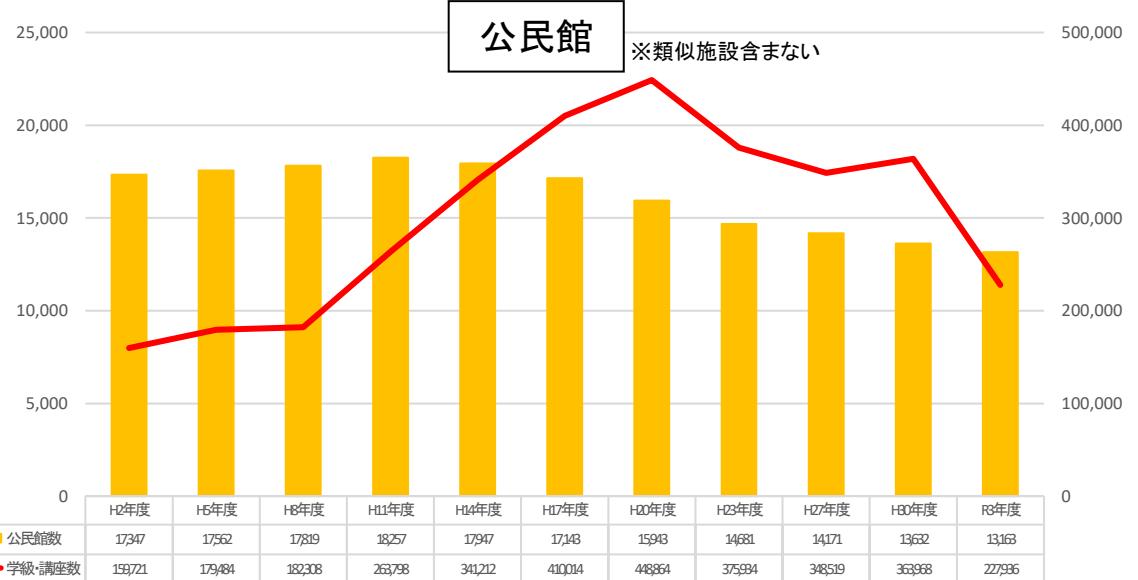


(資料)社会教育調査

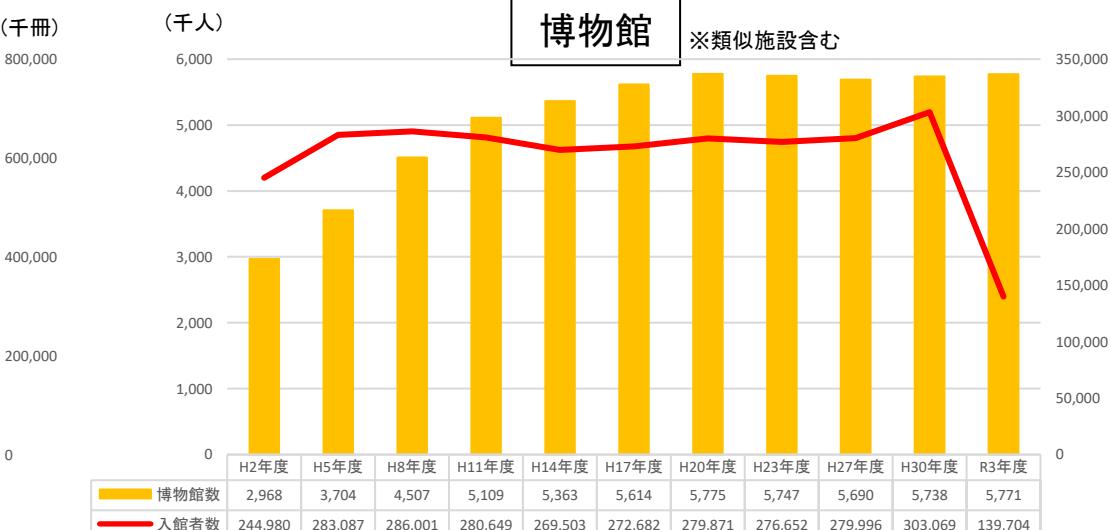
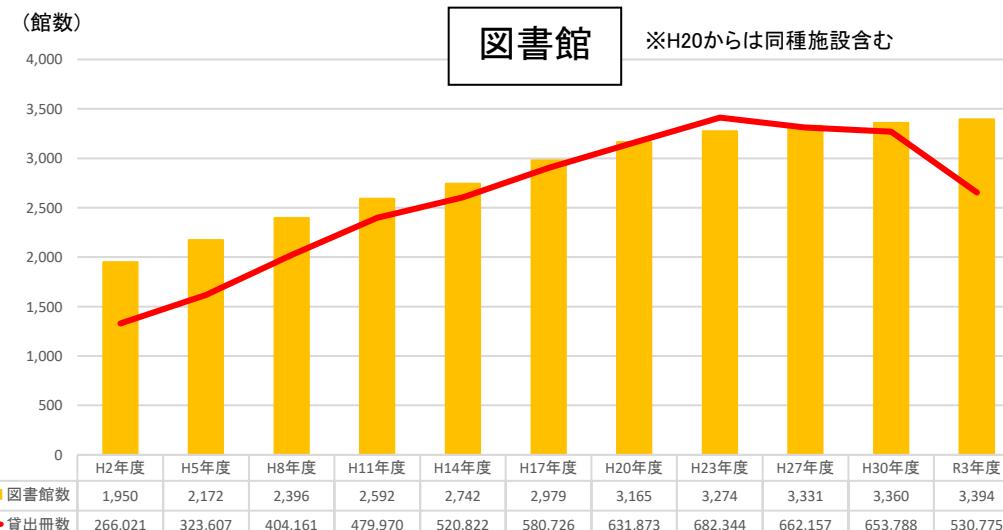
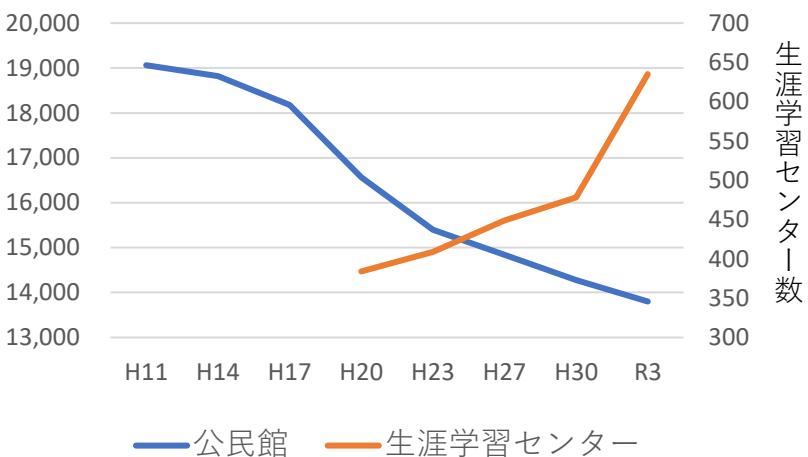
(注)学芸員数は、博物館登録施設、博物館相当施設及び博物館類似施設の学芸員の合計。

主な社会教育施設の数と利用状況

公民館は館数、学級・講座数とも減少傾向。要因として、コミュニティセンター等の施設としての転用、施設の老朽化や市町村合併に伴う廃止・整理統合が考えられる。博物館、図書館はコロナ禍の影響もみられるものの館数は増加傾向を維持。



(参考) 公民館数と生涯学習センター数の推移



※施設数については各年10月1日現在の数値であり、学級・講座数、貸出冊数及び入館者数については、前年度間の数値である。

※H23の学級講座数、貸出冊数及び入館者数には、岩手県、宮城県、福島県の数値は含まれない。

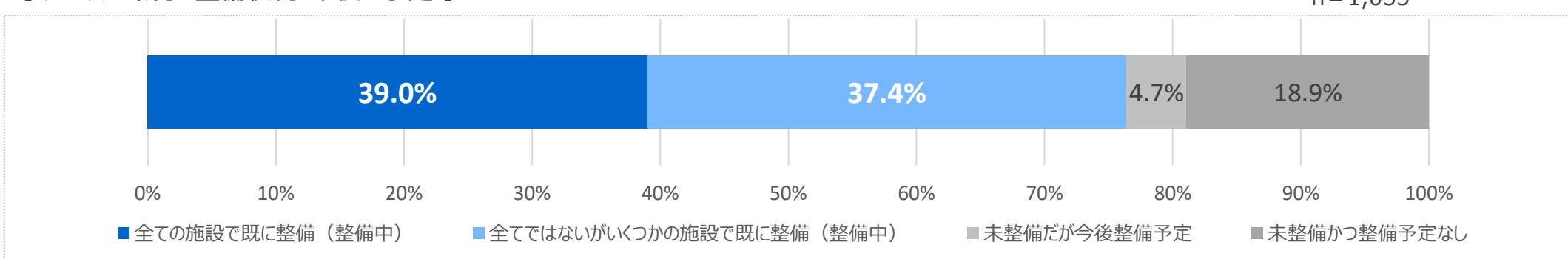
(社会教育調査より作成)

社会教育施設（公民館・図書館）におけるデジタル環境の整備状況

（1）公民館における来館者が利用できるWi-Fi設備の整備状況

- ▶ 来館者が利用できるWi-Fi設備が、全ての公民館で既に整備又は整備中であると回答した「自治体」は39.0%
- ▶ 一部の施設では整備されている「自治体」を含めると76.4%

【デジタル環境の整備状況・今後の予定】



出典：令和5年度社会教育デジタル活用等推進事業「社会教育施設のデジタル環境の整備等に関する調査」（文部科学省）

（参考）無線LAN(Wi-Fi等)が使える環境(来館者利用可) [H31.1月時点] 29.7% (公民館数 n=5401)

出典：全国公民館実態調査 ((公社)全国公民館連合会)

（2）図書館における利用者が利用できるWi-Fi設備の整備状況

- ▶ 利用者が使える無料のWi-Fiサービスがあると回答した「図書館」は72.1%

【図書館内で利用できるWi-Fiサービス提供の有無】(R5.10.1時点)

n=721

・利用者が使える無料のWi-Fiサービスがある	72.1%	・有料のWi-Fiサービスを案内している	0.1%
・Wi-Fiサービスは特に案内していない	20.7%	・その他、無回答	6.7%

出典：「電子図書館・電子書籍サービス調査報告2023」((一社)電子出版制作・流通協議会)

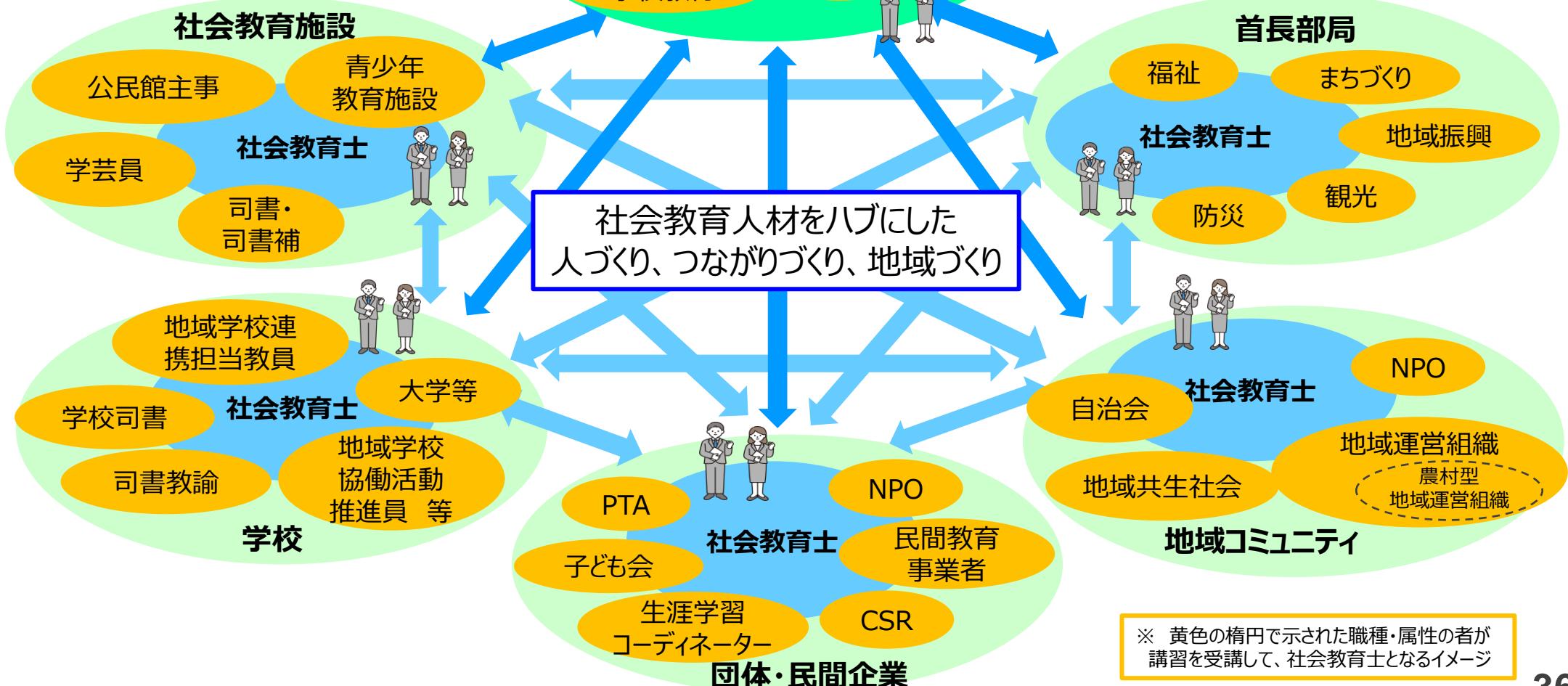
社会教育の裾野の広がりと、社会教育人材が果たすべき役割

社会教育の裾野の広がり

- 人づくり、つながりづくり、地域づくりは、従来の社会教育分野のみならず、他の多くの分野で求められるようになっている
- 多様な人材（首長部局・企業・NPOの職員等）の社会教育への参画が重要に

社会教育人材がハブとしての役割を果たすために

- 多様な人材のニーズに応じた学習機会を拡大（誰でも希望した時に受講できる環境の整備）
- 社会教育人材のデジタルも活用したネットワーク化や、継続的な学習の場を整備



地域コミュニティに着目した他府省の施策例

農村型地域運営組織（農村RMO）形成推進事業（農林水産省）

・中山間地域等において、複数の集落の機能を補完する農村RMOの形成を推進するため、むらづくり協議会等が行う実証事業やデジタル技術の導入・定着を推進する取組のほか、協議会の伴走者となる中間支援組織の育成等の取組を支援。

事業の内容

1. 農村RMOモデル形成支援

むらづくり協議会等による地域の話し合いを通じた農用地保全、地域資源活用、生活支援に係る将来ビジョン策定、ビジョンに基づく調査、計画作成、実証事業等の取組、デジタル技術の導入・定着を推進する取組を支援します。
【事業期間：上限3年間、交付率：定額（上限3,000万円（1,000万円（年基準額）×事業年数）】

2. 農村RMO形成伴走支援

農村RMO形成を効率的に進めため、中間支援組織の育成等を通じた都道府県単位における伴走支援体制の構築や、各地域の取組に関する情報・知見の蓄積・共有、研修等を行なう全国プラットフォームの整備を支援します。

農村型地域運営組織（農村RMO : Region Management Organization）
複数の集落の機能を補完して、農用地保全活動や農業を核とした経済活動と併せて、生活支援等地域コミュニティの維持に資する取組を行う組織

※対象地域：8法指定地域等

事業の流れ



事業イメージ



地域運営組織の形成・運営（総務省）

・地域の暮らしを守るために、地域で暮らす人々が中心となって形成され、地域内の様々な関係主体が参加する協議組織が定めた地域経営の指針に基づき、地域課題の解決に向けた取組を持続的に実践する組織。

地域運営組織に対する支援等

○地域運営組織に関する調査研究

- ・実態把握調査
- ・先進事例調査 等

○全国セミナー

- ・国の施策説明、有識者の講演、先進団体の事例発表等を通じ、自治体職員や関係者等の学びの機会を創出

○地方財政措置（普通交付税・特別交付税）

- 1.住民共助による見守り・交流の場や居場所づくり等への支援【市町村】
(1) 地域運営組織の運営支援
(2) 住民共助による見守り・交流の場や居場所づくり等への支援
- 2.地域運営組織の経営力支援【都道府県及び市町村】



地域運営組織の活動事例

（特非）きらりよしじまネットワーク（山形県川西町）

- ・高齢者のふれあいサロンや児童クラブ事業などを実施
- ・コンビニの休憩スペースを利用した産直朝市を実施し、地元農産物の販売を積極的に行っている。



（特非）ほぼえみの郷トイトイ（山口県山口市）

- ・移動手段のない高齢者や、一人暮らしで不安を抱えている高齢者をターゲットに、生活に必要な食料や日用品を届ける移動販売サービスを実施。
- ・移動販売車による地域内巡回は、買い物支援のみならず、高齢者の見守りの機能も果たしている。



重層的支援体制整備事業（厚生労働省）

・市町村が、地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応し、包括的な支援体制を整備するため、I 相談支援（市町村による断らない相談支援体制）、II 参加支援（社会とのつながりや参加の支援）、III 地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業を創設 ※令和2年社会福祉法の改正により、令和3年4月から開始

I 相談支援

包括的な相談支援の体制

- ・属性や世代を問わない相談の受け止め
- ・多機関の協働をコーディネート
- ・アウトリーチも実施

II 参加支援

就労支援

見守り等居住支援

- ・既存の取組で対応できる場合は、既存の取組を活用
- ・既存の取組では対応できない狭間のニーズにも対応（既存の地域資源の活用方法の拡充）

- ・I～IIIを通じ、
- ・継続的な伴走支援
- ・多機関協働による

支援を実施

III 地域づくりに向けた支援 住民同士の顔の見える関係性の育成支援

- ・世代や属性を超えて交流できる場や居場所の確保
- ・多分野のプラットフォーム形成など、交流・参加・学びの機会のコーディネート

「小さな拠点」の形成支援（内閣府）

・人口減少や少子高齢化が著しい中山間地域等でも安心して暮らし続けられるよう、地域住民自らが主役となり、地方公共団体やNPOなどの各種団体と協力して生活サービスを確保するための取組である「小さな拠点」づくりを推進。



障害者の生涯学習に関する現状と課題

障害者の学校卒業後の状況

- 特別支援学校卒業生の高等教育機関への進学率は約2.2%
特に、卒業生の9割近くを占める知的障害者は約0.5%に留まる
→「学校卒業後、学びや交流の場はどうなってしまうのか、とても不安に感じている」「障害者はその特性から、ゆっくりと成長するのに、学び続けることができない」といった声も
- 約92%の障害者が就職又は障害福祉サービスなどに進む
- 障害者の職場定着状況については、職場定着が困難な者も多い
(就職1年後の定着率：知的障害68%、身体障害60.8%、精神障害49.3%)

障害者本人の意識、ニーズ

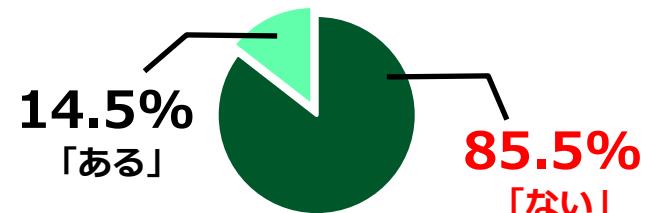
※平成30年度 障害者本人の意識等調査の結果より

- 「障害者の学習機会が充実されることを重要だと思う」 →81.1%
- 一方で… 「一緒に学習する友人、仲間がない」 →71.7%
- 「学ぼうとする障害者に対する社会の理解がない」 →66.3%
- 「知りたいことを学ぶための場や学習プログラムが身近にない」 →67.2%

- 課題
- ①障害者の多様な社会参加を支える学習活動の充実とともに進学が困難な移行期の知的障害者等も学び続けることができる生涯学習機会が重要
 - ②障害者の学習支援の経験のある公民館等が14.5%に留まるように、地方公共団体にはノウハウや実施体制がない
 - ③先進的に取り組むNPOや大学等による生涯学習プログラムのモデル化が進展しているが、民間団体は予算等の資源不足から取組の持続性や成果の波及力に課題がある
 - 対応
 - ・地方公共団体が民間団体と連携し、持続可能な事業実施体制を整備する
 - ・発達段階や障害種等に応じた学習プログラムの開発やその担い手を育成する

【公民館等が障害者の学習活動の支援に関わった経験の有無】

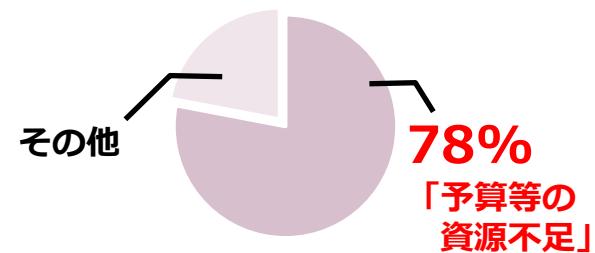
※平成30年度調査研究より



公民館：全国に約13,000ヶ所設置され、
地域住民に最も身近な社会教育施設

【障害者の学びの支援を継続させるための課題】

※委託団体を対象としたアンケート結果より抽出(民間団体等)



【アンケート回答の一例】

人とのつながりやネットワークは自分たちで作っていくことができるが、財源を生み出すことが難しい。

<関連する他の施策・事業について>

【厚生労働省】

- ・障害福祉サービス等

【文化庁】

- ・障害者芸術文化活動普及支援事業

【スポーツ庁】

- ・障害者スポーツ推進プロジェクト 等

障害者の大学等進学率と就職率（129回分科会資料 1 國本教授発表資料）

2023年3月卒業	大学等 進学率	専修学校(専門 課程)進学率	就職率
高等学校	59.5%	16.8%	14.7%
特別支援学校	1.7%	0.4%	19.6%
視覚障害	30.6%	0.8%	11.6%
聴覚障害	36.3%	6.6%	30.0%
知的障害	0.4%	0.1%	21.0%
肢体不自由	2.2%	0.3%	3.8%
病弱・身体虚弱	6.7%	6.2%	9.7%

学校基本調査より
※「大学等進学率」は、大学の学部・通信教育部・別科、短期大学の本科・通信教育部・別科、高等学校・特別支援学校の専攻科への進学者

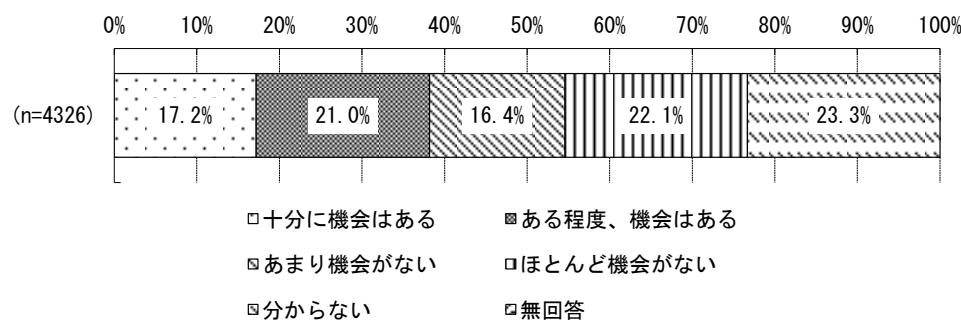
2

障害者の生涯学習の機会の充足度／取組状況

(障害者本人を対象とする調査結果)

- 生涯学習の機会がある割合（十分に機会はある、ある程度機会はあるを足した割合）は38.2%、ない割合（あまり機会がない、ほとんど機会がないを足した割合）は38.5%であった。「分からぬ」は23.3%であった。
- 現在の生涯学習の取組状況は、取り組んでいる割合が20.7%、取り組んでいない割合が79.3%であった。取り組んでいない理由は、「どのような学習があるのか、知らない」が最も多く、情報提供の必要性が窺えた。なお、現在の生活が充実しているが故に取り組んでいない可能性もあり、解釈には留意が必要である。

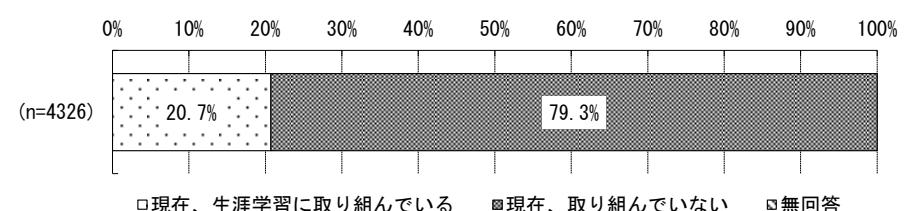
生涯学習の機会の充足度



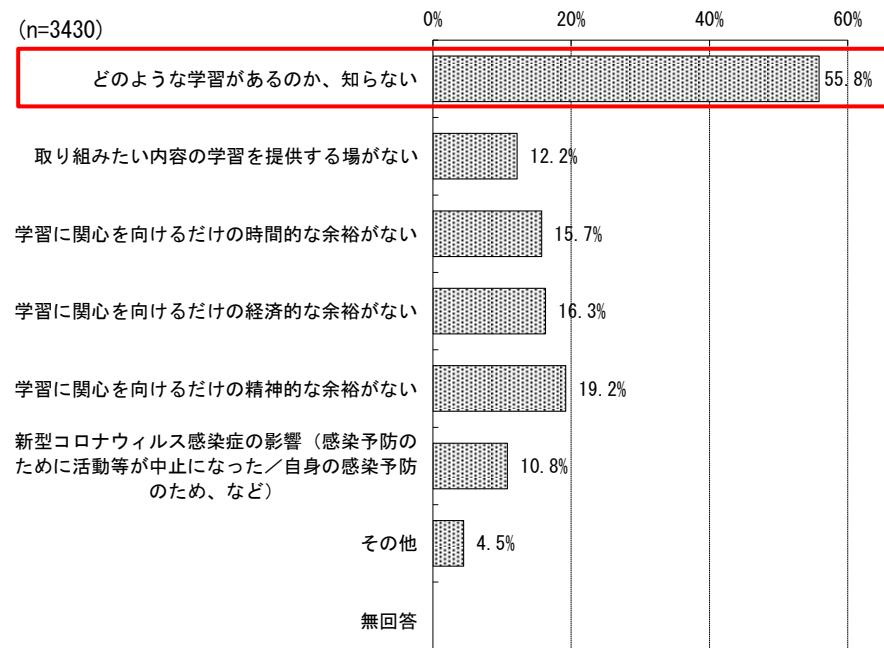
【平成30年度調査】

生涯学習の機会があると思うかを尋ねた設問で、「とてもある」、「ある」を合わせた割合：34.3%

生涯学習の取組状況



生涯学習に取り組んでいない理由



(出所) 文部科学省委託事業 令和4年度「生涯学習を通じた共生社会の実現に関する調査研究」
障害者の生涯学習活動に関する実態調査～地方公共団体及び障害者本人を対象とした実態調査～

【平成30年度調査】は、イノベーション・デザイン＆テクノロジーズ株式会社（2019）「学校卒業後の障害者が学習活動に参加する際の阻害要因・促進要因等に関する調査研究 報告書」（平成30年度文部科学省委託事業「生涯学習を通じた共生社会の実現に関する調査研究」）

地方自治体における障害者の生涯学習の状況

(129回分科会資料 1 國本教授発表資料)

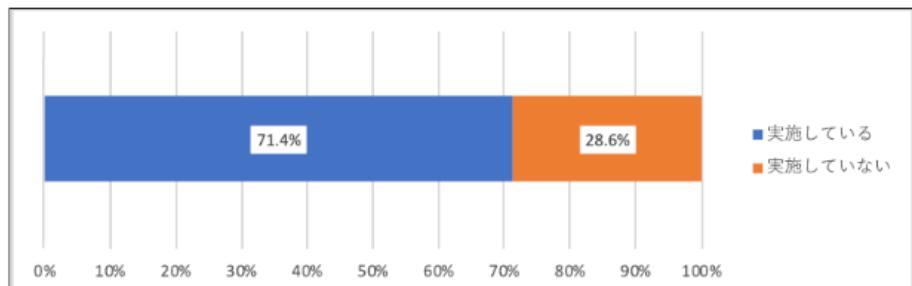


図2-3-10 学校卒業後の障害者が生涯学習活動として取り組める事業・プログラムの有無【都道府県】(N=35)

都道府県

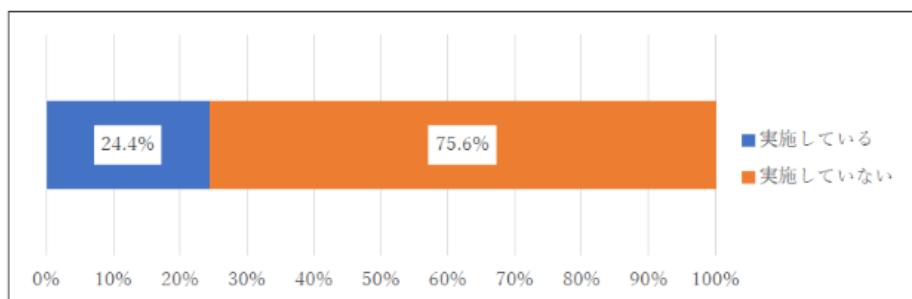
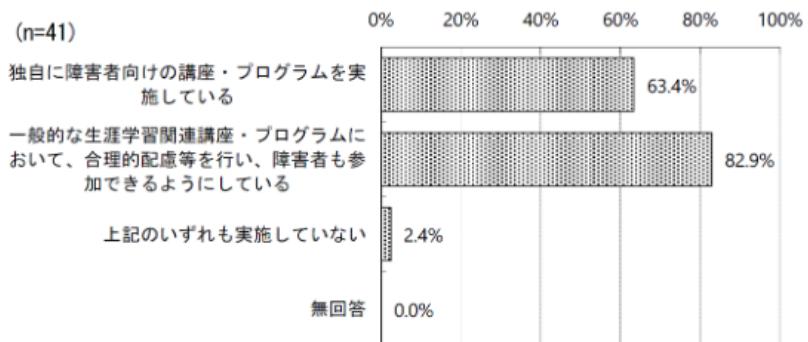


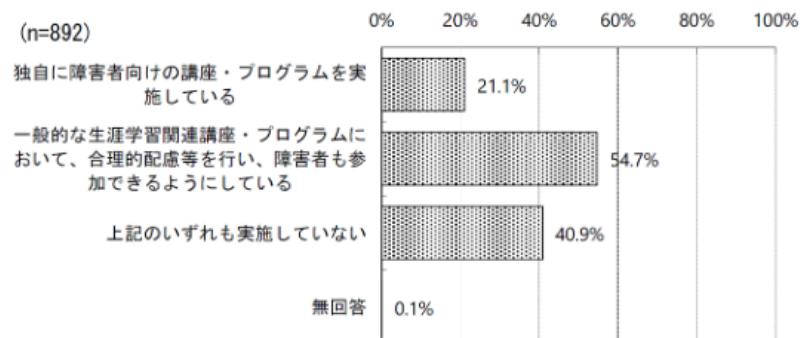
図2-4-10 学校卒業後の障害者が生涯学習活動として取り組める事業・プログラムの有無【市区町村】(N=929)

市町村

図表 2-27 学校卒業後の障害者が生涯学習活動として取り組める講座・プログラムの実施状況（複数選択）



図表 2-122 学校卒業後の障害者が生涯学習活動として取り組める講座・プログラムの実施状況（複数選択）

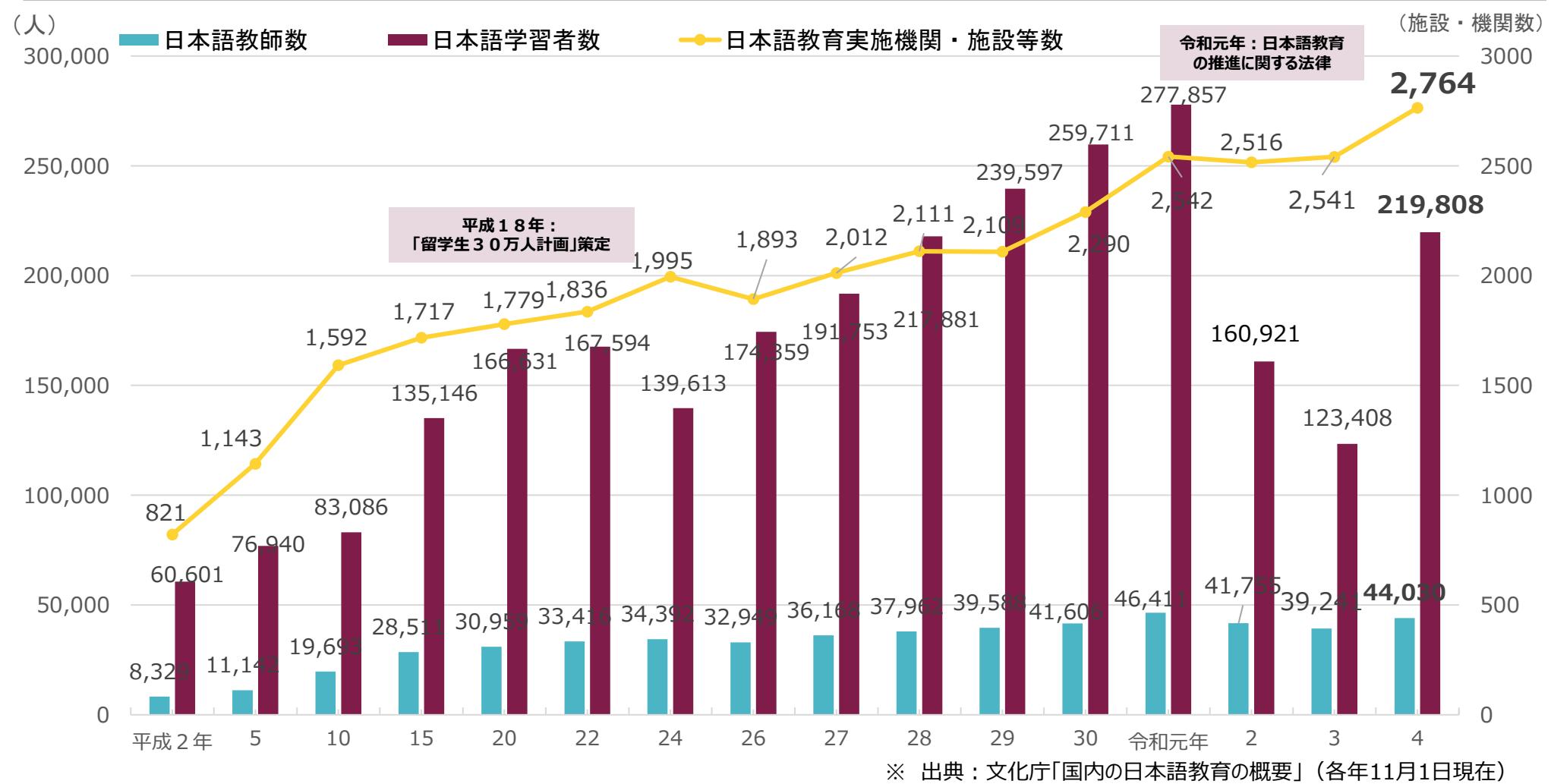


独立行政法人国立特別支援教育総合研究所(2018)「障害者の生涯学習活動に関する実態調査 報告書」(平成29年度 文部科学省委託事業「生涯学習施策に関する調査研究」)

三菱UFJリサーチ&コンサルティング(2023)「障害者の生涯学習活動に関する実態調査～地方公共団体及び障害者本人を対象とした実態調査～報告書」」(令和4年度 文部科学省委託事業「生涯学習を通じた共生社会の実現に関する調査研究」)

国内の日本語学習者数／教育機関・施設数／日本語教師等の推移

- 国内の日本語学習者数は令和元年時点で約28万人となり、過去最高。
- 新型コロナウイルス感染症に関する水際対策により、日本語学習者数は一時的に減少したが、令和4年度には約22万人まで増加しており、今後更なる増加が想定される。
- 日本語学習者、日本語教育実施機関数は増加傾向にあるが、(H22：16.8万→R1：27.8万)、日本語教師数は緩やかに増加(H22：3.3万→R1：4.6万人)している。



社会教育主事の職務と期待される役割

- 社会教育主事は、社会教育法に基づき都道府県・市町村の教育委員会に置くことされている専門的職員であり、
地域の社会教育事業の企画・実施及び専門的な助言と指導を通し、地域住民の学習活動の支援を行う。

<根拠法令> 【社会教育法第九条の二】都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に、社会教育主事を置く。

【社会教育法第九条の三】社会教育主事は、社会教育を行うものに専門的技術的な助言と指導を与える。ただし、命令及び監督をしてはならない。

社会教育主事は、学校が社会教育関係団体、地域住民その他の関係者の協力を得て教育活動を行う場合には、その求めに応じて、必要な助言を行うことができる。

＜具体的な職務の例＞

- ① 教育委員会事務局が主催する社会教育事業の企画・立案・実施
- ② 管内の社会教育施設が主催する事業に対する指導・助言
- ③ 社会教育関係団体の活動に対する助言・指導
- ④ 管内の社会教育行政職員等に対する研修事業の企画・実施

期待される役割

- 社会教育行政の中核として、地域の社会教育行政の企画・実施及び専門的な助言と指導に当たることを通し、人々の自発的な学習活動を援助すること。

- 「学びのオーガナイザー」（※）として、社会教育行政のみならず、地域における多様な主体の地域課題解決の取組においても、コーディネート能力やファシリテート能力等を發揮し、取組全体をけん引する中心的な役割を担うこと。

「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について」
(平成30年12月 中央教育審議会答申) より

※学びのオーガナイザー：様々な主体を結び付け、地域の資源や各主体が有する強みを活かしながら、地域課題を「学び」に練上げ、課題解決に繋げていく人材。

「人々の暮らしと社会の発展に貢献する持続可能な社会教育システムの構築に向けて」
(平成29年3月 学びを通じた地域づくりに関する調査研究協力者会議 論点の整理) より

必要な資質・能力

- 人と人、組織と組織をつなぐコーディネート能力
○人々の納得を引き出すプレゼンテーション能力
○人々の力を引き出し、主体的な参画を促す
ファシリテーション能力

〈養成カリキュラムにおいて具体的に習得すべき能力〉

- 生涯学習・社会教育の意義等、教育上の基礎的知識
○地域課題や学習課題の把握・分析能力
○社会教育行政の戦略的展開の視点に立った施策立案能力
○多様な主体との連携・協働に向けたネットワーク構築能力
○学習者の特性に応じてプログラムを構築する学習環境設計能力
○地域住民の自主的・自発的な学習を促す学習支援能力

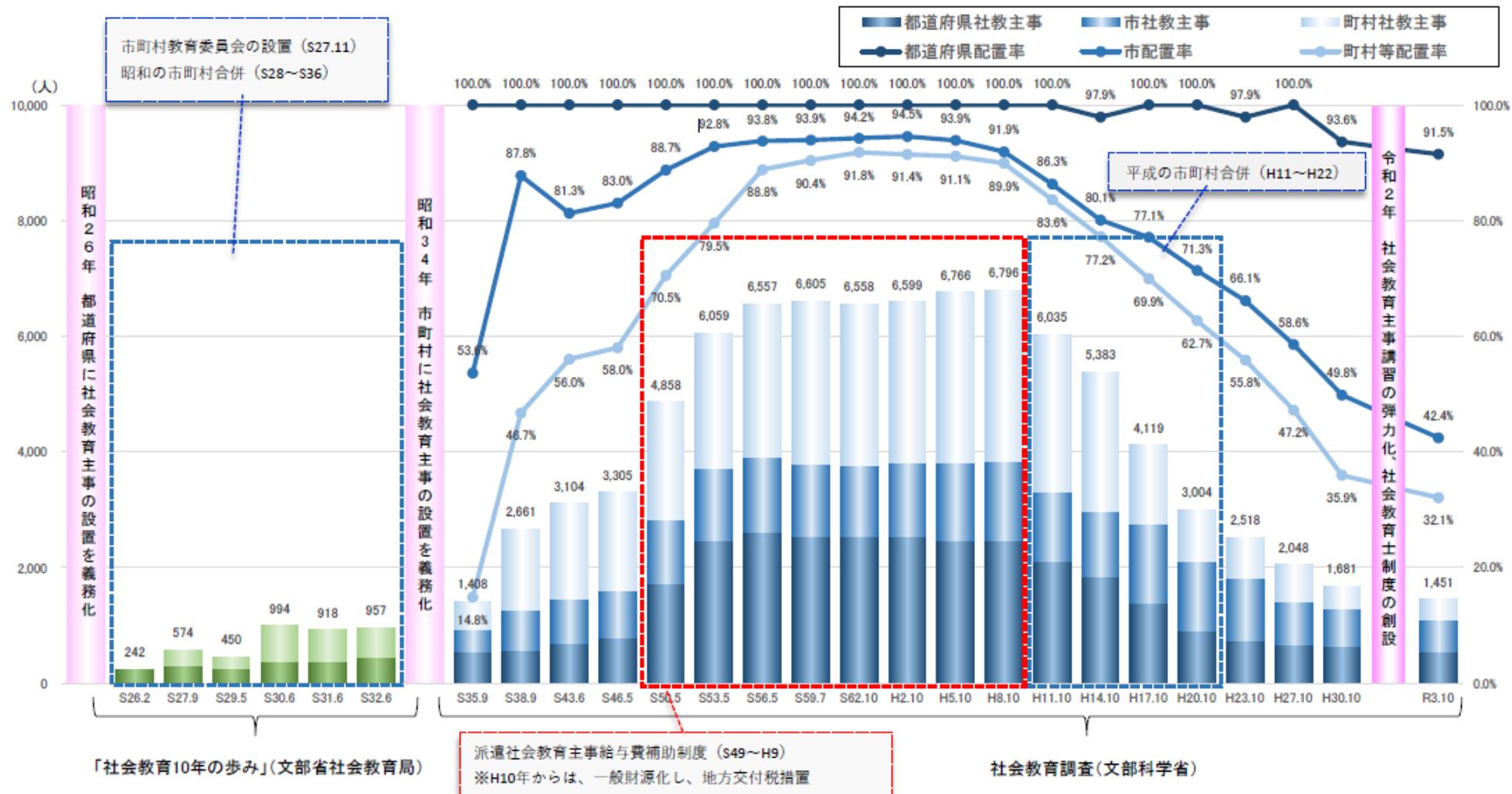
「社会教育主事養成の見直しに関する基本的な考え方について」

(平成29年8月 社会教育主事養成等の改善・充実に関する検討会) より

社会教育主事講習等規程の一部を改正する省令の公布
(平成30年文部科学省令第5号)、令和2年4月1日施行

社会教育主事の配置率の低下

都道府県・市町村教育委員会における社会教育主事配置状況



(注) 本資料は、「社会教育主事の減少を考える」（『社会教育』（通巻第766号）2010年4月全日本社会教育連合会）、「地域の生涯学習推進と指導者～社会教育主事の養成と登用を視点に～」（札幌国際大学 佐久間 章）の資料を基にして作成。

(出典)「社会教育10年の歩み」（文部省社会教育局）、「社会教育調査」（文部科学省）

社会教育主事の配置に関する状況と活躍促進に関する基礎調査

○調査主体

国立教育政策研究所社会教育実践研究センター

○調査期間

令和5年6月下旬～8月下旬

○回答状況等

(1) 対象：都道府県及び市（区）町村等教育委員会社会教育主管課長

(単位：教育委員会数)

計	都道府県	市(区)	町	村・その他
1,396(77.8%)	47(100.0%)	666(81.9%)	548(74.3%)	135(68.5%)

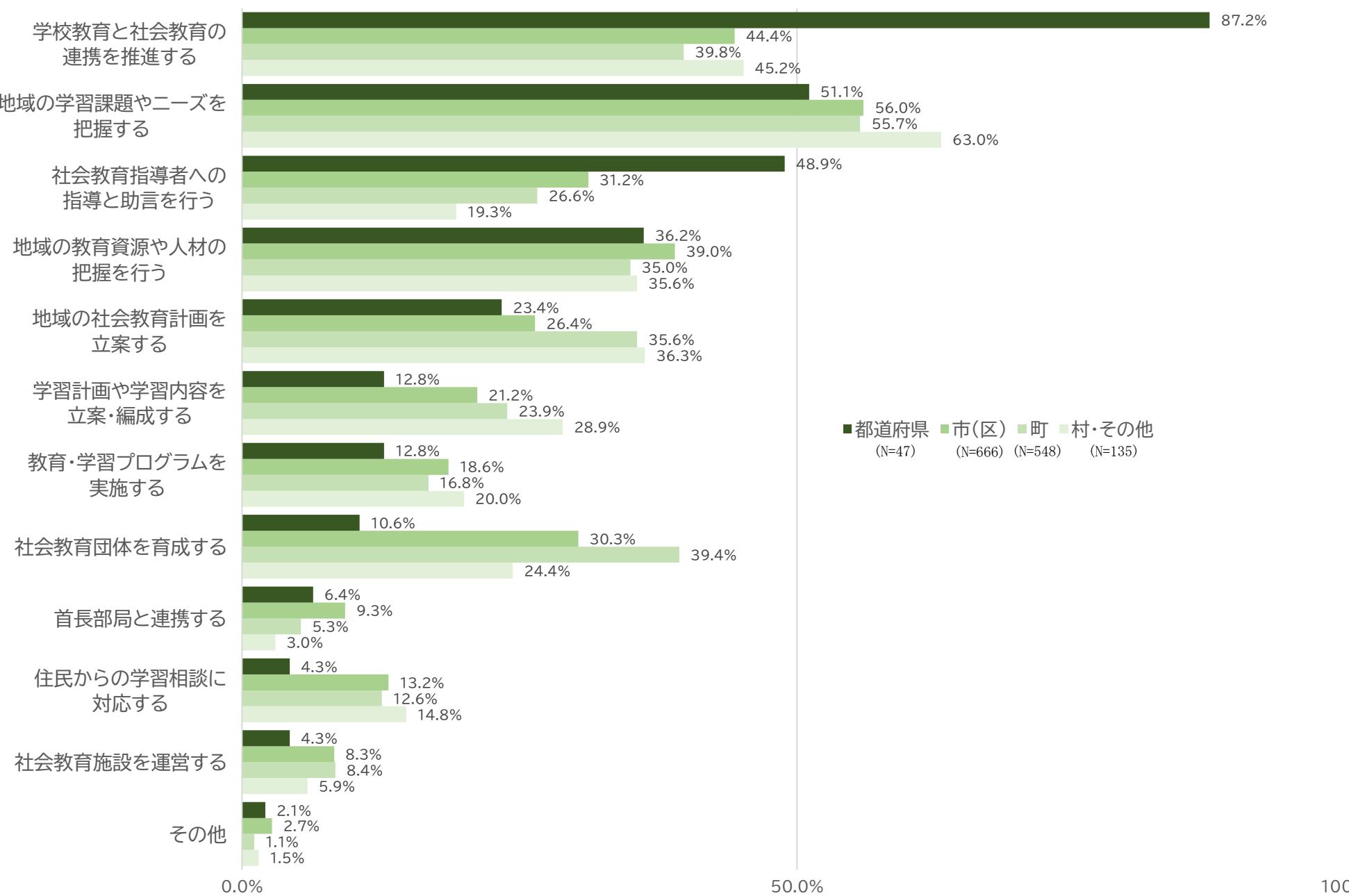
(注) ()内の数値は、令和3年10月1日現在における地方公共団体数に占める割合である。

(2) 対象：社会教育主事発令者（令和5年5月1日現在発令者）

計	都道府県	市(区)	町	村・その他
1,472人(21人)	490人(▲64人)	684人(148人)	269人(▲56人)	29人(7人)

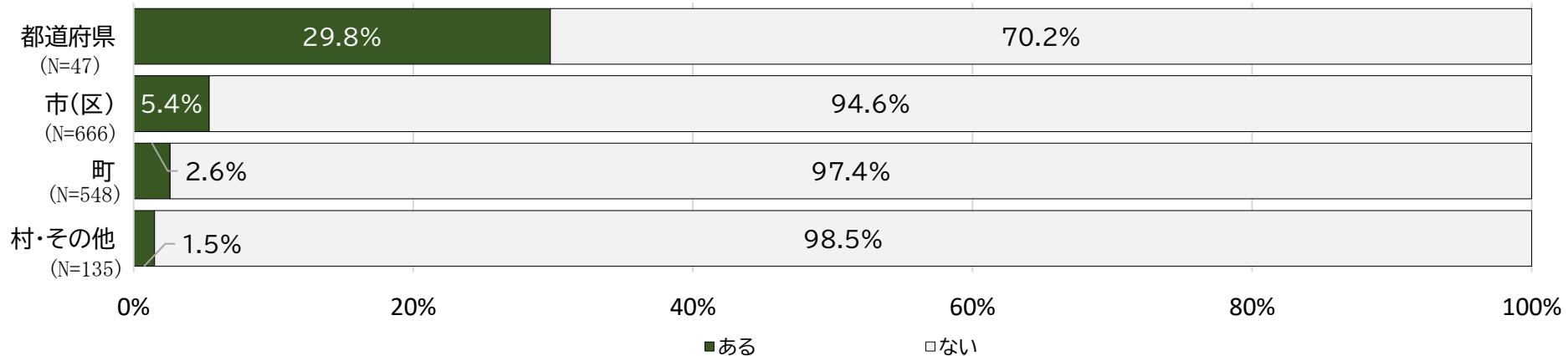
(注) ()内の数値は、令和3年度社会教育調査における社会教育主事発令者との増減値である。

【対象：都道府県・市(区)町村教育委員会社会教育主管課長】
社会教育主事に期待する役割（※3つ選択）



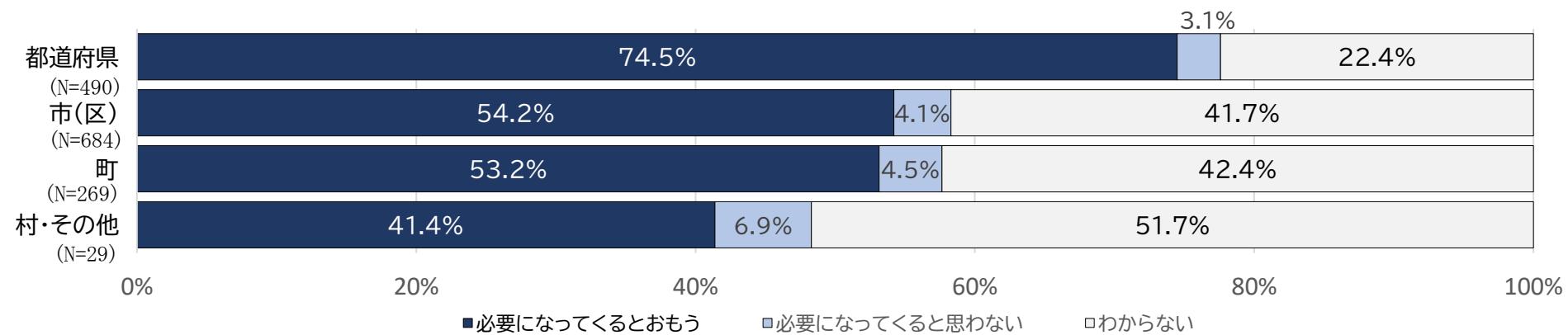
【対象：都道府県・市(区)町村教育委員会社会教育主管課長】

社会教育士を活用・連携した取組(事業)等があるか



【対象：社会教育主事発令者】

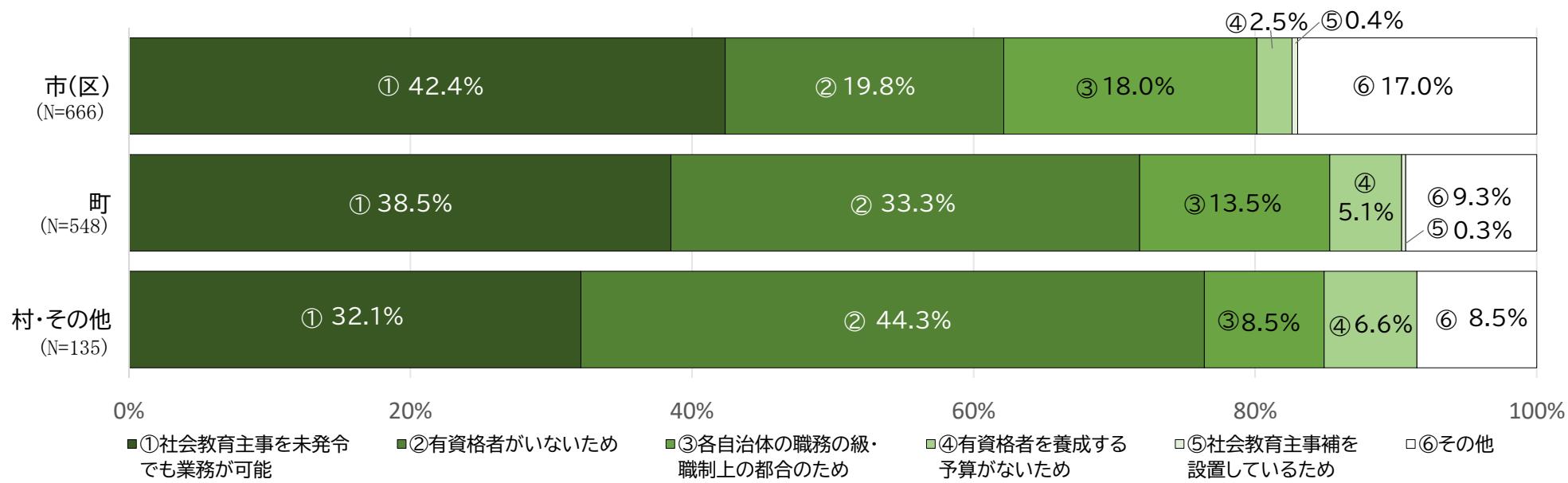
今後、社会教育士を活用した取組がこれまで以上に必要になってくると思うか



※小数第二位で四捨五入のため、合計が100%とならない場合あり

【対象：都道府県・市(区)町村教育委員会社会教育主管課長】

社会教育主事の発令が困難な理由(※社会教育主事未設置の市(区)町村)



※小数第二位で四捨五入のため、合計が100%とならない場合あり

「社会教育士」の称号付与（趣旨及び役割等）

称号付与の趣旨

- 社会教育主事講習等の学習の成果が認知され、社会教育行政以外の分野においても活用される仕組みの構築が求められていたところ。
- このため、講習等の学習の成果が社会で認知され、広く社会における教育活動に生かされる仕組みを構築し、社会教育の振興を図るため、講習の修了証書授与者が「社会教育士（講習）」と、養成課程の修了者が「社会教育士（養成課程）」と称することができることとした。

社会教育士に期待される役割

- 「社会教育士」には、講習や養成課程の学習成果を活かし、N P O や企業等の多様な主体と連携・協働して、社会教育施設における活動のみならず、環境や福祉、まちづくり等の社会の多様な分野における学習活動の支援を通じて、人づくりや地域づくりに携わる役割が期待される。
- また、これらの活動に際しては、地域の実情等を踏まえ、社会教育士と社会教育主事との連携・協働が図られることが期待される。



法令根拠

社会教育主事講習等規程（昭和二十六年文部省令第十二号）（改正省令）公布日 平成30年2月28日 施行日 令和2年4月1日

第8条第3項 第1項に規定する修了証書を授与された者は、社会教育士（講習）と称することができる。

第11条第3項 第1項の規定により修得すべき科目の単位を全て修得した者は、社会教育士（養成課程）と称することができる。

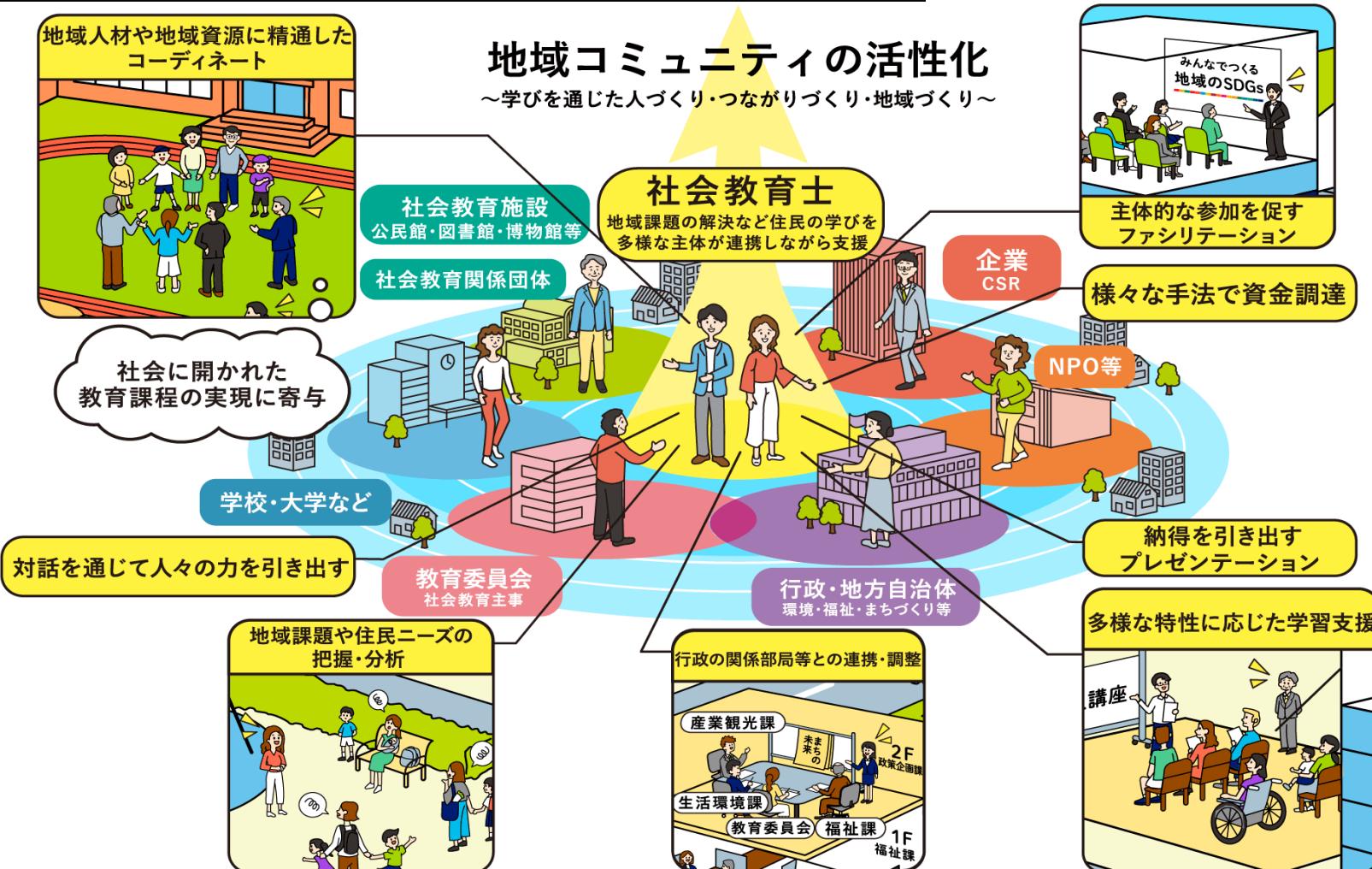
これまでの称号付与数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	計
（内訳）主事講習	492人	1,414人	1,532人	1,382人	4,820人
（内訳）養成課程	214人	336人	538人	1,139人	2,227人
社会教育士称号付与数	706人	1,750人	2,070人	2,521人	7,047人

「社会教育士」について

「社会教育士」とは？～学びを通じて、人づくり・つながりづくり・地域づくりの中核的な役割を果たします～

- 「社会教育士」は、教育委員会事務局に配置される「社会教育主事」になるための講習や養成課程を修了した者に与えられる「称号」です。社会教育主事にならなくても、その能力があることが分かるようにするため、令和2年4月に新設しました。
- 講習や養成課程で習得したコーディネート能力、ファシリテーション能力、プレゼンテーション能力等を活かし、教育委員会のみならず、福祉や防災、観光、まちづくり等の社会の多様な分野における学習活動の支援を通じて、行政や企業、NPO、学校等の様々な場で、人づくりやつながりづくり、地域づくりに中核的な役割を果たすことが期待されています。



社会教育主事と社会教育士の役割や活動について

	社会教育主事	社会教育士
法令における規定	<p>(社会教育法第9条の2) 都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に、社会教育主事を置く。</p> <p>(社会教育法第9条の3) 社会教育を行う者に専門的技術的な助言指導を与える。ただし、命令及び監督をしてはならない。</p> <p>学校が社会教育関係団体、地域住民その他の関係者の協力を得て教育活動を行う場合には、その求めに応じて、必要な助言を行うことができる。</p>	<p>(社会教育主事講習等規程第8条) 修了証書を授与された者は、社会教育士(講習)と称することができる。</p> <p>(社会教育主事講習等規程第11条) 修得すべき科目の単位を全て修得した者は、社会教育士(養成課程)と称することができる。</p>
業務・活動内容	教育委員会事務局が主催する社会教育事業・研修事業の企画・実施、社会教育施設・社会教育関係団体が実施する事業・活動に対する専門的な指導・助言を通じ、地域住民の学習活動の支援を行う。	公民館の職員等として社会教育行政の分野で活躍している例もあるが、他の分野における取組は、概ね社会教育士の各個人により、それぞれの所属や活動の場(首長部局、民間企業、NPO等)において、各分野の専門性と社会教育の知見を活かした取組が行われている。
人数	1,451人 ※市町村における配置率40.9% (令和3年10月時点 出典:社会教育調査)	7,047人(令和5年度時点 出典:文科省調査)
期待される役割	<p>【現在】 社会教育行政の中核として、地域の社会教育行政の企画・実施及び専門的技術的な助言と指導に当たることを通じ、人々の自発的な学習活動を援助する役割を果たしている。</p> <p>【今後】 上記に加え、社会教育行政のみならず、地域における多様な主体による関連する取組全体を踏まえながら、社会教育人材のネットワーク活用しつつ、コーディネート能力やファシリテート能力等を發揮し、他分野の専門職と対等に協働しながら多様な分野と社会教育(行政)をつなぎ牽引する役割を担うことが期待される。 さらに、地域の社会教育人材ネットワークを構築・活性化する役割も担う。</p>	<p>【現在】 社会教育士は、社会教育施設における活動のみならず、環境や福祉、まちづくり等の社会の多様な分野における学習活動の支援を通じて、人づくりや地域づくりに関する活動に積極的に携わっていくことが期待される。</p> <p>【今後】 各分野における専門性と社会教育の知見を活かしながら、様々な活動に社会教育としての学びの色彩を加える工夫を行ったり、また社会教育の手法を用いて活動を支援したりすることで、それぞれの分野の活動を活性化させたり、その意義を深めたりする活躍が期待される。さらに、地域の社会教育人材ネットワークを活用することで、社会教育士によって地域の様々な取組がより効果的に推進されるようになることが期待される。</p>
求められる能力・知見	<p>①人と人、組織と組織をつなぐコーディネート能力、②人々の納得を引き出すプレゼンテーション能力、③人々の力を引き出し、主体的な参画を促すファシリテーション能力を發揮し、社会教育における学びと実践の活動を推進する力</p> <p>行政としての専門的知見(社会教育計画の策定、社会教育関係団体の育成、学習計画や学習内容の立案・編成に関わる知見など)</p>	(それぞれの活躍の場において必要な各分野の専門的知見)

地域全体の学びのオーガナイザー

各分野の専門性を様々な場に活かす
学びのオーガナイザー

社会教育士の称号の取得・社会教育主事への任用の流れについて



大学に入学

社会教育主事講習の受講資格を満たす

- ①大学に2年以上在学し、62単位以上修得
- ②教育職員の普通免許状を所有
- ③2年以上社会教育主事補等の職にある 等
- ④4年以上学校で教諭や事務職員の職にある 等
- ⑤文部科学大臣が①～④と同等以上の資格を有すると認める者

令和元年度以前に
社会教育主事講習又は
社会教育主事養成課程を修了

社会教育主事養成課程
(6科目24単位)を修了

(必要な科目と単位数)

- ・生涯学習概論(4単位)
- ・生涯学習支援論(4単位)
- ・社会教育経営論(4単位)
- ・社会教育特講(8単位)
- ・社会教育実習(1単位)
- ・社会教育演習・社会教育実習・
社会教育課題研究のうち1科目
以上(3単位)

社会教育主事講習(4科目8単位)を修了

(必要な科目と単位数)

- ・生涯学習概論(2単位)
- ・生涯学習支援論(2単位)
- ・社会教育経営論(2単位)
- ・社会教育演習(2単位)

社会教育主事講習
(2科目4単位)を修了

(必要な科目と単位数)

- ・生涯学習支援論(2単位)
- ・社会教育経営論(2単位)

社会教育士(養成課程)の称号を取得

社会教育士(講習)の称号を取得

大学に二年以上在学し、
62単位以上修得
+
勤務経験(A)1年以上

大学に二年以上在学し、
62単位以上修得
+
勤務経験(A)3年以上

教育職員の普通免許状
+
勤務経験(B)5年以上

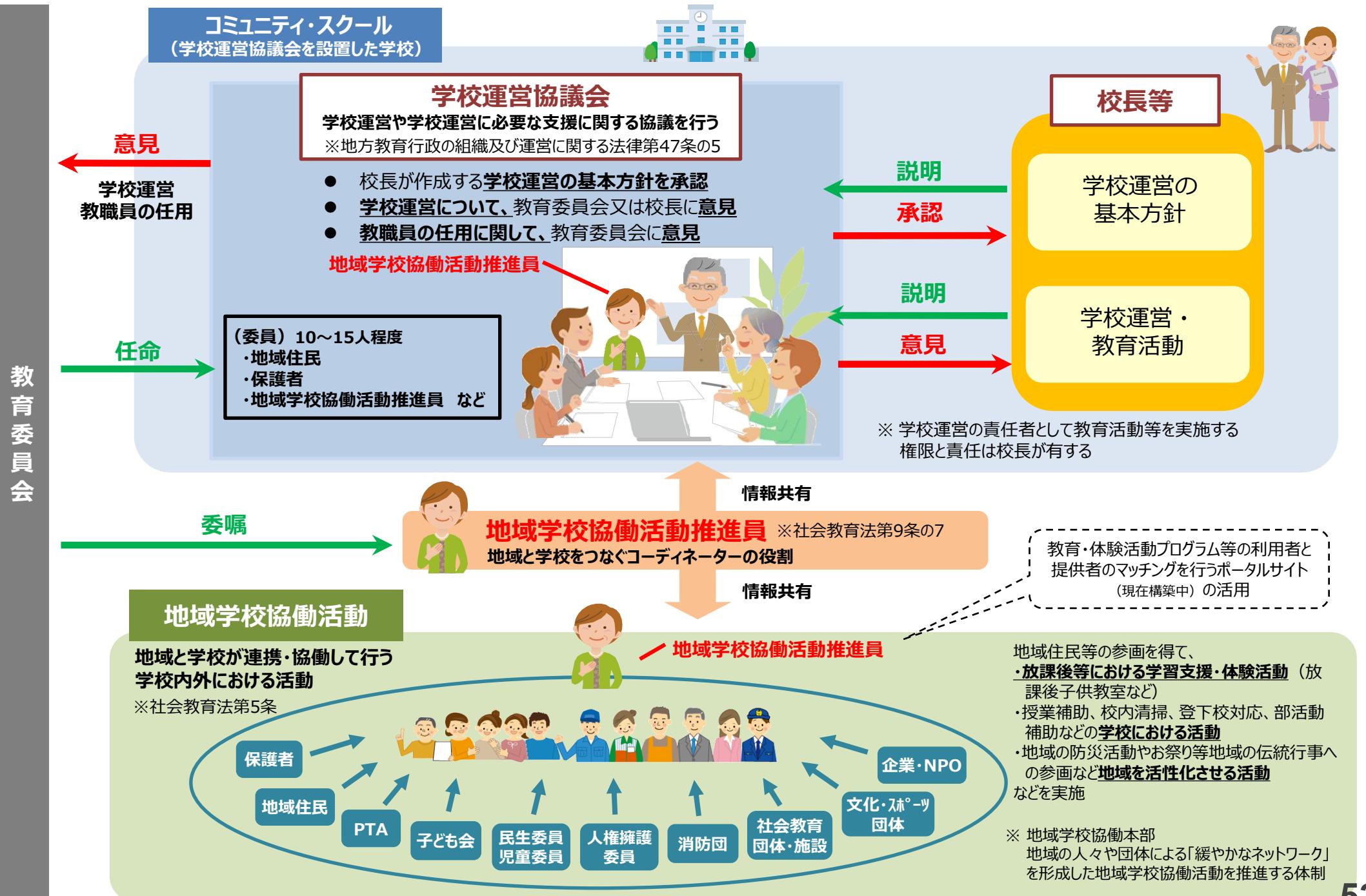
これらに相当する教養と
経験があると都道府県
教育委員会が認定

教育委員会からの発令により社会教育主事となる

勤務経験(A):社会教育主事補、司書、学芸員、その他文部科学大臣が指定する職や業務にあった期間

勤務経験(B):学校等の学長、校長、副校長、副学長、学部長、教授、教諭、事務職員 等

コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進



様々な地域学校協働活動

定義

「地域学校協働活動」とは、幅広い地域住民の参画を得て、地域全体で子供たちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして、以下の様々な取組を組み合わせて実施する活動

学びによるまちづくり・ 地域課題解決型学習・郷土学習

- ◆地域資源を理解し、その魅力を伝えたり、地域活性化の方策を考え、実行する学習活動
- ◆「ふるさと」について地域住民から学び、自ら地域について調べたり発表したりする学習活動
- ◆地域の産業や商店街の職場体験学習、郷土の伝統・文化芸能学習 など



放課後子供教室

- ◆地域住民の参画を得て、放課後等に全ての児童を対象として行う、学習や体験・交流といった多様な活動



地域未来塾

- ◆中学生・高校生等を対象に、教員OBや大学生などの地域住民の協力によって行う学習支援



家庭教育支援活動

- ◆寄り添いが必要な子供、不登校傾向のある子供等への対応について、保護者が学び合う機会づくり など



学校に対する多様な協力活動

- ◆登下校の見守り、花壇や通学路等の学校周辺環境の整備、子供たちへの本の読み聞かせ、授業の補助や部活動の支援 など



地域の行事、イベント、お祭り、 ボランティア活動等への参画

- ◆地域イベントにおけるボランティア体験学習、伝統行事やお祭りでの伝統文化・芸能の発表や楽器の演奏、地域の防災訓練への参画 など



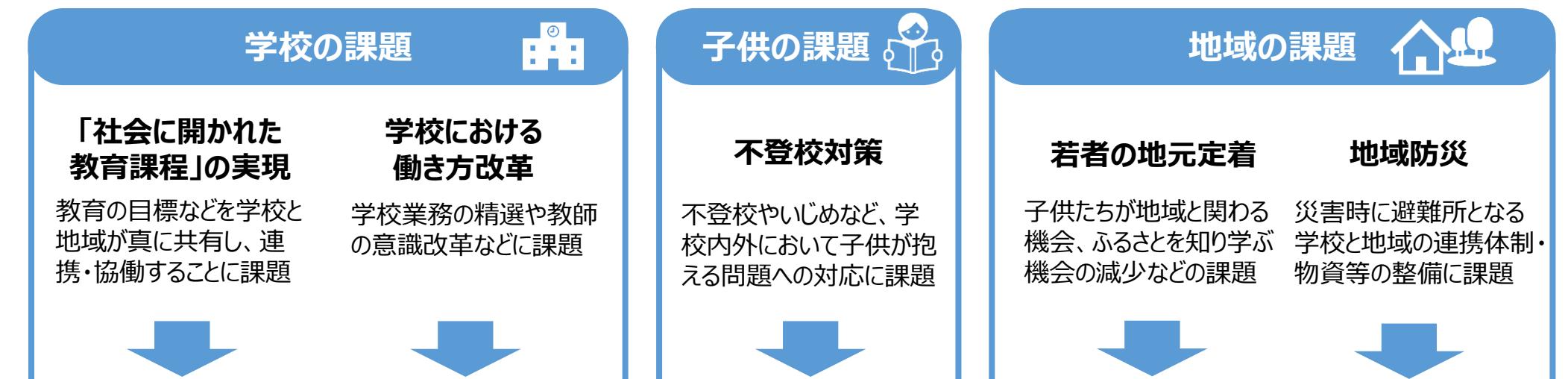
コミュニティ・スクールの有用性

コミュニティ・スクールは、学校と地域をとりまく課題解決のための仕組み（プラットフォーム）

学校や子どもたち、地域が抱える様々な課題を学校だけに任せのではなく、**地域全体で解決を図る必要性**

→ 学校と地域が目標や課題を共有し、協議する**仕組み** = **コミュニティ・スクール**

→ 保護者や地域住民等が**当事者意識**を持って参画することで、様々な取組が活性化



(例) 茨城県牛久市

学校運営協議会委員が授業研究に参画。学校理解を深め、熟議を行うことで、社会に開かれた教育課程を実現。教師の授業力向上、子供の学力向上にも寄与

(例) 岡山県浅口市

保護者や地域住民と目標や課題を共有し、業務の見直しを実現。協議を通じて教師の意識改革にも成果

(例) 北海道登別市

学校運営協議会の組織を生かし、多様な関係主体との円滑な情報共有や連携・協働により、チームとしての不登校対策体制を構築

(例) 鳥取県南部町

地域の協力のもと地元の自然や歴史・文化を学ぶカリキュラムを設定し、子供たちのふるさとへの愛着や社会参画力を育成

(例) 熊本県

自治体の防災担当職員等が学校運営協議会に参画し、地域住民との合同防災訓練など、防災に関する事項・取組を協議・実践

地域学校協働活動推進員とは

地域学校協働活動推進員に期待される役割

- ・地域や学校の実情に応じた地域学校協働活動の企画・立案
- ・学校や地域住民、企業・団体・機関等の関係者との連絡・調整
- ・地域ボランティアの募集・確保
- ・地域学校協働本部の事務処理・経費処理
- ・地域住民への情報提供・助言・活動促進 等

地域学校協働活動推進員に望まれる資質・能力

- ・地域学校協働活動の推進に熱意と識見を有する
- ・地域学校協働活動への深い関心と理解がある
- ・地域の住民、団体、機関等の関係者を良く理解している
- ・学校の実情や教育方針への理解がある
- ・地域住民や学校、行政関係者等と協力して活動を円滑に進めることができるコミュニケーション能力があり、関係者を説得し、人を動かす力がある
- ・地域課題についての問題提起、整理、解決策の構築等を仲間と共に進めることができるファシリテート能力にたけている 等

これらの全ての役割を受け持ち、資質・能力を兼ね備えている方への委嘱はもちろん、地域の中で複数の地域学校協働活動推進員を委嘱し、分担してそれぞれが得意なことを生かしながらチームで地域学校協働活動推進に取り組むことも考えられます。

地域学校協働活動推進員の候補となり得る人材

- ・これまでのコーディネーターやその経験者
- ・地域と学校の連携・協働に関わる活動に地域ボランティアとして活動している人
- ・PTA関係者、PTA活動の経験者
- ・退職した校長や教職員
- ・自治会、青年会等の地域関係団体の関係者
- ・地域や学校の特色や実情を理解する企業、NPO、団体等の関係者
- ・社会教育主事の有資格者 等

令和5年度 コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動実施状況調査

文部科学省では、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）と地域学校協働活動の一体的な推進による地域と学校の連携・協働体制の構築を推進しており、毎年、実施状況に関する全国的な調査を実施。令和5年度（令和5年5月1日現在）の結果は以下のとおり。

【調査結果のポイント】



コミュニティ・スクール (学校運営協議会制度)

※ 保護者や地域住民等が一定の権限と責任を持って学校運営に参画する「学校運営協議会」を置く学校

(公立学校の導入校数)

15,221校 (42.9%)

18,135校 (52.3%)

2,914校増
9.4ポイント増

(うち、小・中・義務教育学校)

13,519校 (48.6%)

16,131校 (58.3%)

2,612校増
9.7ポイント増

(導入自治体数)

1,213自治体
(66.9%)

1,347自治体
(74.3%)

(38都道府県、15指定都市、
1,277市区町村、17学校組合)

※ 学校運営協議会類似の仕組みを設置している学校 4,818校 (前年度から1,334校減)



地域学校協働本部

※ 地域学校協働活動：幅広い地域住民や団体等が参画し、地域と学校が連携・協働して行う学校内外で行われる子供たちの成長を支える多様な活動

(公立学校の整備校数)

20,568校 (57.9%)

21,144校 (61.0%)

576校増
3.1ポイント増

(うち、小・中・義務教育学校)

19,256校 (69.2%)

19,812校 (71.7%)

556校増
2.5ポイント増

(地域学校協働本部数)

12,333本部

12,870本部
(537本部増)



地域学校協働活動推進員等

(地域コーディネーターを含む)

※ 地域学校協働活動を実施するにあたり、企画・提案や関係者との調整など全体のコーディネートを行う調整役

※ 令和4年度の人数は、年度内の予定を含む

①地域学校協働活動推進員等の配置人数

32,954人

33,399人 [445人増]

1,583自治体 (87.3%)

②①のうち、地域学校協働活動推進員としての委嘱人数

11,380人

13,144人 [1,764人増]

755自治体 (41.6%)

③①のうち、学校運営協議会委員である者

8,954人

11,125人 [2,171人増]

②のうち、学校運営協議会委員である者

4,810人

6,055人 [1,245人増]

【今後の方針】

- 導入が進んでいない自治体に対するCSマイスターの重点的な派遣
- 地域学校協働活動推進員の配置充実、常駐的な活動、資質向上等への支援
- 全国フォーラムや自治体向け説明会・協議会、文部科学大臣表彰の実施

更なる導入の加速化、地域学校協働活動との一体的な取組の推進など取組の質の向上を図る 57

コミュニティ・スクール及び地域学校協働本部の学校種別の状況

令和5年5月1日
時点

校種	学校数	コミュニティ・スクール		地域学校協働本部	
		導入校数	導入率	整備校数	整備率
幼稚園	2,437園 (3,060園)	341園 (325園)	14.0% (10.6%)	510園 (612園)	20.9% (20.0%)
小学校	18,437校 (18,619校)	10,812校 (9,121校)	58.6% (49.0%)	13,487校 (13,160校)	73.2% (70.7%)
中学校	9,010校 (9,061校)	5,167校 (4,287校)	57.3% (47.3%)	6,173校 (5,976校)	68.5% (66.0%)
義務教育学校	202校 (159校)	152校 (111校)	75.2% (69.8%)	152校 (120校)	75.2% (75.5%)
高等学校	3,449校 (3,482校)	1,144校 (975校)	33.2% (28.0%)	581校 (494校)	16.8% (14.2%)
中等教育学校	35校 (34校)	8校 (7校)	22.9% (20.6%)	4校 (4校)	11.4% (11.8%)
特別支援学校	1,117校 (1,103校)	511校 (395校)	45.7% (35.8%)	237校 (202校)	21.2% (18.3%)
合計	34,687校 (35,518校)	18,135校 (15,221校)	52.3% (42.9%)	21,144校 (20,568校)	61.0% (57.9%)

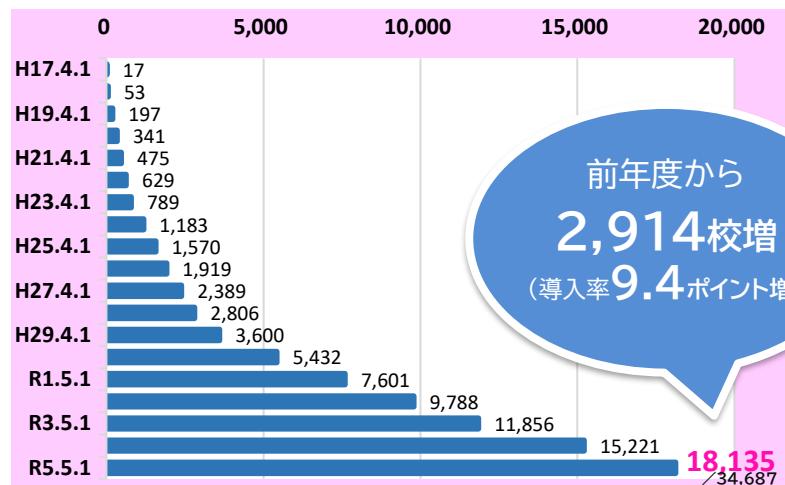
※ 括弧内は令和4年度の調査結果

コミュニティ・スクールを導入している学校数: **18,135/34,687校**

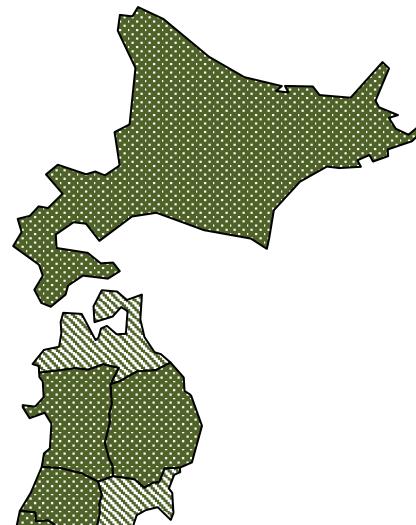
(教育委員会が学校運営協議会を設置している学校数)

全国の公立学校のうち、**52.3%**がコミュニティ・スクールを導入

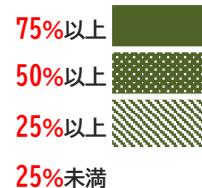
全国のコミュニティ・スクールの数



前年度から
2,914校増
(導入率**9.4**ポイント増)



都道府県別導入割合

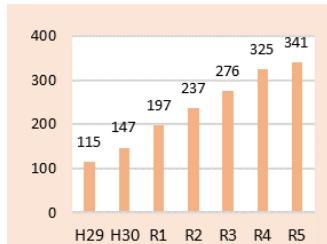


コミュニティ・スクールとは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5の規定に基づく学校運営協議会を置く学校であり、学校運営協議会とは同規定に基づき教育委員会より任命された委員が、一定の権限と責任を持って、学校の運営とそのために必要な支援について協議する合議制の機関のことです。

校種別導入校数の推移

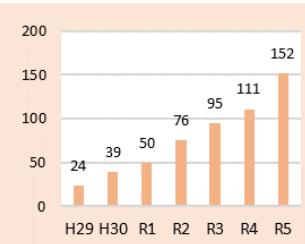
幼稚園

341/2,437園



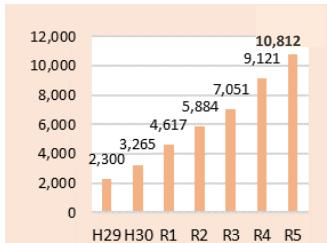
義務教育学校

152/202校



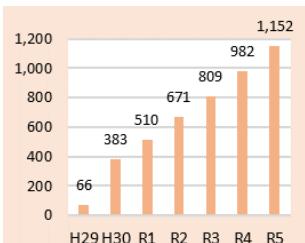
小学校

10,812/18,437校



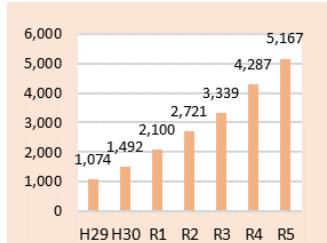
高等学校(中等教育学校含む)

1,152/3,484校



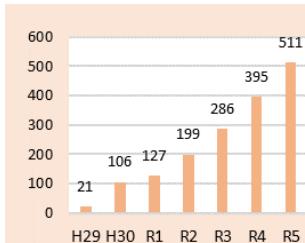
中学校

5,167/9,010校



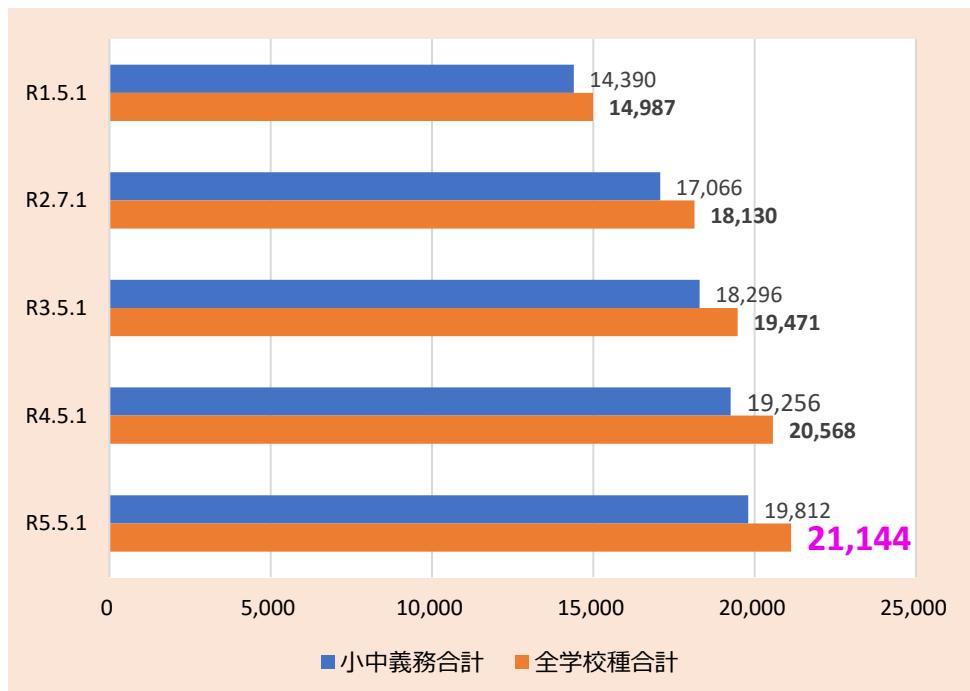
特別支援学校

511/1,117校



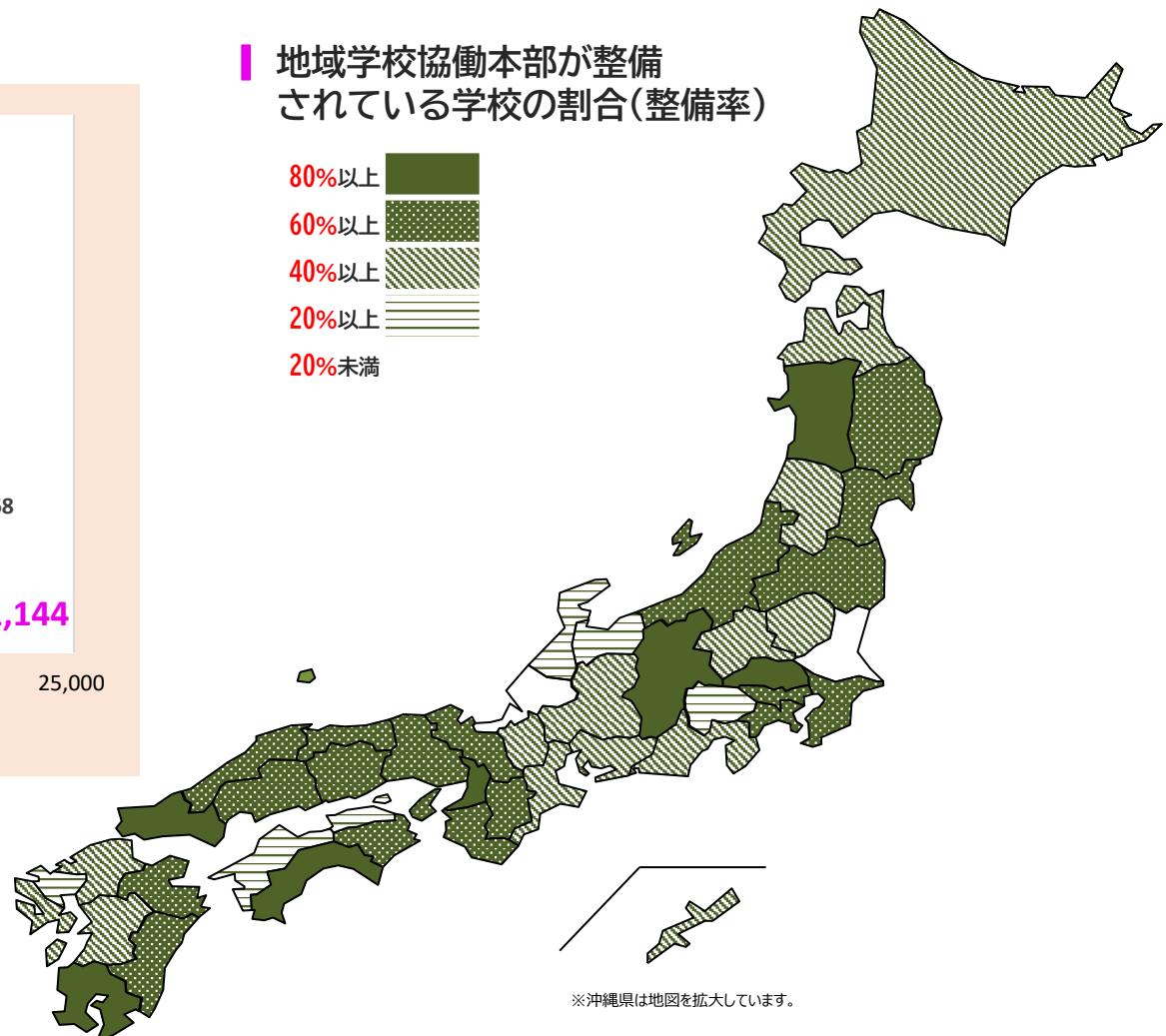
地域学校協働本部が整備されている公立学校数:**21,144/34,687** 校
全国の公立学校のうち、**61.0%**がカバーされている

地域学校協働本部が整備されている学校数の推移



地域学校協働本部が整備されている学校の割合(整備率)

- 80%以上
- 60%以上
- 40%以上
- 20%以上
- 20%未満



- 地域学校協働本部とは、幅広い層の地域住民・団体等が参画し、地域と学校が目標を共有しながら「緩やかなネットワーク」を形成することにより、地域学校協働活動を推進する体制のことです。

<地域学校協働本部の要素>

- ①コーディネート機能
 - ②多様な活動(地域住民の参画による多様な地域学校協働活動の実施)
 - ③継続的な活動(地域学校協働活動の継続的・安定的実施)
- 地域学校協働本部が整備されているとは、地域学校協働本部のコーディネートのもとで様々な地域学校協働活動が行われている状態を言い、必ずしも学校ごとに組織化されていたり、会議体や事務室があるものではありません。



地域・学校の連携・協働による教育活動に関する団体等

コミュニティ・スクール等の仕組みを活用した関係団体・関係者との更なる連携促進、互恵的関係の構築・深化に向けて広く周知を図ることができるよう、趣旨に賛同・協力いただける関係団体等のリスト（コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動に係る協力団体等リスト）を作成。

掲載団体（令和6年5月時点）

《教育分野》

- ・全国コミュニティ・スクール連絡協議会
(コミュニティ・スクールの推進に関する情報交換、普及啓発等)
- ・公益社団法人日本PTA全国協議会
- ・一般社団法人全国高等学校PTA連合会
(PTA活動に関する研修・広報活動、子供たちの健全育成等)
- ・公益社団法人全国子ども会連合会
(子ども会活動の推進、指導者の養成・研修等)
- ・公益社団法人全国公民館連合会
(公民館の普及促進、調査研究等)
- ・全国私立大学教職課程協会
- ・日本教育大学協会
- ・日本教職大学院協会
(教師教育・教員養成に関する調査研究・情報発信等)
- ・全国都道府県教育委員会連合会
- ・全国市町村教育委員会連合会
- ・指定都市教育委員会協議会
- ・全国都市教育長協議会
- ・中核市教育長会
- ・全国町村教育長会
(教育委員会相互の情報共有、教育行政に関する調査研究等)
- ・全国国公立幼稚園・こども園長会
(幼児期の教育の発展・振興、保幼小の連携推進)
- ・全日本教職員連盟
(教職員の研修、地域・家庭における教育の充実に向けた取組等)
- ・公益社団法人日本教育会
- ・日本連合教育会
(教育に関する調査研究・普及活動等)

本体はこちら →



- ・公益社団法人日本教育会
- ・日本連合教育会
(教育に関する調査研究・普及活動等)
- ・公益財団法人日本学校保健会
(子供の現代的健康課題に対応するための学校保健の振興等)
- ・公益財団法人産業教育振興中央会
- ・全国産業教育振興会連絡協議会
(産業教育の振興)
- ・全国専修学校各種学校総連合会
(専修学校・各種学校における職業教育の振興、中高との連携推進)

《スポーツ・文化分野》

- ・公益財団法人日本スポーツ協会
(スポーツ指導者・スポーツ少年団の育成、生涯スポーツの普及等)
- ・公益財団法人運動器の健康・日本協会
(運動器の健康増進、疾患・障害の予防に関する教育・啓発等)
- ・特定非営利活動法人全国ラジオ体操連盟
(ラジオ体操・みんなの体操の普及等)
- ・一般社団法人和食文化国民会議
(無形文化遺産「和食」の適切な保護・継承)

《防災・安全分野》

- ・公益財団法人全国防犯協会連合会
(防犯思想・知識の普及、薬物乱用防止等)
- ・一般財団法人全日本交通安全協会
(交通安全に関する普及啓発等)
- ・消防団
(防火指導、応急手当の普及活動、防災意識の向上等)
- ・公益社団法人隊友会
(防衛・防災関連施策への協力等)

《金融分野》

- ・一般社団法人全国銀行協会
- ・一般社団法人信託協会
- ・一般社団法人全国地方銀行協会
- ・一般社団法人第二地方銀行協会
- ・一般社団法人全国信用金庫協会
- ・一般社団法人全国信用組合中央協会
- ・一般社団法人生命保険協会
- ・一般社団法人日本損害保険協会
- ・日本証券業協会
- ・日本FP協会
(金融に関する普及啓発・リテラシー向上等)

《児童福祉分野》

- ・一般財団法人児童健全育成推進財団
(児童館の活動支援、児童福祉に関する調査研究等)
- ・全国学童保育連絡協議会
(学童保育に関する調査研究、指導員の研修活動等)
- ・一般財団法人全国母子寡婦福祉団体協議会
(ひとり親家庭・寡婦の福祉に関する啓発・広報等)

《人権分野》

- ・更生保護法人全国保護司連盟
(保護観察対象者の指導・支援、犯罪予防活動等)
- ・全国人権擁護委員連合会
(人権に関する相談対応、人権啓発等)

《国際協力分野》

- ・公益社団法人青年海外協力協会
(グローカル人材の育成、地域の国際化支援等)

《社会福祉・労働分野》

- ・一般社団法人生涯活躍のまち推進協議会
(多世代と交流しながら健康な生活を送る地域づくりへの支援)
- ・全国食生活改善推進員協議会（一般財団法人日本食生活協会）
(食育の推進・運動習慣の定着等)
- ・全国社会福祉協議会
(福祉人材の育成・研修、ボランティア・福祉教育の推進等)
- ・全国民生委員児童委員連合会
(生活上の様々な相談支援を行う民生委員・児童委員活動の推進)
- ・公益財団法人日本知的障害者福祉協会
(知的障害者の支援、知的障害福祉の普及啓発等)
- ・全国老人クラブ連合会
(子供の見守り、清掃・緑化、伝承・多世代交流等の活動推進)
- ・一般財団法人ACCN
(キャリアコンサルタントによるキャリア教育の推進等)

《農林水産分野》

- ・JAグループ（一般社団法人全国農業協同組合中央会）
- ・全国森林組合連合会
- ・全国漁業協同組合連合会
(農林水産分野における体験機会の提供等)

《経済分野》

- ・公益社団法人経済同友会
- ・日本商工会議所
- ・全国中小企業団体中央会
- ・全国商工会連合会
(経済界との連携・交流、地域経済の活性化等)

《自動車整備分野》

- ・自動車整備人材確保・育成推進協議会
(自動車整備に携わる人材の確保・育成等)

《海事分野》

- ・海事産業人材確保・育成推進協議会
(海事産業に携わる人材の確保・育成等)
(全62団体 関係省庁建制順を基本に一部再整理)

国立教育政策研究所社会教育実践研究センターの概要

I 概要

社会教育実践研究センターは、社会教育関係者に対する専門的・技術的研修を行う機関として、昭和40年に設置された国立社会教育研修所を、社会教育事業のための実践的な調査研究体制を整備するために、業務を見直して、平成13年4月に国立教育政策研究所内に設置された研究組織。

都道府県・市町村における社会教育事業の推進に資するため、全国の社会教育活動の実態調査や、社会教育事業のプログラム開発、社会教育指導者の育成・資質向上に関する調査研究等を実施。

全国の社会教育関係者、研究者等の参加を得て、新たな研究課題の抽出や研究方法の改善を図る研究セミナーを開催するほか、文部科学省や文化庁などとの共催で社会教育指導者のための研修事業も実施。

II 調査研究事業（令和6年度）

- 1 共生社会の実現を推進する社会教育とボランティアに関する調査研究
- 2 社会教育主事と社会教育士等の配置・在り方に関する調査研究
- 3 社会教育主事講習の充実に資する教材等の開発に関する調査研究（生涯学習概論）

III 「研究交流会・研究セミナー」「文部科学省・文化庁共催研修及び委嘱事業」等（令和6年度）

- 1 研究交流会・研究セミナー（社会教育実践研究センター主催の研究交流会等）
全国生涯学習センター等研究交流会、地域教育力を高めるボランティアセミナー
- 2 文部科学省・文化庁との共催研修等（主として現職の社会教育専門職等に対する研修）
「全国社会教育主事の会」交流研修会、図書館司書専門講座、ミュージアム・トップマネジメント研修、公民館職員専門講座、社会教育主事専門講座
- 3 文部科学省委嘱事業
社会教育主事講習 [A：7～8月開催]、社会教育主事講習 [B：1～2月開催]（社会教育主事の資格付与のための講習）

この他にも

- ・調査研究報告書・基礎資料集等
- ・インターネット等による情報発信
- ・全国体験活動ボランティア活動総合推進センター事業 等を実施

※社会教育実践研究センターのホームページはこちら

<https://www.nier.go.jp/jissen/index.htm>



社会教育主事・司書・公民館職員に関する研修事業

○国立教育政策研究所社会教育実践研究センターと共催して実施しているもの

・公民館職員専門講座

公民館職員として必要な高度かつ専門的な知識・技術について研修を行い、地域の指導者的立場にある公民館職員としての力量を高める。(参考 令和5年度)

「地域社会のウェルビーイングの向上に資する公民館－地域のコミュニティ拠点機能の強化を目指して」

・講座期間: 令和5年11月16日～11月21日

・受講対象: 公民館の館長
及び職員、社会教育主事、公民館類似施設・生涯学習関連施設の長
及び職員等の経験が1年以上あるもの

・受講者数: 37名

・図書館司書専門講座

司書として必要な高度かつ専門的な知識・技術に関する研修を行い、都道府県・指定都市等での指導的立場になりうる司書及び図書館経営の中核を担うリーダーとしての力量を高める。

(参考 令和5年度)

「ウェルビーイングの実現に向けて図書館が果たしうる役割」

・講座期間: 令和5年6月15日～6月28日

・受講対象: 図書館法第2条に規定する図書館に勤務する司書または職員で、勤務経験がおおむね7年以上で指導的立場にある者

・受講者数: 63名

・社会教育主事専門講座

社会教育主事として必要な高度かつ専門的な知識・技術に関する研修を行い、都道府県の指導的立場にある社会教育主事としての力量を高める。

(参考 令和5年度)

「ウェルビーイングの実現を目指すための社会教育の役割」

・期間: 令和5年10月12日～10月17日

・対象: 勤務経験が1年以上の社会教育主事
及び社会教育主事と同等の職にある者

・受講者数: 32名

○公募により委託して実施しているもの

・新任図書館長研修

新任の図書館長等に対し、図書館の管理・運営、サービスに関する専門知識や、図書館を取り巻く社会の動向等について研修を行い、図書館運営の責任者としての力量を高めることを目的とする。

(参考 令和5年度)

・実施機関: 筑波大学

・開講形式: オンライン形式(全国に配信)

・講習期間: 令和5年9月20日～9月22日

・受講対象: 公立図書館の館長・副館長に就任して1年未満の者

・受講者数: 198名

・図書館地区別研修

情報化の進展など図書館に関する最新のテーマや地域における課題等について研修を行い、図書館における中堅の司書としての力量を高めることを目的とする。

(参考 令和5年度)

・受講機関、開講形式、講習機関は下表の通り

実施機関名	講習期間	開講形式
1 福島県教育委員会	10月18日～10月20日	対面・オンライン
2 埼玉県教育委員会	11月28日～12月1日	対面
3 石川県教育委員会	12月5日～12月8日	対面
4 奈良県教育委員会	1月23日～1月25日	対面
5 島根県教育委員会	12月5日～12月8日	対面・オンライン
6 熊本県教育委員会	1月31日～2月2日	対面・オンライン

・受講者数: 629名(6機関合計)

令和6年度 博物館に関する学芸員等の研修体系

1年目→
若手

5年目→

中堅

10年目→

中間管理職

20年目→

30年目
館長クラス

マネジメント職
ガバナンス職

文化庁が実施

- 文化をつなぐミュージアム研修**
- ・開催:令和6年12月上旬 3日間
 - ・定員:300人(オンラインのみ)
 - ・対象:設置者・行政職員等、ミュージアムの地域課題解決や中長期的な将来構想に関係する者
 - ・内容:デジタル化、PPP/PFI、広報、発信と交流、観光、国際化、ネットワーク等に焦点



ミュージアムトップマネジメント研修

- ・開催:令和7年2月 3日間
- ・定員:50人(オンライン同時配信)
- ・対象:ミュージアムの館長・管理職
- ・内容:法改正対応、マネジメント、事業評価・改善、資金調達等を強化

オペレーション職

ミュージアム・パブリックリレーションズ研修

- ・開催:令和6年9月頃 4日間
- ・定員:対面50人(オンライン同時配信)
- ・対象:ミュージアムの学芸員等専門職員
- ・内容:広報発信・地域交流、地域課題解決、デジタル化等に焦点

博物館法

第三条 博物館は、前条第一項に規定する目的を達成するため、おおむね次に掲げる事業を行う。

十一 学芸員その他の博物館の事業に従事する人材の養成及び研修を行うこと。

令和4年博物館法改正により、博物館の事業として学芸員その他の人材養成・研修を追加

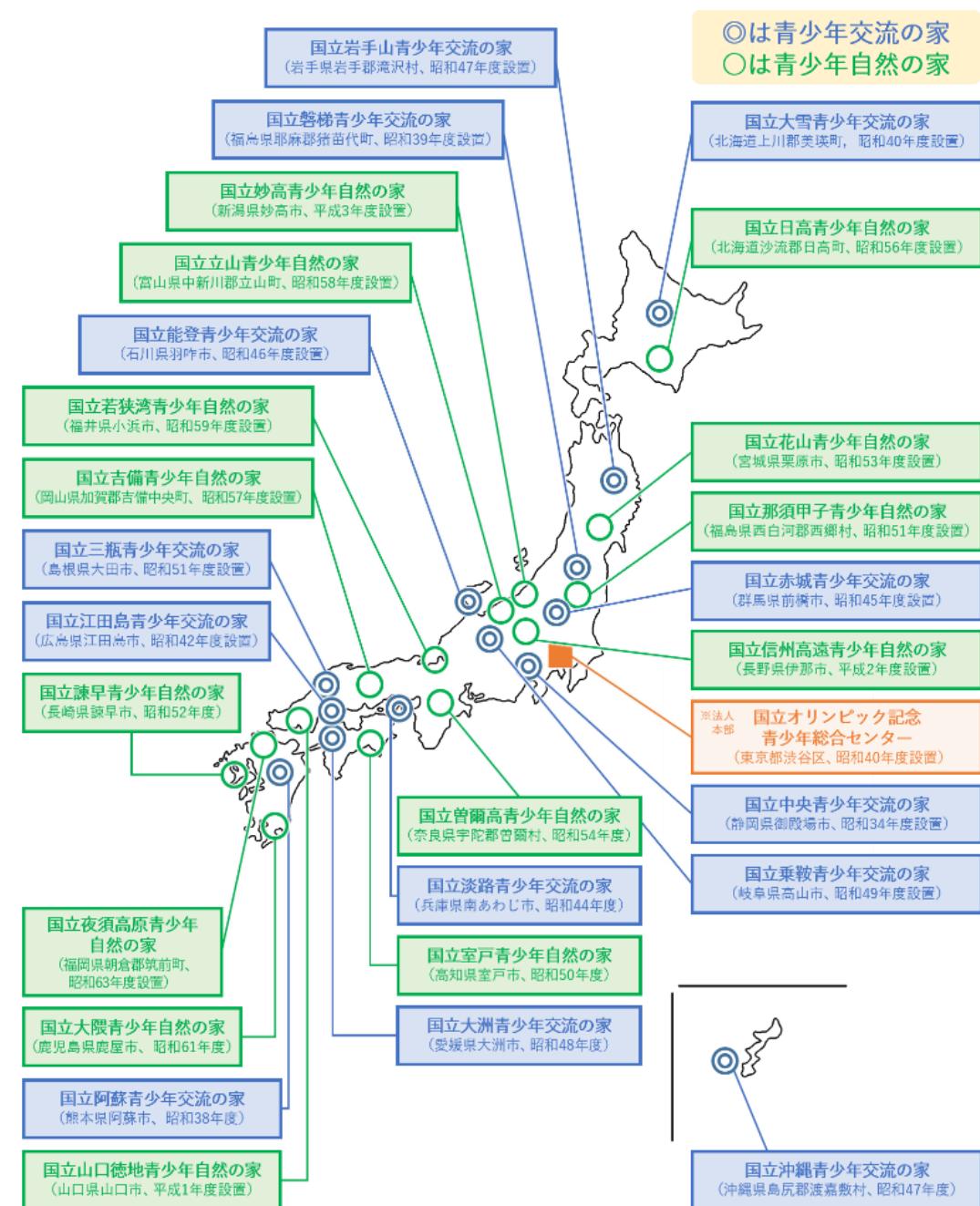
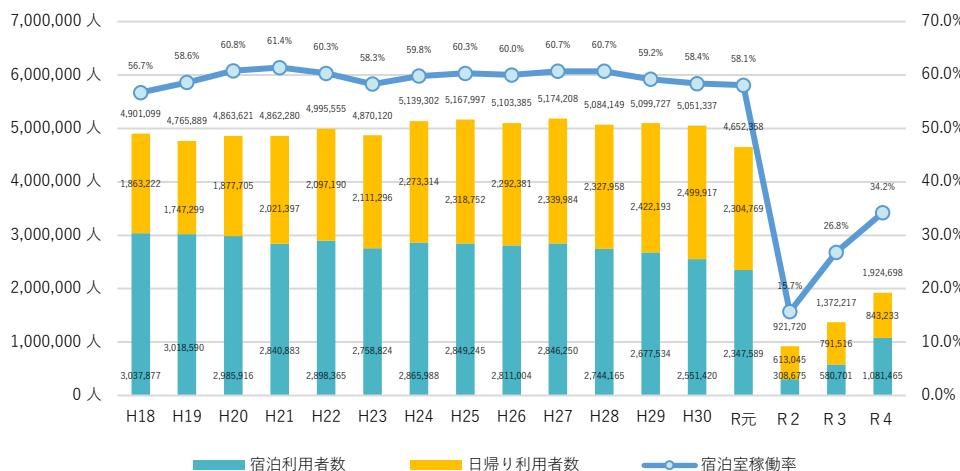
独立行政法人国立青少年教育振興機構について

目的

我が国の青少年教育のナショナルセンターとして、青少年をめぐる様々な課題へ対応するため、全国28か所の国立青少年教育施設を活用し、青少年に対し教育的な観点から、体験活動等の機会や場を提供するとともに、青少年教育指導者の養成及び資質向上、青少年教育に関する調査及び研究、関係機関・団体等との連携促進、青少年教育団体が行う活動に対する助成を行い、**我が国の青少年教育の振興及び青少年の健全育成を図ることを目的とする。**

事業概要

- ① 青少年及び青少年教育指導者等を対象とする教育事業の実施
- ② 青少年及び青少年教育指導者等を対象とする研修に対する支援
- ③ 青少年教育に関する基礎的・専門的な調査研究
- ④ 青少年教育団体が行う活動に対する支援



体験活動の現状等について

体験活動に関する近年の動向

- 少子化や子供たちの生活の多様化、家庭環境の変化等により、子供の体験活動の場や機会は減少傾向となっている。
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、子供の体験活動の減少に拍車がかかっている。

体験活動の定義、効果・意義、現状

I 体験活動の定義

- 体験活動とは「体験を通じて何らかの学習が行われることを目的として体験するものに対して意図的・計画的に提供される体験」(H19中教審答申)
- 体験活動は、具体的には、「生活・文化体験活動」、「自然体験活動」、「社会体験活動」に分類(H25中教審答申)。
※企業等による職場体験や科学体験、国際交流体験、読書活動等も含まれる。

II 体験活動の効果・意義

- 自尊感情、自己肯定感、自律性、協調性、積極性といった非認知能力の上昇、物事に対する意欲の向上
- 体験活動を提供する企業における、社員の所属する企業の社会的役割の再認識、労働意欲の向上 等

III 子供の体験活動の現状

自然体験に関する行事に参加した子供の割合の減少

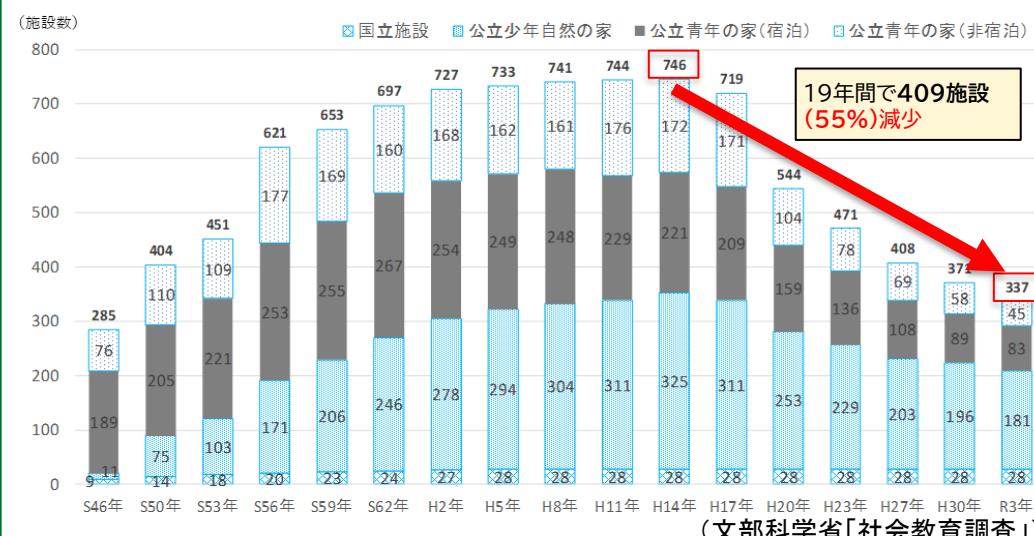
学校以外の公的機関や民間団体等が行う自然体験に関する行事に参加した子供(小学1年～6年生)の割合(%)は、平成21年度から令和4年度の13年間で54.7%から36.7%に減少



(独立行政法人国立青少年教育振興機構「青少年の体験活動等に関する意識調査」)

青少年教育施設の減少

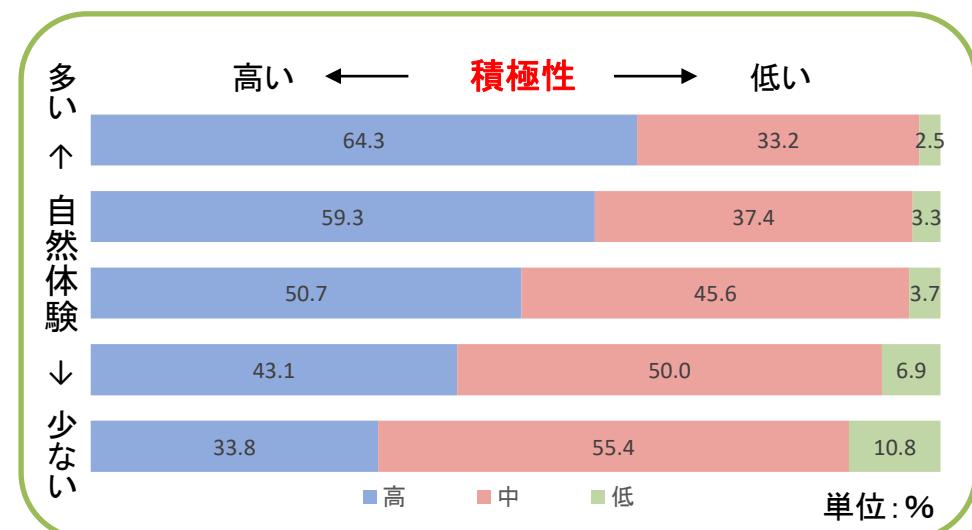
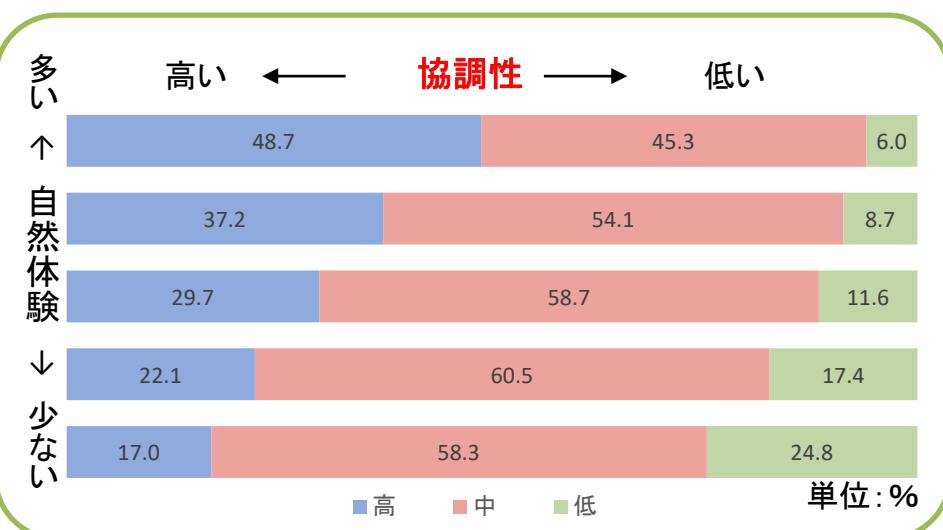
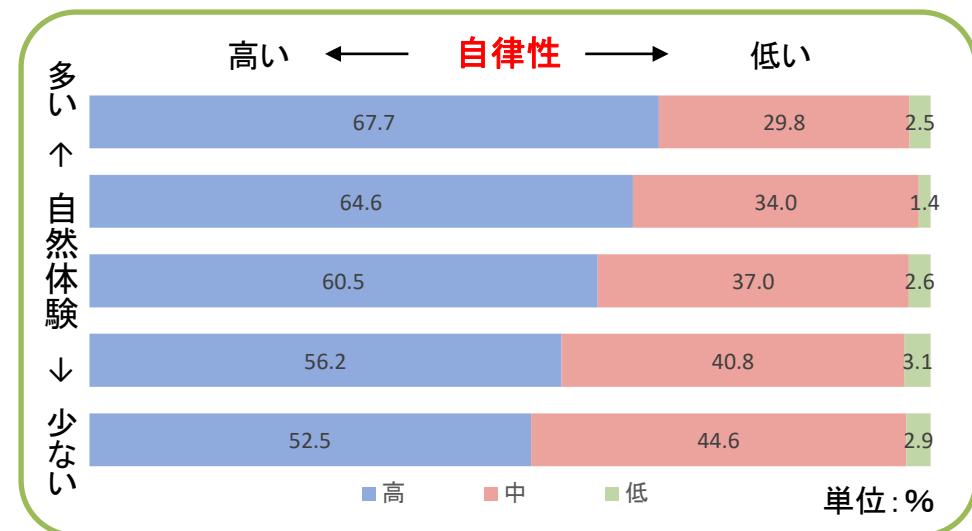
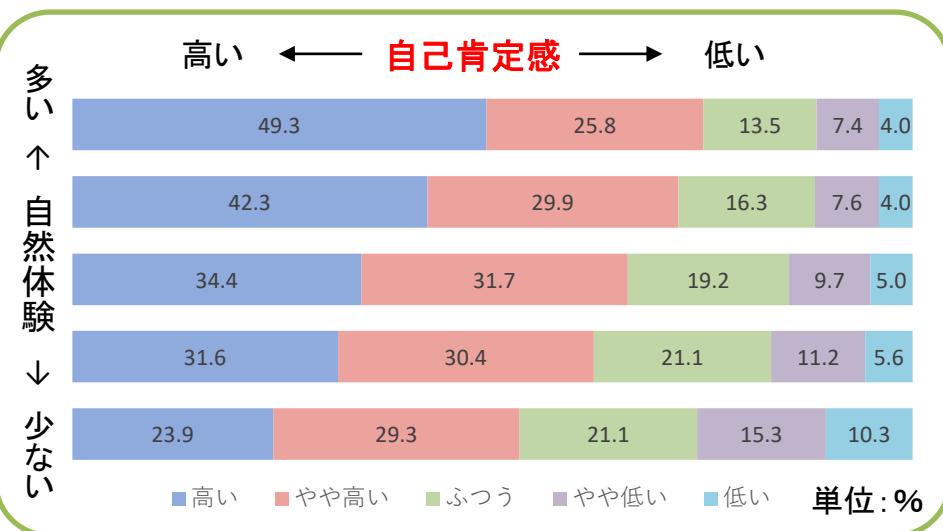
国公立青少年教育施設数は平成14年度の746施設をピークに、年々減少を続け、令和3年度には337施設に減少



(文部科学省「社会教育調査」)

自然体験活動の効果

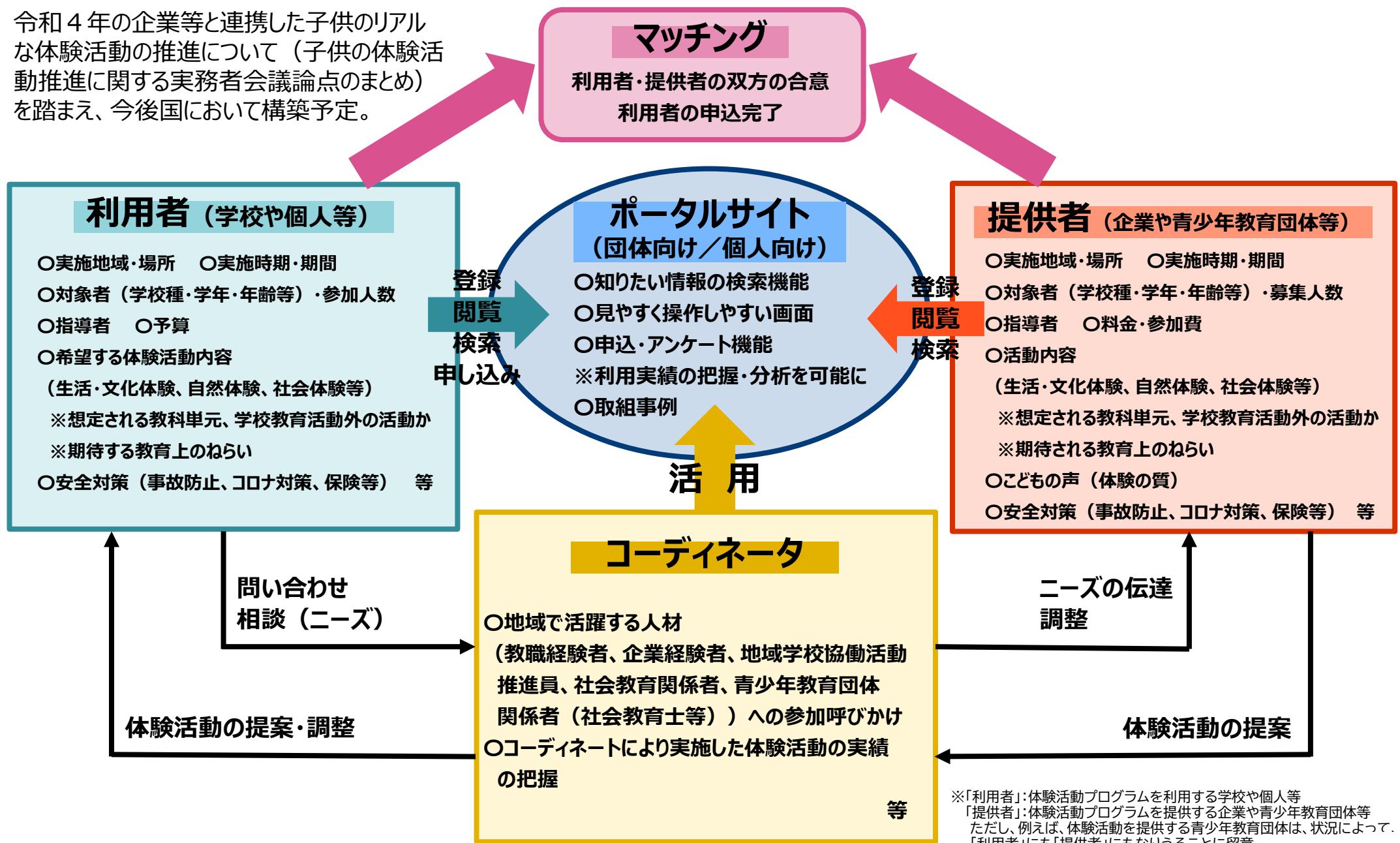
自然体験を多く行った者ほど、自己肯定感、自律性、協調性、積極性などの非認知能力が高くなる、という傾向が見られる。



出典)独立行政法人国立青少年教育振興機構「青少年の体験活動等に関する意識調査(令和4年度調査)」

体験活動プログラムの利用者と提供者のマッチング（イメージ）

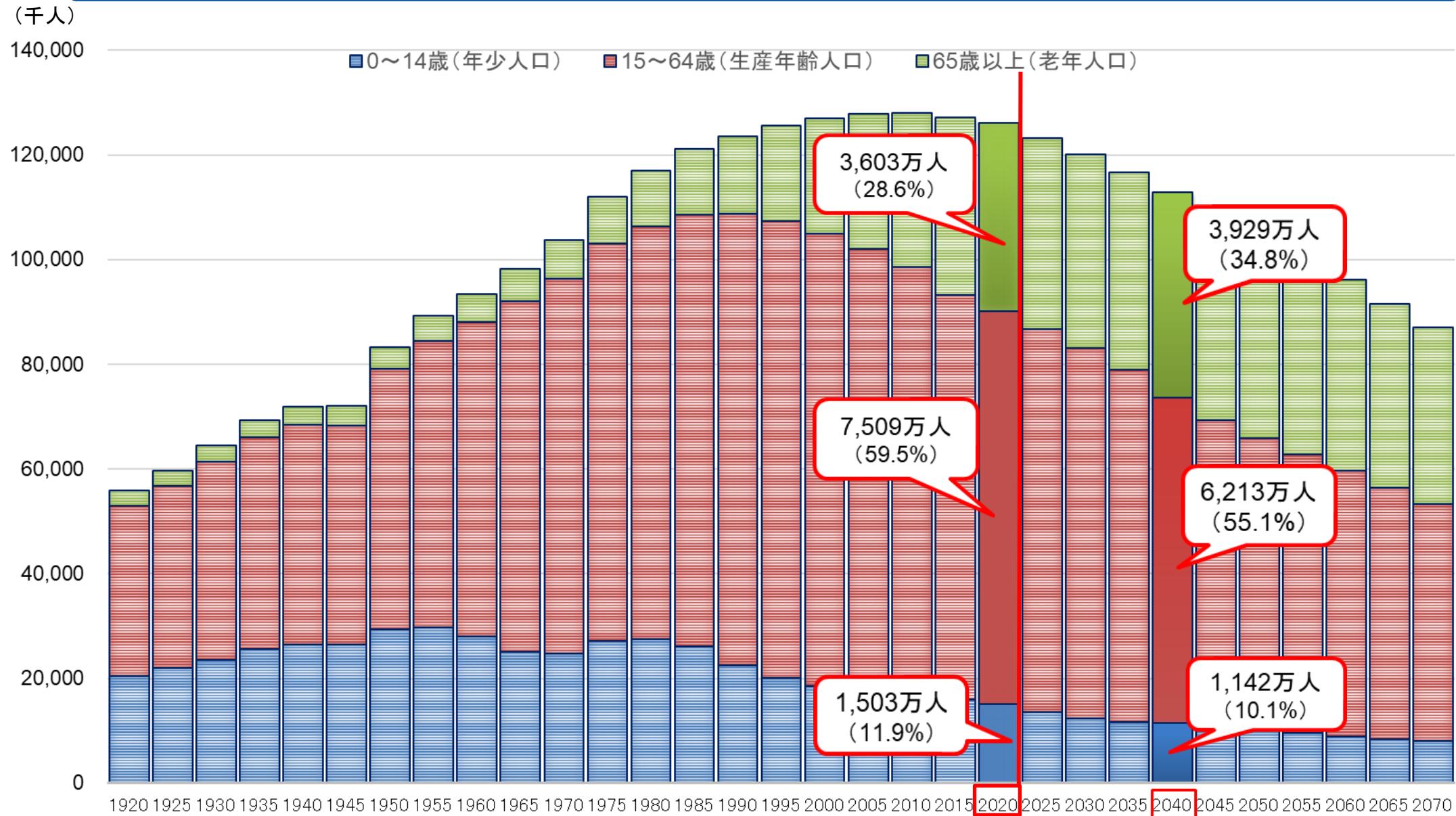
令和4年の企業等と連携した子供のリアルな体験活動の推進について（子供の体験活動推進に関する実務者会議論点のまとめ）を踏まえ、今後国において構築予定。



○社会教育を取り巻く状況

人口の推移と将来推計

国立社会保障・人口問題研究所の予測では、少子高齢化の進行により、
2040年には年少人口が1,142万人、生産年齢人口が6,213万人まで減少し、我が国の総人口の三分の一以上が65歳以上となる。



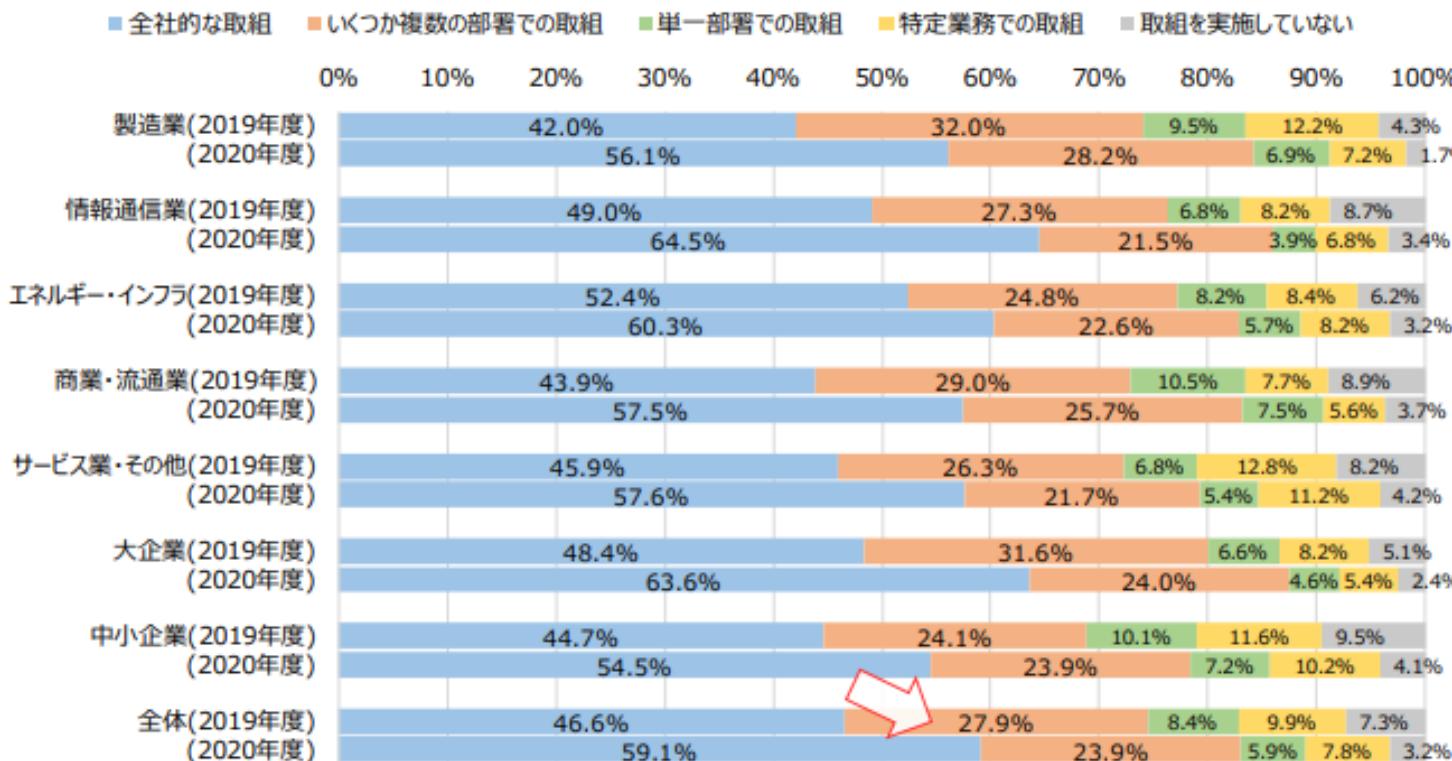
※推計値は出生中位(死亡中位)推計による。実績値の1950年～1970年には沖縄県を含まない。

1945年については、1～15歳を年少人口、16～65歳を生産年齢人口、66歳以上を老人人口としている。

(出典)1920年～2020年:「人口推計」(総務省)、2025年～2070年:「日本の将来推計人口(令和5年推計)」(国立社会保障・人口問題研究所)

DX（デジタルトランスフォーメーション）に関する状況

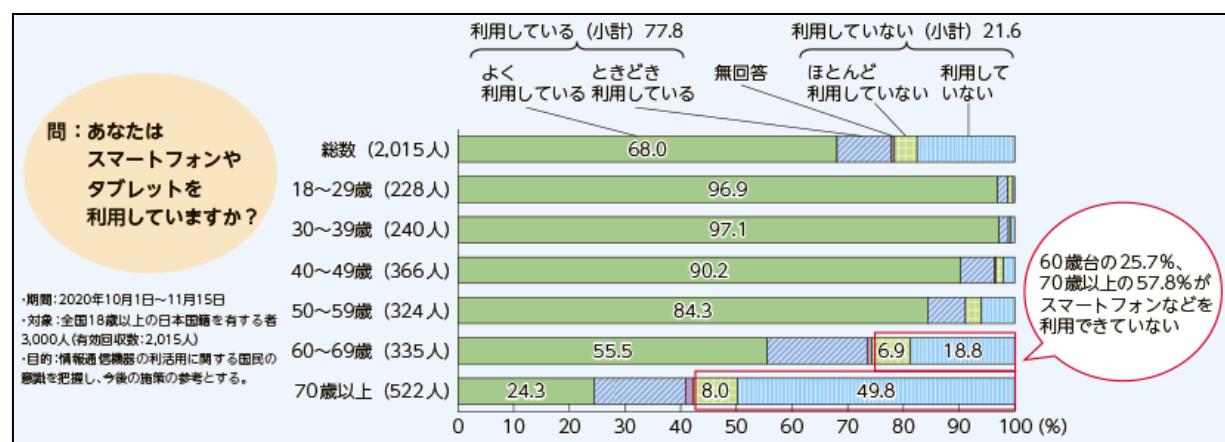
日本は、DXに関連する取組が行われている範囲は、業種・規模によって大きな差異は見られず、**いずれの業種・規模においても2020年度に範囲が拡大している。**



(出典)総務省委託調査「デジタル・トランスフォーメーションによる経済へのインパクトに関する調査研究報告書(株式会社情報通信総合研究所)」(2021年3月)

その一方で…
世代別デジタルデバイドの現状は
60歳台の4分の1、70歳台の半数以上がスマートフォン等を利用できていない状況。

(出典)令和4年度版 情報通信白書 データ集 (第4章コラム3)

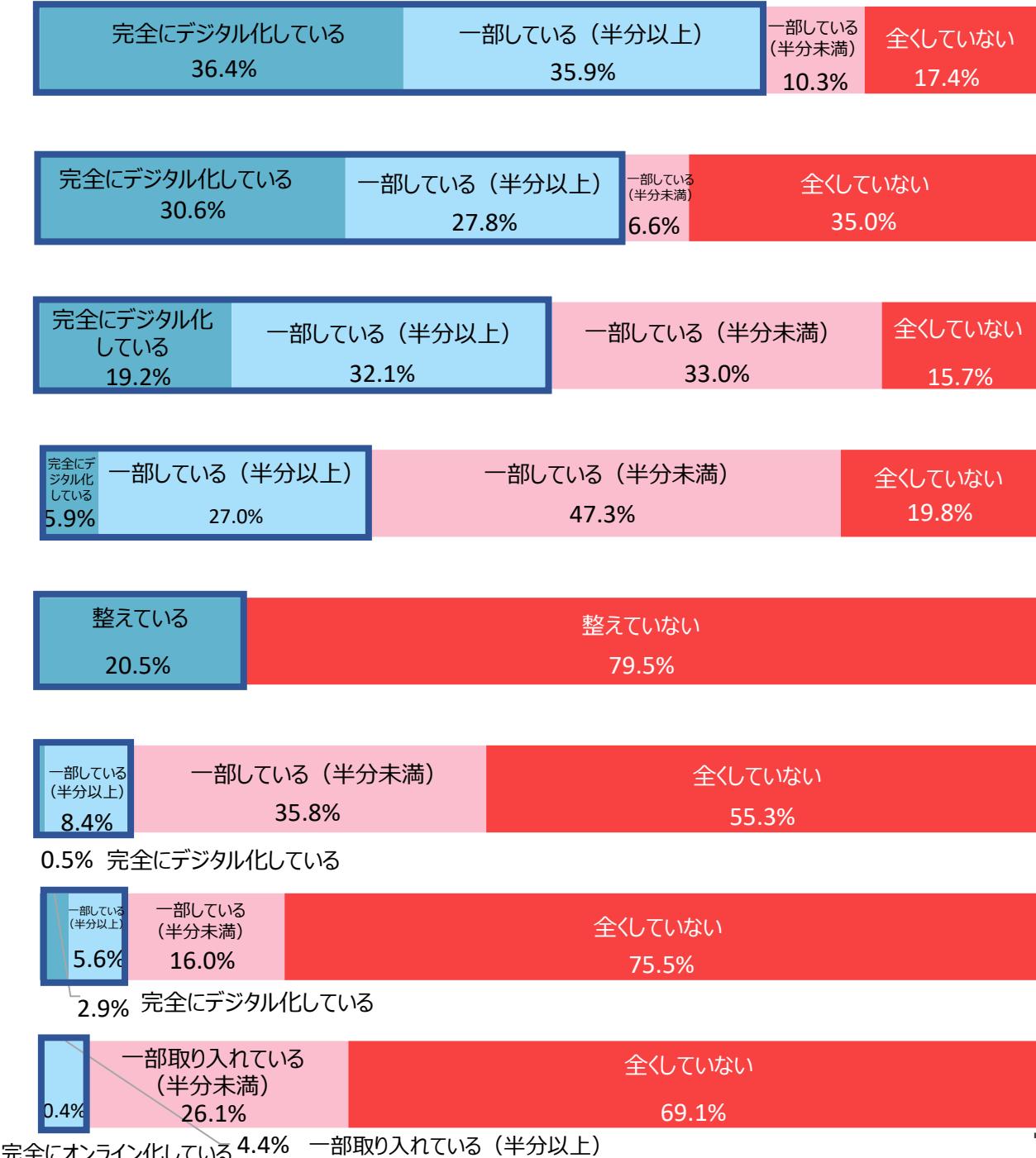


GIGAスクール構想の下での校務DX化チェックリスト自己点検結果（学校）

教員と保護者間の連絡のデジタル化

- ① 学校徴収金について、現金徴収ではなく、口座振替、インターネットバンキング等を活用して徴収金の徴収を行っていますか
- ② 児童生徒の欠席・遅刻・早退連絡について、クラウドサービスを用い、PC・モバイル端末等から受け付け、学校内で集計していますか
- ③ 保護者への調査・アンケート等をクラウドサービスを用いて実施・集計していますか
- ④ 学校から保護者へ発信するお便り・配布物等をクラウドサービスを用いて一斉配信していますか
- ⑤ 業務時間外の保護者からの問い合わせや連絡事項について、クラウドサービス等を用い、PC・モバイル端末等から受け付ける体制を整えていますか
- ⑥ 保護者から学校への提出資料をクラウドサービスを用い、受け付けていますか
- ⑦ 保護者との日程調整をクラウドサービスを用いて行っていますか
- ⑧ 学校説明会や保護者面談などにオンライン形式を取り入れていますか

出典：文部科学省「GIGAスクール構想の下での校務DX化チェックリスト」学校・教育委員会の自己点検結果総括

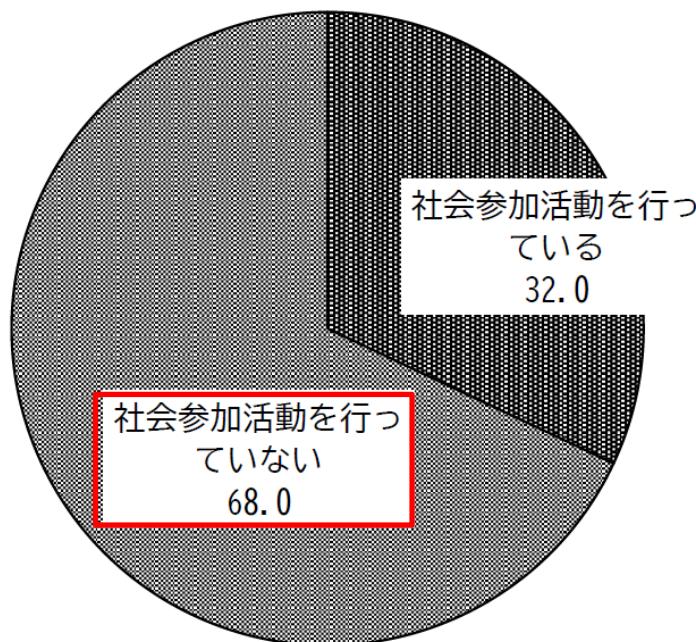


地域の繋がりの希薄化①

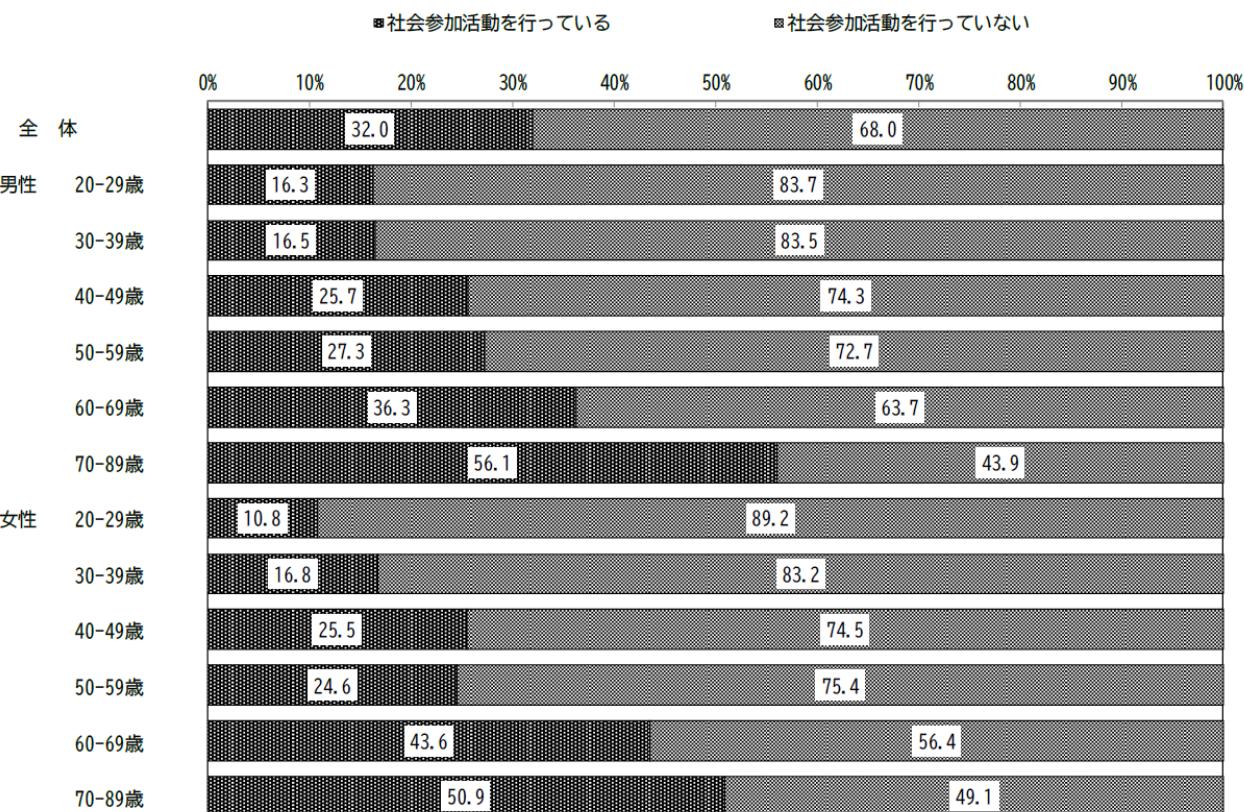
- 2022年1年間の社会参加活動状況について、全体では「社会参加活動を行っていない」が68.0%を占めた。
- 年代別にみると、「社会参加活動を行っていない」と回答した割合がもっとも高いのは20~29歳であり、年齢を重ねるごとに参加している割合は減少傾向にある。

○2022年1年間の社会参加活動状況

※ここでの社会参加活動は、地域における子ども・高齢者・障害者など困難を抱える人々を手助けする手助けをするボランティアもしくはNPOなどの活動(子ども食堂、保育への手伝い、高齢者見守りネットワーク、家事援助、車いす町歩きなど)、地域における交流・まちづくりに関するボランティア(町内会のイベント、催し物の手伝い、交流スペースへの参加、環境美化、緑化推進等、安全活動、防災活動、PTA、自治会、町内会)などの活動を想定。



(出典)令和4年度厚生労働省委託事業
「令和4年度少子高齢社会等調査検討事業報告書
(エム・アール・アイリサーチアソシエイツ株式会社)」(令和5年3月)

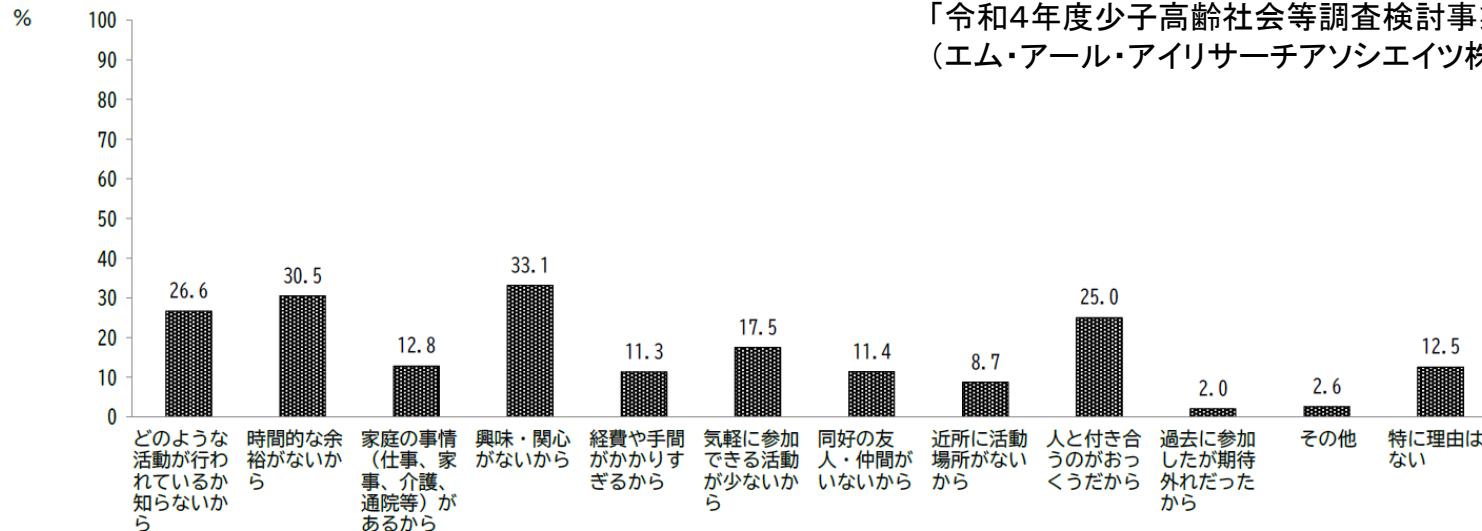


地域の繋がりの希薄化②

○社会参加活動をしない理由は、全体では「興味・関心がないから」が33.1%で最多、次いで「時間的な余裕がないから」が30.5%であった。

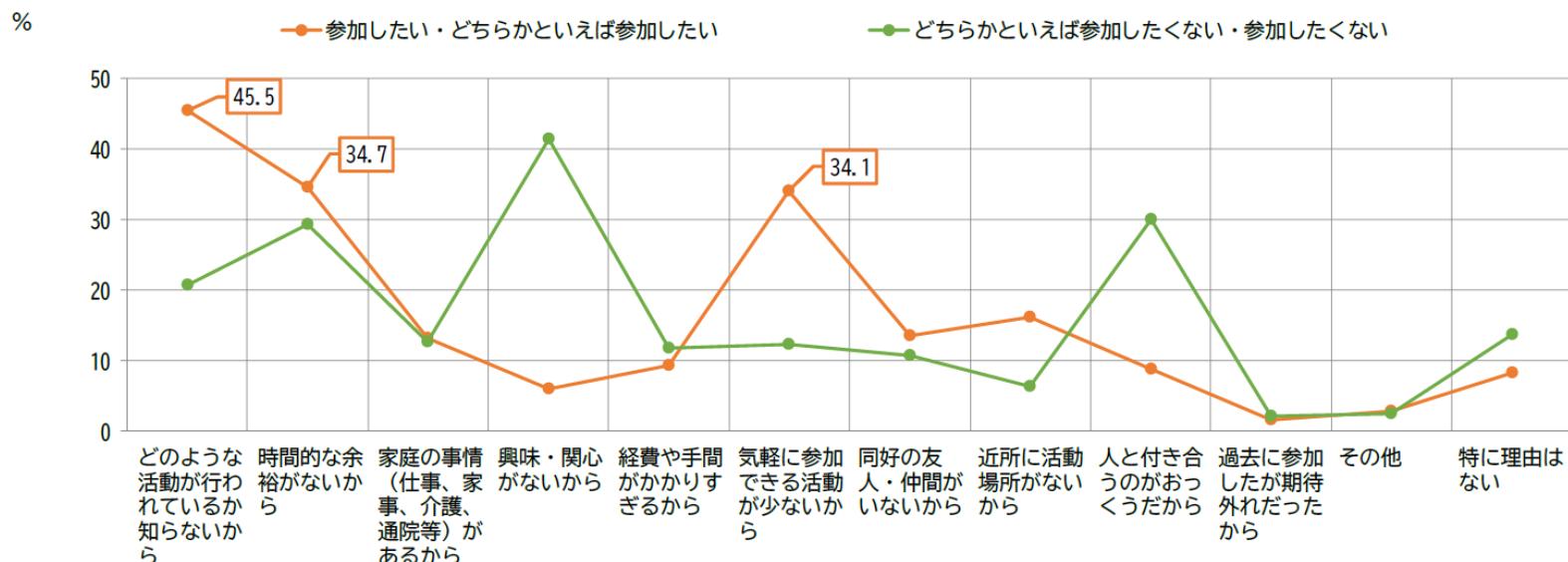
○参加意向別にみると、「参加したい」「どちらかといえば参加したい」と回答した人の社会参加活動をしていない理由として高かったのは、「どのような活動が行われているか知らないから」(45.5%)であった。

○社会参加活動をしない理由



(出典)令和4年度厚生労働省委託事業
「令和4年度少子高齢社会等調査検討事業報告書
(エム・アール・アイリサーチアソシエイツ株式会社)」(令和5年3月)

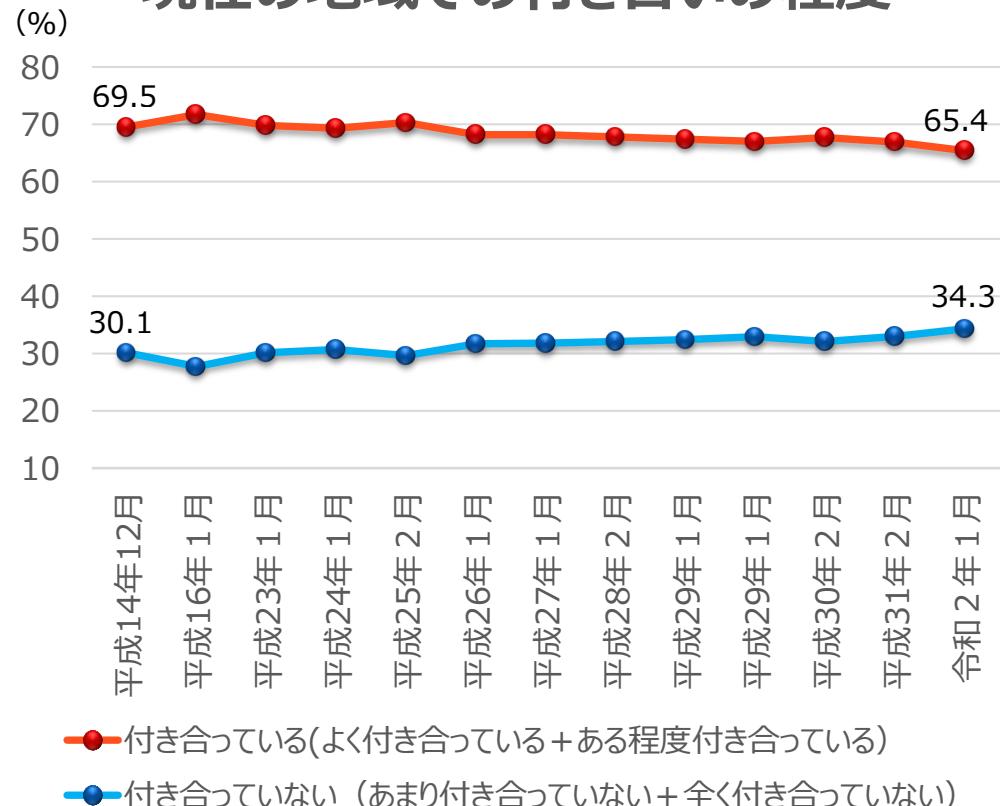
○参加意向別の社会参加活動をしない理由



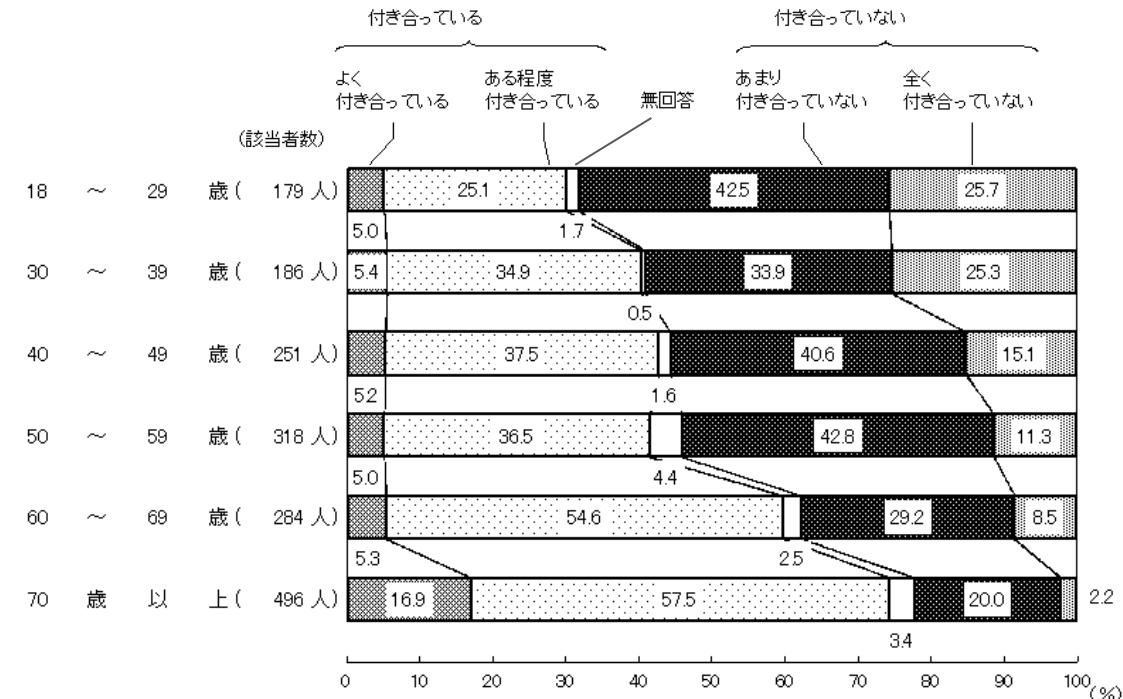
地域の繋がりの希薄化③

- 現在の地域での付き合いの程度については、徐々に付き合っていない割合が増加している。
- 年齢別にみると、付き合っていない割合が60歳以上で約4割で、18～29歳で約7割になる。

現在の地域での付き合いの程度



年齢別の内訳（令和5年11月調査）



(注) 令和2年1月調査までは、調査員による個別面接聴取法で実施しているため、令和3年12月調査以降との単純比較は行わない。

(注) 平成29年1月の調査はいずれもそのうち20歳以上のデータ

(出典) 内閣府「社会意識に関する世論調査」

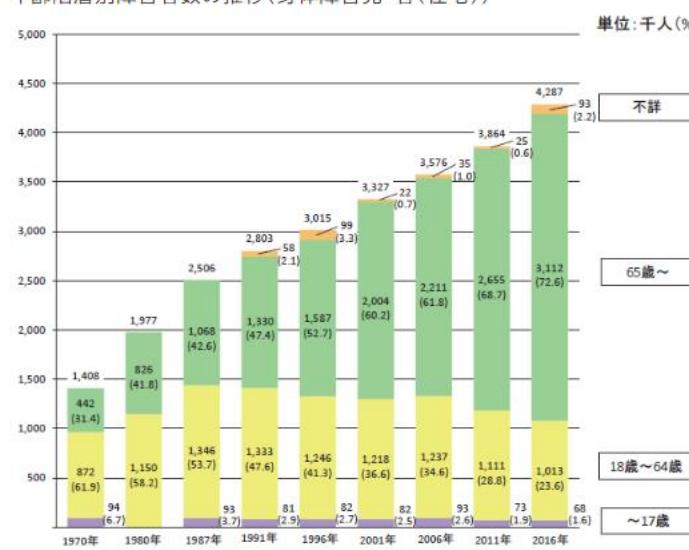
障害者の状況

- 身体障害、知的障害、精神障害の3区分について、各区分における障害者数の概数は、身体障害者（身体障害児を含む。以下同じ。）436万人、知的障害者（知的障害児を含む。以下同じ。）109万4千人、精神障害者614万8千人となっている。
- これを人口千人当たりの人数（※）でみると、身体障害者は34人、知的障害者は9人、精神障害者は49人となる。複数の障害を併せ持つ者もいるため、単純な合計にはならないものの、**国民のおよそ9.2%が何らかの障害を有していることになる。**
- 各区分の障害者の概数は増加傾向にある。

なお、当該身体障害者数及び知的障害者数は、「生活のしづらさなどに関する調査」に基づき推計されたものである一方、精神障害者数は、医療機関を利用した精神疾患のある患者数を精神障害者数としていることから、精神疾患による日常生活や社会生活上の相当な制限を継続的には有しない者も含まれている可能性がある。

（※）身体障害者、知的障害者については、総務省「人口推計」2016年10月1日（確定値）、精神障害者については、総務省「人口推計」2020年10月1日（確定値）を用いて算出。

年齢階層別障害者数の推移(身体障害児・者(在宅))

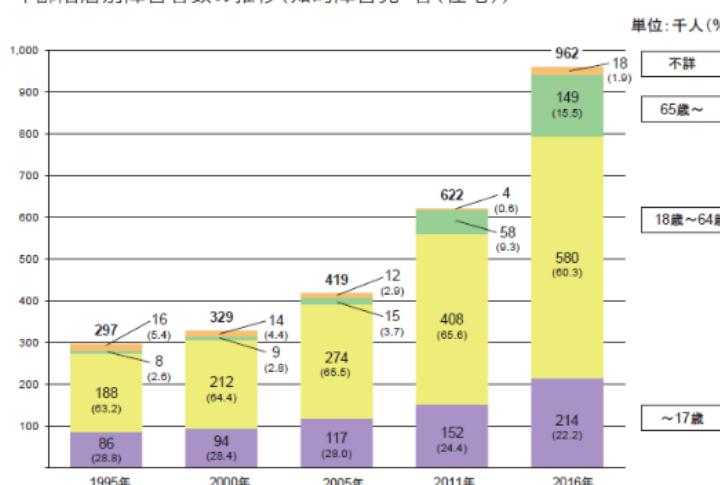


注1:1980年は身体障害児(0～17歳)に係る調査を行っていない。

注2:四捨五入で人数を出しているため、合計が一致しない場合がある。

資料:厚生労働省「身体障害児・者実態調査」(~2006年)、厚生労働省「生活のしづらさなどに関する調査」(2011・2016年)

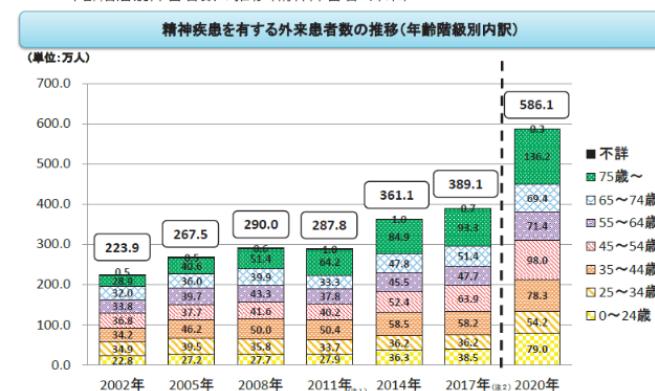
年齢階層別障害者数の推移(知的障害児・者(在宅))



注:四捨五入で人数を出しているため、合計が一致しない場合がある。

資料:厚生労働省「知的障害児(者)基礎調査」(~2005年)、厚生労働省「生活のしづらさなどに関する調査」(2011・2016年)

年齢階層別障害者数の推移(精神障害者・外来)



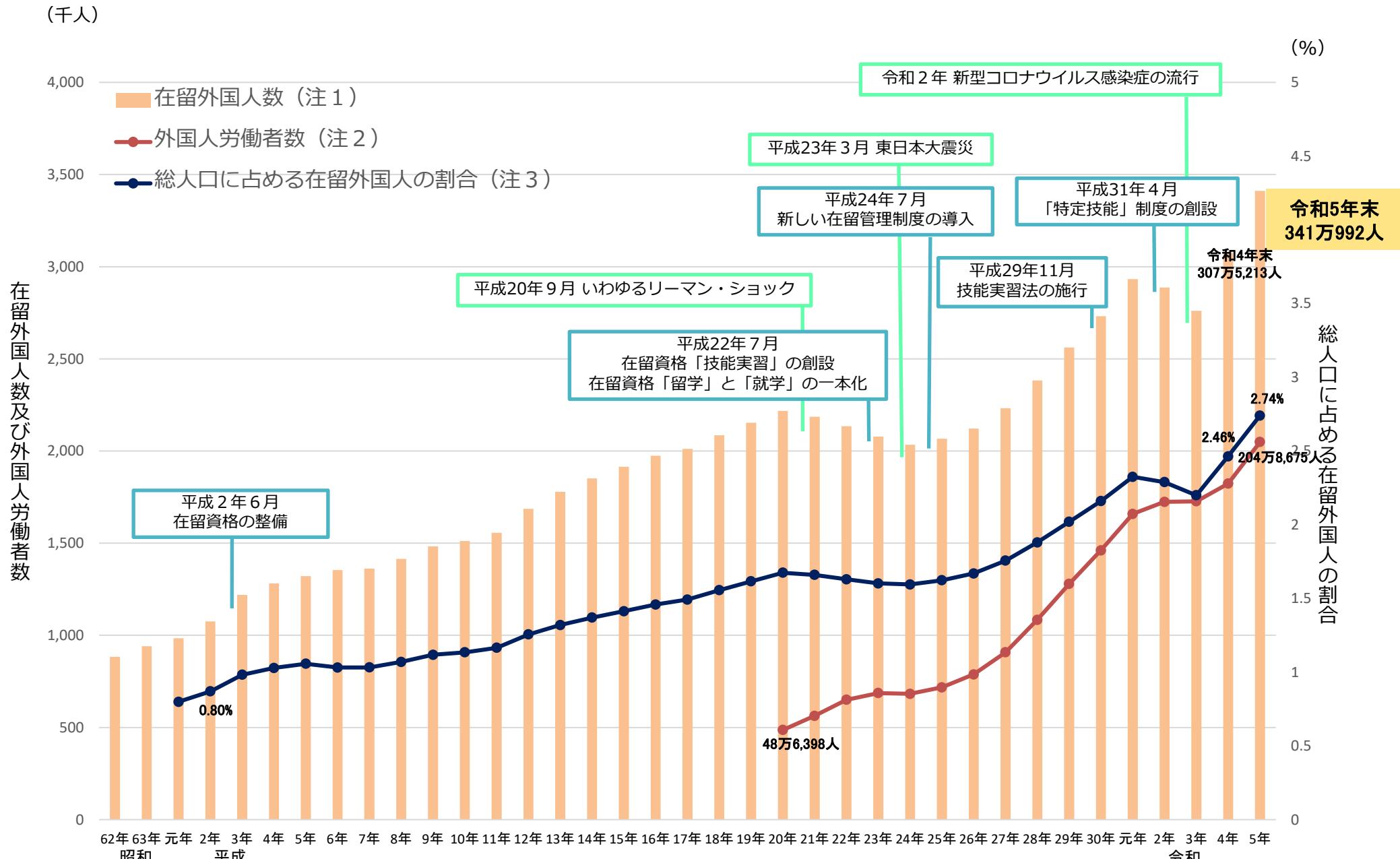
注1)2011年の調査では宮城県の一部と福島県を除いている。

注2)2020年から総患者数の推計方法を変更している。具体的には、外来患者数の推計に用いる平均診療間隔の算出において、前回診療日から調査日までの算定対象の上限を変更している(2017年までは31日以上を除外していたが、2020年からは99日以上を除外して算出)。

注3)四捨五入で人数を出しているため、合計が一致しない場合がある。

資料:厚生労働省「患者調査」(2020年)より厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部で作成

在留外国人数及び外国人労働者数の推移



(注1) 平成23(2011)年までは法務省入国管理局(当時)「(旧)登録外国人統計」(12月末現在)に、平成24(2012)年以降は出入国在留管理庁「在留外国人統計」(12月末現在)に基づく。

(注2) 厚生労働省「『外国人雇用状況』の届出状況まとめ」(各年10月末現在の統計)に基づく(外国人雇用状況の届出制度は、平成19(2007)年10月1日から開始されているため、平成20(2008)年以降の推移を示している。)。

(注3) 総人口は、総務省「人口推計」(各年10月1日現在の統計)に基づく。